

第 7 期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画

第 3 期障害児福祉計画

(最終案)

(令和 6 年度～令和 8 年度)

令和 6 年 2 月

長 岡 市

総論

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	1
3 計画の位置付け	2
4 計画策定の体制	2
5 計画の期間	2
6 計画策定後の推進体制	3

第2章 現状と課題

1 現状	4
2 主要課題	11

第3章 施策体系

1 施策の体系図及び施策体系の概要	13
-------------------	----

各論

第1章 差別解消に向けた相互理解への取組

第1節 ともしび運動	20
第2節 障害と障害のある人に対する理解の普及啓発	24
第3節 福祉教育の推進	26

第2章 地域生活のための体制の充実

第1節 相談支援体制の充実	28
第2節 地域生活支援の構築	30
第3節 権利擁護の推進	32
第4節 経済的な支援	34
第5節 地域福祉の推進	35
第6節 ボランティア活動等の推進	37
第7節 情報提供と意思疎通支援の推進	39

第3章 保健・医療の充実

第1節	早期の発見	41
第2節	医療・リハビリテーションの充実	44
第3節	保健活動の充実	46

第4章 療育・教育の充実

第1節	早期相談・療育施策の充実	48
第2節	教育施策の充実	51

第5章 雇用促進と就労支援

第1節	雇用・就労施策の推進	54
-----	------------	----

第6章 余暇活動の充実

第1節	スポーツ・レクリエーションの振興	57
第2節	文化活動の推進	59

第7章 住みよい生活環境の整備

第1節	公共施設等の整備	60
第2節	住宅環境の整備	64
第3節	公共交通対策の推進	65
第4節	防災・防犯対策の推進	68

第8章 障害福祉サービス等の提供基盤の整備（障害福祉計画）

1	令和8年度における目標値	73
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	73
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	75
(3)	地域生活支援の充実	75
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	76
(5)	相談支援体制の充実・強化等	81
(6)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	81
2	サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策	83
(1)	訪問系サービス	83
(2)	日中活動系サービス	86
(3)	居住系サービス	98
(4)	相談支援	101

3 地域生活支援事業の実施に関する事項	104
(1) 必須事業	
① 理解促進研修・啓発事業	105
② 自発的活動支援事業	106
③ 相談支援事業	107
④ 成年後見制度利用支援事業	109
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	110
⑥ 意思疎通支援事業	111
⑦ 日常生活用具給付等事業	112
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	114
⑨ 移動支援事業	115
⑩ 地域活動支援センター（機能強化事業）	118
(2) その他の任意事業	
① 日常生活支援	120
② 社会参加支援	123
③ その他	125

第9章 障害児福祉サービス（障害児福祉計画）

1 令和8年度における目標値	128
(1) 障害児支援の提供体制の整備等	128
2 サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策	131
(1) 障害児支援	131
3 関係機関との連携	138

総

論



第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

長岡市は、平成9年3月に県内で初めて、障害者基本法に定める市町村障害者計画として「長岡市障害者基本計画」を策定し、平成19年3月には、市町村障害福祉計画と「長岡市障害者基本計画」を一体的にまとめた「第1期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」を策定しました。平成30年3月には、改正児童福祉法の施行を受け、「第1期障害児福祉計画」を「第5期障害者基本計画・障害福祉計画」と一体的に策定しました。

長岡市においては、人口の減少が続いている一方で、障害者数は緩やかに増加している状況が続いています。**障害のある人の高齢化・重度化や、親なき後を見据え、障害のある人が望む暮らしを実現できるように、**地域全体で支えるサービス提供体制の構築が求められています。

また、障害のある人への支援については、難病や発達障害、高次脳機能障害など対象者の幅も広く、専門性を備えた支援者が必要とされているほか、障害のある人やその家族による相談も複合化・多様化していることから、介護分野などを含めた関係機関の連携・協力による包括的な相談対応や、日常生活や社会生活全般にわたるきめ細かな支援が求められています。

障害児については、健やかな育成のために障害種別にかかわらず発達支援をすることが必要です。障害の疑いがある段階から身近な地域で支援ができるように、地域の母子保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障害児やその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで切れ目の無い一貫した支援を提供する地域支援体制の構築が求められています。

「第7期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」は、子どもから大人まで一貫した支援の推進を共通の視点として各施策を推進するとともに、「第7期障害福祉計画」では、国が示す基本指針や、第6期計画の数値目標に対する進捗状況、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、令和8年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定しました。また、「第3期障害児福祉計画」においても、障害児支援における各数値目標や、障害福祉サービス等の見込み量を定めました。この計画に基づき、長岡市における障害者施策の一層の充実に取り組みます。

2 計画の基本理念

この計画では、「誰もが健やかで元気に、安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指すことを基本理念とします。

3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画である「長岡市地域福祉計画」を上位計画として位置づけ、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を一体的に策定したものです。

また、国の障害者基本計画、新潟県健康福祉ビジョン、新潟県障害者計画、新潟県障害福祉計画、新潟県障害児福祉計画、長岡市総合計画、長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、長岡市子育て・育ち“あい”プラン、ながおかヘルシープラン21、長岡市国民健康保険特定健康診査等実施計画、長岡市地域防災計画、長岡市住生活マスタープラン、長岡市人権教育・啓発推進計画、長岡市スポーツ推進計画との整合性を図ります。

4 計画策定の体制

(1) 「長岡市障害者施策推進協議会」の設置

市民・団体等の代表からなる委員会を設置し、委員から計画案についての意見、提言を受けて、この検討結果を計画に反映させることを目的としています。

〔構成〕

保健・医療・福祉関係者、教育関係者、労働関係者、学識経験者、公募委員を含む19人の委員で構成しています。

(2) 連携体制

計画を策定するにあたり、市の関係部署、県、社会福祉法人、NPO法人等の関係機関とも調整検討等を行いながら、計画を策定しました。

5 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とし、令和8年度に次期計画策定のため、見直しを行います。なお、計画期間中に法制度の改正等が行われ、第7期計画や第3期計画の見直しが必要となった場合は、随時対応します。

6 計画策定後の推進体制

この計画の推進にあたり、「長岡市障害者施策推進協議会」において進捗管理を行うとともに、県、障害保健福祉圏域（中越圏域）関係市町村、医療法人、社会福祉法人、NPO 法人等の関係機関と連携を図りながら効果的に事業を実施していきます。

計画の推進については、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、取組を進めていくことが必要になります。

そのため、PDCAサイクルを導入し、定期的に進捗を把握し、分析・評価のうえ、課題等がある場合には、随時対応していきます。

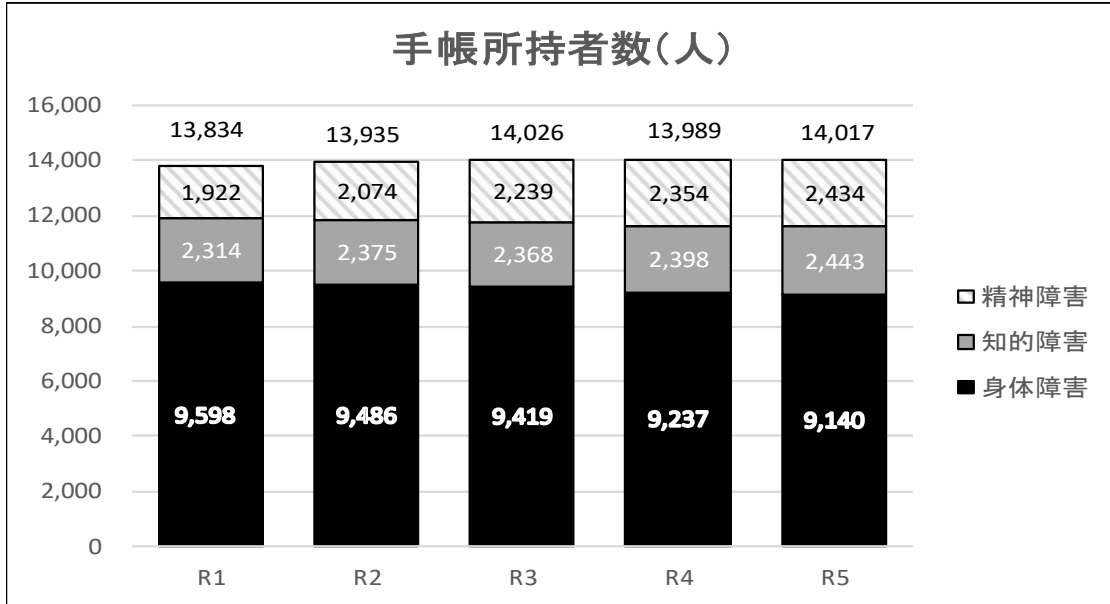
※PDCAサイクルとは「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

第2章 現状と課題

1 現状

【障害者手帳所持者数】

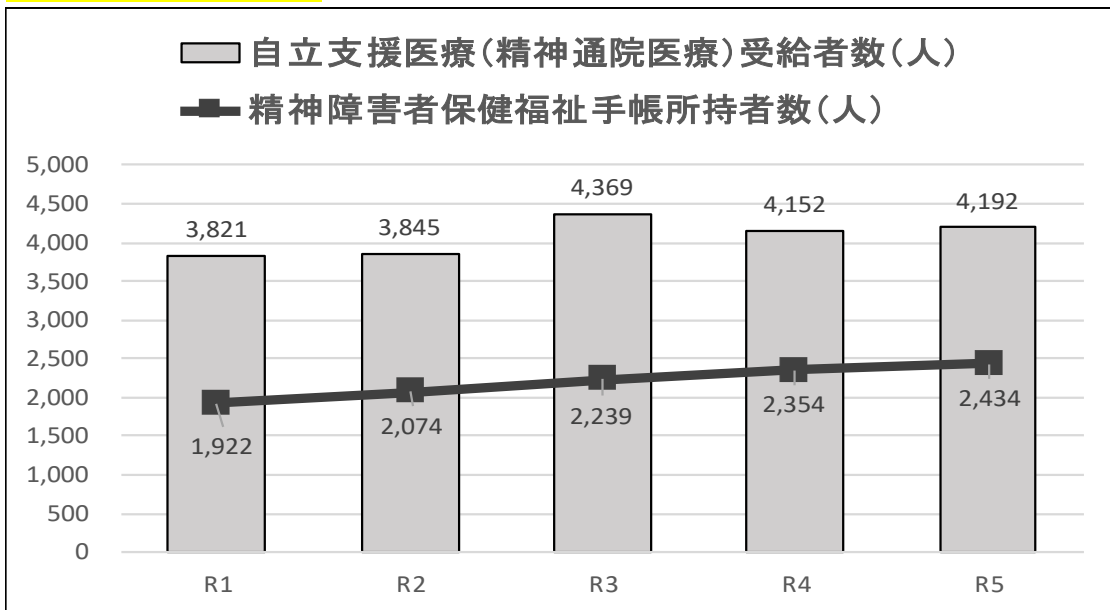
(各年4月1日現在)



- 障害者手帳所持者数の合計は、これまでわずかに増加していましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。手帳別では、身体障害が減少している一方で、知的障害、精神障害の手帳所持者が増加しています。

【精神障害者等の状況】

(各年4月1日現在)



- 精神障害者保健福祉手帳の所持者数と精神疾患により通院している人は、第6期計画策定時よりも増加傾向です。

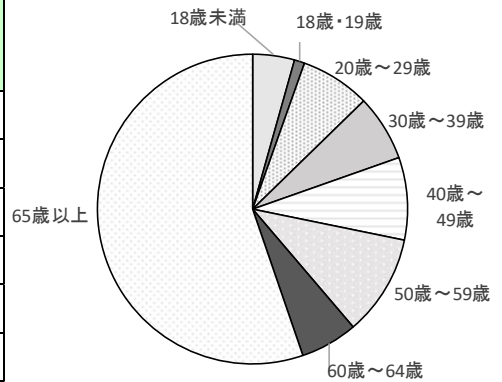
【年齢別の手帳所持者数】

【3手帳合計】

(各年4月1日現在)

年齢	R1	R5	比較	
	人数	人数	人数	増減率 (%)
18歳未満	620	614	-6	-1.0
18歳・19歳	168	149	-19	-11.3
20歳～29歳	852	1,020	+168	+19.7
30歳～39歳	819	966	+147	+17.9
40歳～49歳	1,183	1,205	+22	+1.9
50歳～59歳	1,396	1,478	+82	+5.9
60歳～64歳	955	837	-118	-12.4
65歳以上	7,841	7,748	-93	-1.2
計	13,834	14,017	+183	+1.3

3手帳所持者の状況(R5)



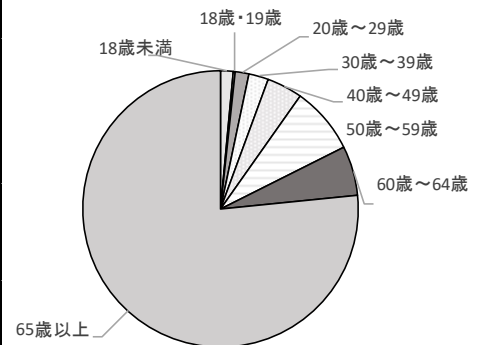
- 60歳以上の手帳所持者数が減少している一方、20歳台と30歳台は大きく増加しています。また、手帳所持者数の合計は、第6期計画策定時よりもわずかに増加しています。

【身体障害】

(各年4月1日現在)

年齢	R1	R5	比較	
	人数	人数	人数	増減率 (%)
18歳未満	142	136	-6	-4.2
18歳・19歳	30	18	-12	-40.0
20歳～29歳	162	147	-15	-9.3
30歳～39歳	219	214	-5	-2.3
40歳～49歳	411	380	-31	-7.5
50歳～59歳	773	717	-56	-7.2
60歳～64歳	648	529	-119	-18.4
65歳以上	7,213	6,999	-214	-3.0
計	9,598	9,140	-458	-4.8

身体障害者手帳所持者の状況(R5)

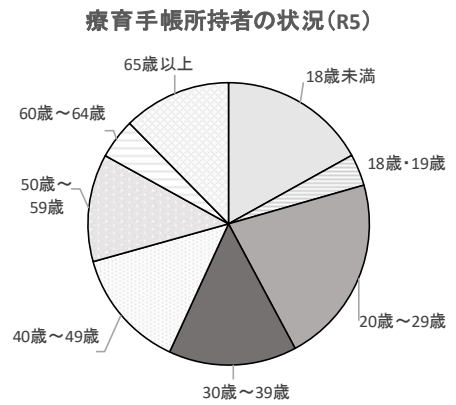


- 手帳所持者数は減少傾向にあり、すべての世代で第6期計画策定時よりも手帳所持者数が減少しています。また、65歳以上の高齢世代での手帳所持者は全体の4分の3を占めています。

【知的障害】

(各年4月1日現在)

年齢	R1	R5	比較	
	人数	人数	人数	増減率 (%)
18歳未満	428	414	-14	-3.3
18歳・19歳	110	89	-21	-19.1
20歳～29歳	464	527	+63	+13.6
30歳～39歳	289	360	+71	+24.6
40歳～49歳	375	337	-38	-10.1
50歳～59歳	252	301	+49	+19.4
60歳～64歳	108	112	+4	+3.7
65歳以上	288	303	+15	+5.2
計	2,314	2,443	+129	+5.6

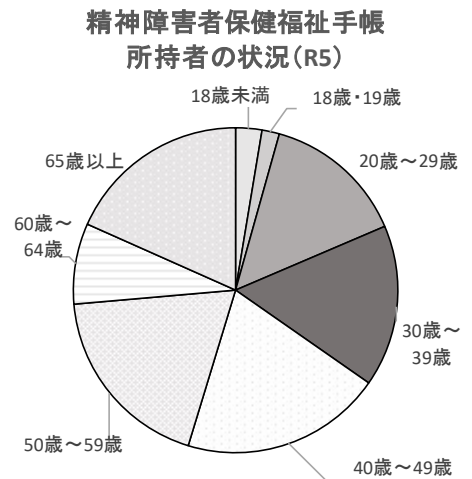


- 療育手帳は、若年世代で取得することが多いです。手帳所持者数は、第6期計画策定時よりも20歳台、30歳台、50歳台で増加しています。

【精神障害】

(各年4月1日現在)

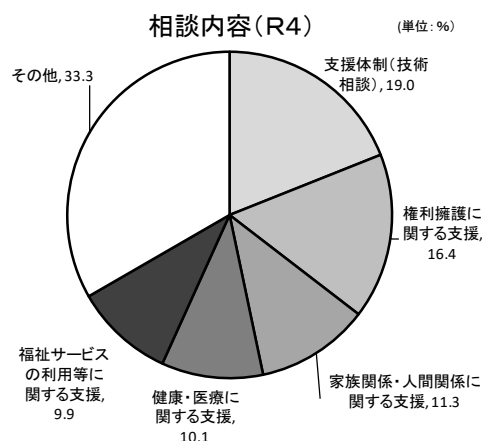
年齢	R1	R5	比較	
	人数	人数	人数	増減率 (%)
18歳未満	50	64	+14	+28.0
18歳・19歳	28	42	+14	+50.0
20歳～29歳	226	346	+120	+53.1
30歳～39歳	311	392	+81	+26.0
40歳～49歳	397	488	+91	+22.9
50歳～59歳	371	460	+89	+24.0
60歳～64歳	199	196	-3	-1.5
65歳以上	340	446	+106	+31.2
計	1,922	2,434	+512	+26.6



- 手帳所持者数は増加傾向にあり、第6期計画策定時よりも毎年増加しています。ほとんどの世代で所持者数が増えています。

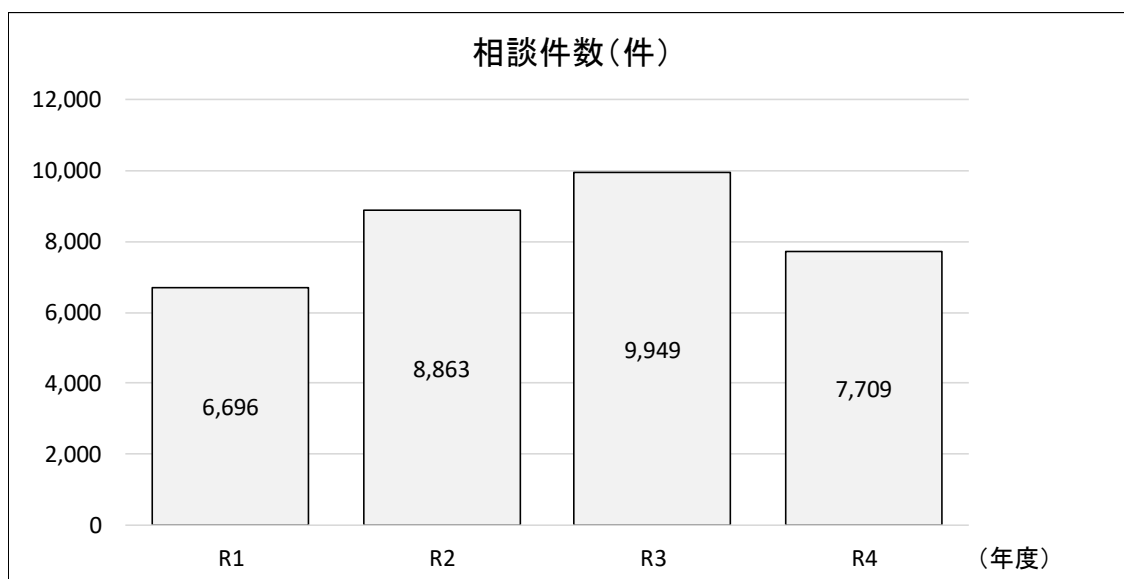
【相談支援事業の状況】

相談のあった機関	R1	R4	比較	
	件数	件数	件数	増減率 (%)
警察	390	118	-272	-69.7
県・市町村、保健所	378	348	-30	-7.9
相談支援事業所	313	405	+92	+29.4
本人・家族等	290	603	+313	+107.9
その他	412	391	-21	-5.1
計	1,783	1,865	+82	+4.6

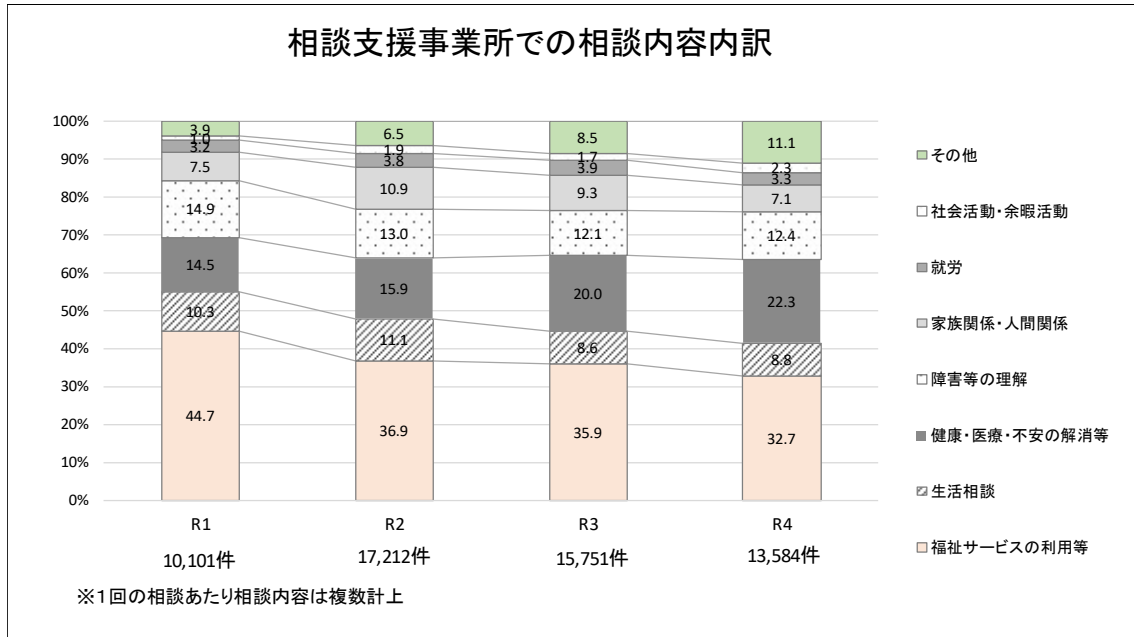


- 障害者基幹相談支援センターでは、相談支援事業所、本人・家族等からの相談が増加傾向にあります。特に本人・家族等からの相談は前回計画と比較し、2倍以上となっています。主な相談内容は、「支援体制(技術相談)」、「権利擁護に関する支援」、「家族関係・人間関係に関する支援」となっています。

【相談支援事業所の状況】



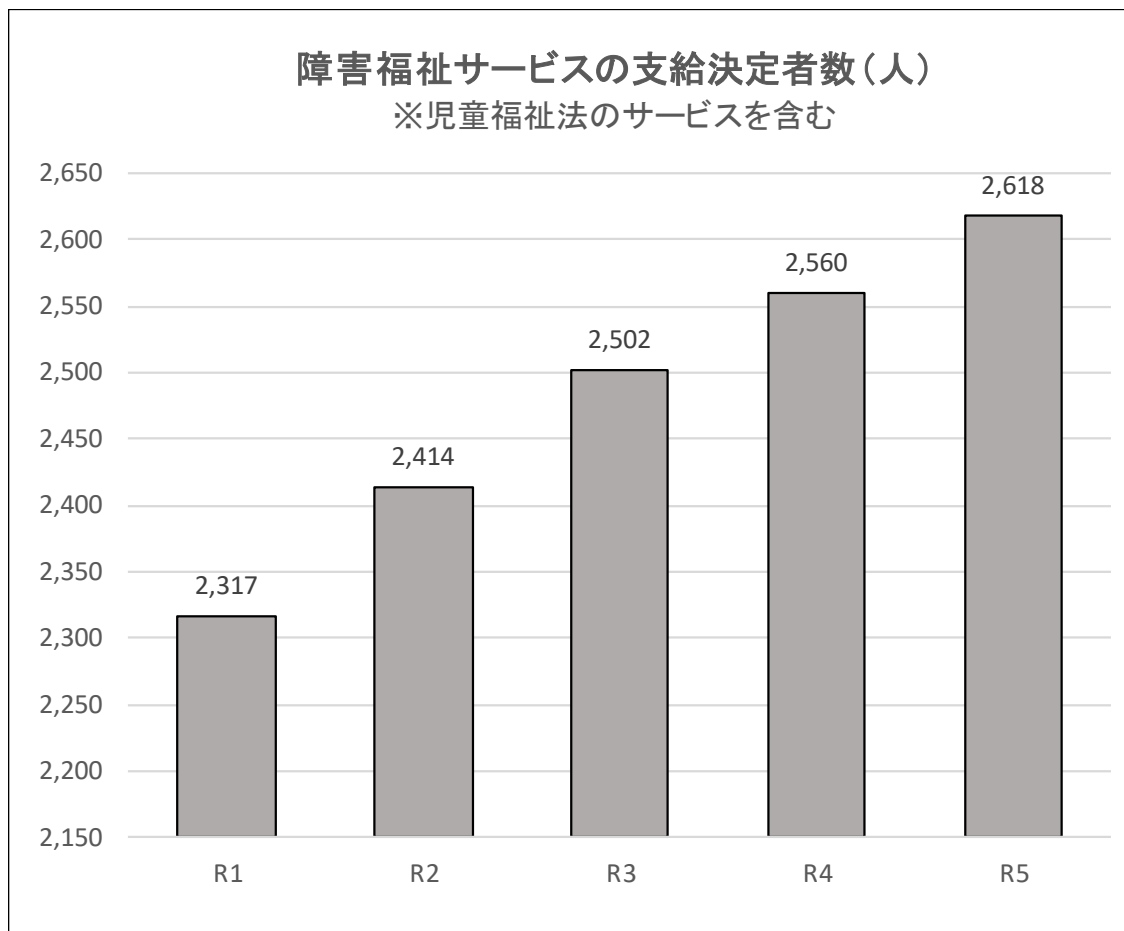
- 相談件数は、令和4年度、前年度比△23% (△2,240件) となりましたが、相談内容の多様化や解決困難な相談事例が増加しています。相談支援専門員の果たす役割は年々大きくなってきています。



- **相談支援事業所には多様な相談が寄せられるため、それに広く対応できる体制が求められてきており、そのため障害者基幹相談支援センターを中心とした計画的・体系的な研修会の実施と定期的なスキルアップの機会を確保し、継続した人材育成に取り組む必要があります。**

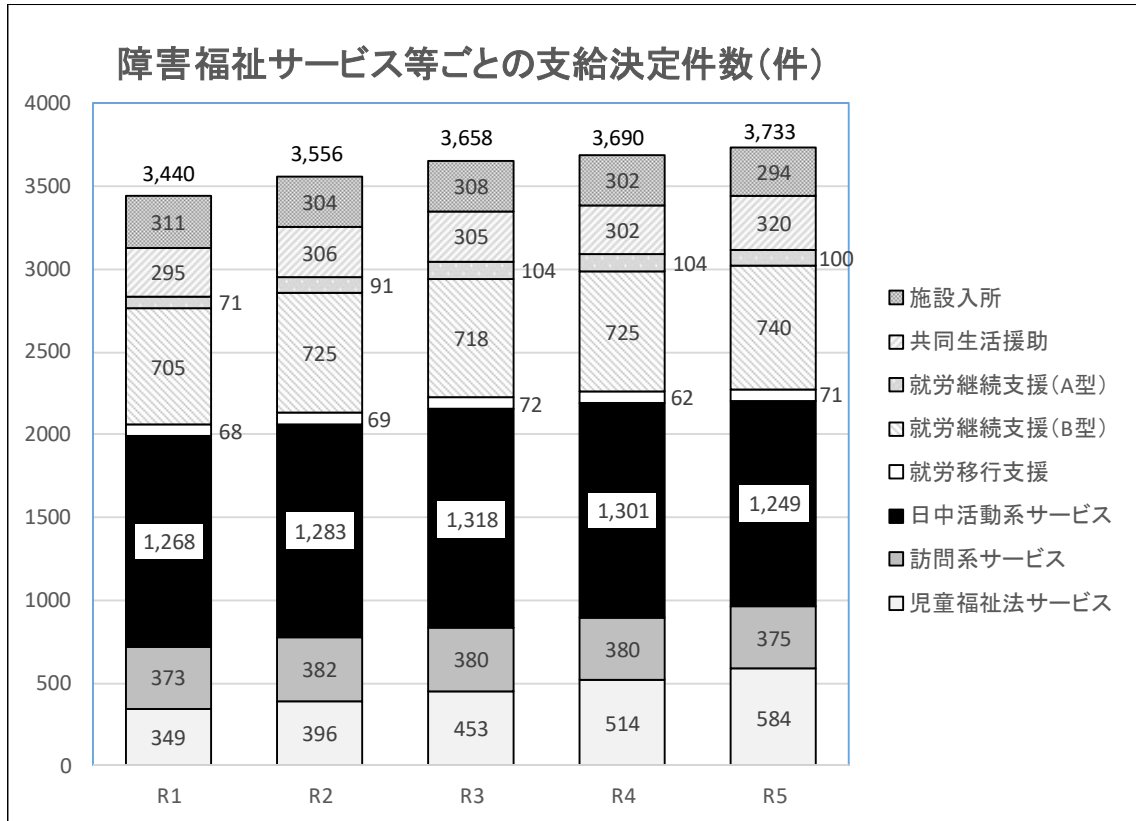
【障害福祉サービス等の支給決定状況】

(各年4月1日現在)



- 相談支援体制の充実・強化により、障害福祉サービス等の利用者は増加傾向にあります。

(各年4月1日現在)



- サービス提供基盤の整備が進み、各サービスともに利用者は微増または横ばいとなっています。
- 児童福祉法サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の増加が顕著な状況です。

2 主要課題

子どもから大人まで一貫した支援の推進《施策推進における共通の視点》

小学校・中学校・高等学校への入学をはじめ、乳幼児期から成人に至るまでには様々な移行期があります。生活や支援の環境が変わるタイミングにおいては、必要となる支援の状況等が十分に引き継がれず、適切な支援が提供されないおそれがあります。このため、本計画においては「途切れない支援」「一貫した支援」を共通の視点とするとともに、これを具体的な施策や支援体制等に反映させることにより、障害のある人が地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

(1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障害のある人が地域で生活するためには、障害のある人もない人も相互に理解し合い、分け隔てられることなくともにいきいきと暮らせるまちづくりが必要です。

また、判断能力が不十分な人に対する権利擁護に関する支援は、本人だけでなく支える家族や支援者をチームとしてとらえ、それらを支えていくことが求められています。

今後も、障害のある人に対する不当な差別や虐待などがなくなるよう、市民や民間事業所に対して、より一層の相互理解に向けた普及・啓発活動が必要です。

(2) 包括的な相談支援体制の構築及び障害福祉を支える人材の育成・確保

障害のある人だけではなく、高齢者、子どもなど、生活上の困難を抱える人全てが地域において自立した生活を送ることができる地域共生社会を実現するためには、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を丸ごと支える包括的な相談体制を構築していくことが必要です。障害に関する相談については、平成31年4月から、市の委託相談支援事業所に地区担当制を導入しました。そのうえで、引き続き相談支援に従事する相談支援専門員の人材育成を行うため、計画的・体系的な研修の実施と定期的なスキルアップの機会を確保し、相談体制を強化していきます。

また、人口の減少が続いている一方で、障害のある人の高齢化・重度化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、それを担う人材や専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上が求められています。

(3) 福祉施設や精神科病院から地域生活への移行促進

福祉施設や精神科病院に入所・入院している人たちが、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、当事者及び家族等の不安の解消と、保健・医療・福祉・地域などの連携による支援体制の構築が必要です。

なかでも、精神科病院に長期入院している人たちの地域生活移行が進んでいないため、今後さらに移行促進の取組を強化していくことが求められています。

(4) 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人が安心して地域で生活できるようにするためには、居住支援や地域生活支援などを総合的に提供することが必要です。

障害の重度化、障害のある人やその家族の高齢化や親なき後を見据え、地域の関係機関との連携のもと、地域生活を総合的に支援するために必要な機能を、地域における様々な社会資源を活用して体制整備をしていくことが求められています。

(5) 障害や発達特性のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の整備

発達特性のある子どもに早期段階からアプローチし、成長に応じた適切な支援を行うとともに保護者の気持ちに寄り添った相談支援体制の充実を図ることが重要です。

また、障害の有無にかかわらず、ともに地域で育ちあう環境づくりや、障害のある子どもの居場所の確保、医療的ケア児の支援体制など、関係機関が有機的に連携した発達支援体制の整備が求められています。

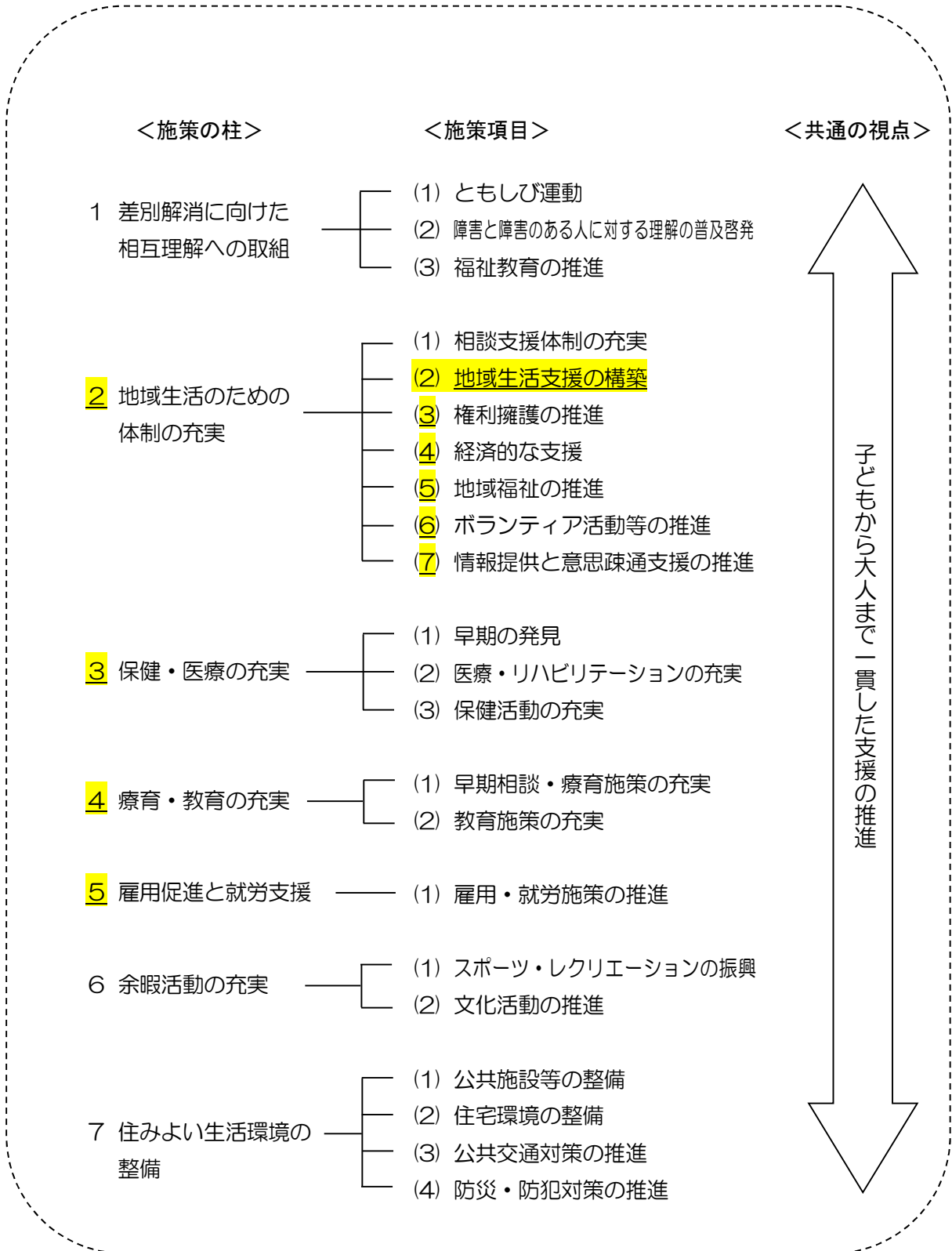
(6) 福祉施設からの一般就労の促進

福祉施設からの一般就労については、課題が多岐に渡っており、企業が求める人材に対し、就労支援事業所から送り出す人材が適応できず、就労に結びつかないケースも多くあります。両者の意向を踏まえた適切な就労支援を行っていくことが求められています。

第3章 施策体系

1 施策の体系図及び施策体系の概要

<施策の体系図>



障害福祉サービス等の提供基盤の整備（障害福祉計画）

- 1 令和8年度における目標値
 - (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - (3) **地域生活支援の充実**
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行等
 - (5) 相談支援体制の充実・強化等
 - (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 2 サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 相談支援
- 3 地域生活支援事業の実施に関する事項
 - (1) 必須事業
 - (2) その他の任意事業

障害児福祉サービス（障害児福祉計画）

- 1 令和8年度における目標値
 - (1) 障害児支援の提供体制の整備等
- 2 サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策
 - (1) 障害児支援
- 3 関係機関との連携

<施策体系の概要>

1 差別解消に向けた相互理解への取組

自立や社会参加に関わるあらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく個人の権利が守られるよう、啓発広報に努めます。また、幼少期から障害者福祉に対する理解が深められ、習得が図られるよう、福祉教育を充実させます。

(1) ともしび運動

長岡市では、昭和63年から「ともしび運動」を展開し、ノーマライゼーションの理念の普及を図っています。

この「ともしび運動」は、長岡市の福祉行政の根幹をなすものであることから、今後も一貫した基本理念として積極的に推進し、「ともに生きる社会」の実現を目指します。

(2) 障害と障害のある人に対する理解の普及啓発

「ともに生きる社会」の実現に向けては、障害のある人に対する差別や偏見をなくす努力が必要です。

そのため、さまざまな場面において効果的な啓発広報を行いながら、障害や障害のある人に対する理解の促進を図ります。

(3) 福祉教育の推進

障害者福祉に対する市民の理解を深めるためには、幼少期からの福祉に関する学習や体験活動などを通じて「ともに生きる力」を育むことが必要です。

そのため、小・中学校においては、「総合的な学習の時間」等において福祉教育施策と連携した学習と体験活動を充実させ、**児童・生徒の福祉に対する理解をさらに深めます。**

2 地域生活のための体制の充実

個々の障害の状態に応じたサービスを提供し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談窓口の充実や支援体制の強化を図ります。また、必要な障害福祉サービスの確保や地域で支える体制の構築に努めます。

(1) 相談支援体制の充実

保健・医療・福祉等のサービスが多様化している中で、地域における様々な社会資源を活用しながら、障害のある人や家族からの様々な相談に的確に対応していくため、地域の関係機関との連携強化を行いながら、相談支援体制の充実を図ります。

(2) 地域生活支援の構築

障害のある人が地域で安心して生活できるように、居住支援や地域生活支援など総合的な支援体制の推進が必要です。

そのため、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者が連携して協議を行い、地域包括ケアシステムの構築や地域生活支援拠点等の整備推進にも努めます。

(3) 権利擁護の推進

障害のある人やその家族に対し問題が大きくなる前からの支援が大切です。そのため関係機関と連携をして、地域の見守りネットワークの構築を図り、成年後見センターを主軸とした支援体制の充実及びサービス利用体制の強化を推進します。

(4) 経済的な支援

障害のある人の経済的基盤の確立に向けて、年金や様々な手当をはじめとする各種制度の理解や周知に努めます。

また、障害のある人が医療を受ける際の経済的負担の軽減を図るため、助成制度の利用促進を図ります。

(5) 地域福祉の推進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう関係団体と連携を深め、地域における福祉活動を推進します。

(6) ボランティア活動等の推進

ボランティア活動のきっかけづくりなどを支援する社会福祉センタートモシアに設置しているボランティアセンターを活用し、相談体制、福祉教育の充実を図ります。また、ボランティアの育成・確保のため、市民全体にボランティア活動に対する理解と関心を浸透させる広報・啓発活動を推進します。

(7) 情報提供と意思疎通支援の推進

障害のある人が的確に情報の入手やコミュニケーションを図ることができるよう、様々な施策を推進します。

また、インターネットによる情報提供においては、ウェブアクセシビリティ（高齢者や障害のある人を含め、誰もが情報を取得でき、提供されている機能やサービスを問題なく利用できること）に配慮したウェブサイトの運用に努めます。

3 保健・医療の充実

障害の早期発見、医療・リハビリテーションの充実及び予防活動のため、医療機関をはじめとする関係機関と連携を図りながら、相談体制や必要なサービス等の整備を促進します。

(1) 早期の発見

全年代における病気の予防、早期発見及び早期治療のため、総合的な保健・医療体制を推進することが必要です。

そのため、健診体制や相談体制など、各種施策の充実を図ります。

(2) 医療・リハビリテーションの充実

障害のある人が安心して医療を受けられるように助成制度の充実や利用促進を図るとともに、医療と福祉サービスの体制整備を促進します。

(3) 保健活動の充実

障害の原因となる生活習慣病の予防と重症化防止のために、健康診査やきめ細かな保健指導を行います。

また、関係者と連携を図りながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

4 療育・教育の充実

特別な支援が必要な子どもに対する早期療育や教育に努めるとともに、能力や適性等に応じた適切な支援体制の充実を図ります。また、成長過程で支援が途切れないよう、関係機関と連携し、きめ細かなサポートを行っていきます。

(1) 早期相談・療育施策の充実

特別な支援が必要な子どもの育成については、できるだけ早期に相談支援と適切な療育を行うことが必要です。集団のなかで配慮が必要な児童に早期に気づき、就学前から就学後まで継続した支援が行われるよう、早期療育関連事業の充実を図ります。

(2) 教育施策の充実

特別な支援が必要な子どもの増加に対応するとともに、一人ひとりに応じた適切な教育を実現することが課題です。

そのため、施設・設備の整備充実を図るとともに、保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校、特別支援学校及び関係機関が連携した支援体制づくりを進めます。

5 雇用促進と就労支援

障害のある人がその能力と適性に応じて就労することは、障害のある人の地域社会における自立と社会参加を促進するうえで最も重要なことのひとつです。

障害のある人の一般就労の促進を図るため、雇用者側・利用者側双方の視点から分析した、様々な雇用支援施策を展開していきます。

6 余暇活動の充実

障害のある人の生活を豊かにし、生きがいと活力を与えるため、年齢や性別、障害の有無に関わらず誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動、文化活動の普及・推進を図ります。また、障害のある人の活動の成果を発表する場や、スポーツ大会に参加可能な選手を支援します。

(1) スポーツ・レクリエーションの振興

パラスポーツやeスポーツなどの活動を振興することにより、障害のある人の健康の増進と社会参加の促進を図るとともに、スポーツを軸とした共生社会の実現に取り組んでいきます。

また、障害者スポーツに対する市民の理解を深める取り組みや、パラアスリートに対する支援を行います。

(2) 文化活動の推進

障害のある人が心豊かな生活を送り、積極的に社会参加をしていけるよう、芸術・文化活動の振興に努めます。

7 住みよい生活環境の整備

障害のある人の社会生活を円滑にするために、外出の支援や移動手段の確保に努めるとともに、必要な環境整備を行います。また、住み慣れた住居で安心して自立した生活が送れるよう、住環境の整備を図ります。

(1) 公共施設等の整備

新潟県福祉のまちづくり条例に沿って、公共施設等のバリアフリー化に努めてきた結果、施設の改善が順次進んでいます。

民間事業者を含めた施設設置者に対し、さらなる理解と協力を求めていくとともに、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを推進していきます。

(2) 住宅環境の整備

在宅福祉の充実に向けて、障害のある人に配慮した公営住宅の整備や個々の障害に応じた住宅の改造等に対する支援を行います。

(3) 公共交通対策の推進

障害のある人の屋外の移動を容易にするため、今後も引き続き、歩道及び公共交通機関等のバリアフリー化や公共交通機関の利用が難しい人に対する安全・安心な移動手段の提供に努めます。

(4) 防災・防犯対策の推進

災害が起こったときに、障害のある人や高齢者等の要配慮者といわれる人々の保護等の体制強化が求められています。

国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や「長岡市地域防災計画」を踏まえて策定した「長岡市避難行動要支援者避難支援プラン」に沿った避難行動要支援者への避難支援体制整備や、感染症対策を含めた安心して過ごせる良好な避難所環境の整備などに努めます。

8 障害福祉サービス等の提供基盤の整備

障害者総合支援法に基づき、「市町村障害福祉計画」を定め、障害福祉サービス及び地域生活支援事業のサービス提供体制を整備していきます。

9 障害児福祉サービス

児童福祉法に基づき、「市町村障害児福祉計画」を定め、障害児支援のサービス提供体制を整備していきます。

各 論



第1章 差別解消に向けた相互理解への取組

第1節 ともしび運動

◆現状と課題

- 長岡市は、昭和63年に「ともしび運動」をスタートさせました。これは、一人ひとりの持っている思いやりの心、助け合いの心をひとつの「ともしび」として持ち寄り、それを大きく育て、障害のある人もない人も、高齢者も若者も「ともに生きる仲間」として、誰もが互いに支えあう社会づくりを目指すものです。
長岡市では、この理念に基づき、福祉教育の推進、ふれあいと相互理解や地域活動の促進、ボランティアの育成等の施策を展開し、ともに生きる社会こそあたりまえであるという考え方のノーマライゼーションの理念の普及に大きな成果をあげることができました。
「ともしび運動」は、いち早く、ノーマライゼーションやバリアフリー、ユニバーサルデザイン等の福祉に関する理念を総合的に取り入れた、福祉施策の根幹をなすものであり、今後も一貫した基本理念として推進していく必要があります。
- 障害のある人をはじめ全ての人々にとって住みよい社会づくりを進めていくためには、行政が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会を構成する全ての人々が障害と障害のある人に対する理解を深め、ともに生きていくことがあたりまえであるという意識を育てていくことが必要です。
- 「ともに生きる社会」の実現のため、「ともしび運動」が市民生活の中により浸透した活動となるよう、行政、市民、企業等が一体となって取り組むことが大切です。

◆計画の方向

- 長岡市社会福祉協議会をはじめとする民間福祉団体と行政とが密接に連携し、障害のある人や高齢者に対する市民の理解と認識を深め、全ての人々が「ともに生きる仲間」であるという意識の醸成に努めます。
- 「ともしび運動」の推進により、誰もが自分らしく生きることができる社会を構築するため、以下の施策を展開します。

1 『福祉教育の推進』

- 行政、保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校、特別支援学校及び長岡市社会福祉協議会をはじめとする民間福祉団体が連携し、福祉読本の活用と地域の福祉施設でのボランティア体験等を推進し、子どもの福祉についての理解を深めるように努めます。

2 『ふれあいと相互理解の促進』

- 「ともに生きる」という意識の浸透を図るため、障害のある人もない人もともに集う“ふれあいの場”を提供します。
- 「すこやか・ともしびまつり」を開催し、広く市民に健康づくりと福祉への理解を呼びかけます。また、市内介護・障害福祉事業所利用者が日ごろ制作した様々な作品を展示する場として「すこともWEB美術館」を実施します。さらに、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツやレクリエーションを楽しめる場として「ふれ愛スポーツのつどい」を開催し、障害のある人や障害のある子どもの創作意欲の向上と文化、スポーツ等の活動への積極的な参加を促進します。
- 障害のある人となない人が集い、より豊かな生き方を探るために、各種団体が実施する文化、スポーツ、交流活動などの事業を積極的に支援します。

3 『地域活動の促進』

- 家事援助や簡単な介護等を住民相互で行う「地域福祉・在宅福祉サービス事業（ボランティア銀行）」等、長岡市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会・地区福祉会が実施する事業を中心に、地域のコミュニティ活動の中での福祉活動が推進されるよう関係機関との連携・支援に努めます。

4 『ボランティアの育成』

- ボランティア活動の広がりには「ともしび運動」の大きな推進力であることから、長岡市社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアに関する情報提供・相談やボランティア大学の開催等地域に根ざしたボランティアの育成に努めます。
- ボランティアセンターを中心として、ボランティアに関する市民の意識醸成を図る教育・研修にも取り組み、市民協働センターなどとの連携を強化し、地域住民が積極的にボランティアに参加できる体制の充実を図ります。

5 『福祉の環境づくり』

- 「福祉のまちづくり」を推進するため、これに対する市民の理解が得られるように努めるとともに、障害のある人や高齢者が暮らしやすくなるよう、関係機関と連携を図りながら歩道や建物のバリアフリー化に努めます。

6 『広報活動の充実』

- 「ともしび運動」の理念の浸透を図るため、市政だより、ポスター、リーフレット等を活用し、啓発広報に努めます。

《ともしび運動と計画策定のあゆみ》

- 昭和63年10月…「ともに生きる社会」の実現に向けてスタート
- 平成元年4月…「ともしび基金」を設置
- 平成元年12月…「ともしび運動」シンボルマークを制定
- 平成2年4月…「ともしび基金」の益金による事業スタート
- 平成2年7月…「ともしび運動」標語を制定
- 平成2年10月…「福祉マップながおか」を発行
- 平成3年11月…「福祉読本」を発行
- 平成4年10月…「すこやか・ともしびまつり」をスタート
- 平成4年11月…「ともしび運動」5年記念事業「世界わたぼうし音楽祭長岡大会」を開催
- 平成5年9月…「ふれ愛コンサートinながおか」をスタート
- 平成6年3月…「住みよい福祉のまちづくりハンドブック」を発行
- 平成8年3月…「福祉マップながおか」改訂版を発行
- 平成9年3月…「障害者基本計画」（平成9年度～平成17年度）を策定
- 平成9年10月…「ともしび運動」10年記念シンポジウムを開催
- 平成10年3月…「福祉読本」改訂版を発行
- 平成10年12月…「ふれ愛ダンスフェスティバル」をスタート
- 平成15年3月…「障害者基本計画」（平成15年度～平成17年度）を策定
- 平成16年3月…「バリアフリーであいマップ」を発行
- 平成16年4月…「ふれ愛スポーツのつどい」をスタート
- 平成19年3月…「第1期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」（平成18年度～平成20年度）を策定
- 平成21年3月…「第2期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」（平成21年度～平成23年度）を策定
- 平成22年4月…「ふれ愛ダンスフェスティバル」と「ふれ愛スポーツのつどい」を統合
- 平成24年3月…「第3期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」（平成24年度～平成26年度）を策定
- 平成27年3月…「第4期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」（平成27年度～平成29年度）を策定
- 平成28年3月…「福祉読本」全面改定版を発行

・平成30年3月…「第5期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画 第1期障害児福祉計画」
(平成30年度～令和2年度)を策定

・令和3年3月…「第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画 第2期障害児福祉計画」
(令和3年度～令和5年度)を策定

・令和4年2月…「すこともWEB美術館」をスタート

・令和5年4月…長岡市教育委員会の長岡教育情報プラットフォームこめぷらにおいて
「福祉読本ともしび動画コンテンツ」を配信

・令和6年3月…「第7期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画 第3期障害児福祉計画」
(令和6年度～令和8年度)を策定

第1章 差別解消に向けた相互理解への取組

第2節 障害と障害のある人に対する理解の普及啓発

◆現状と課題

- 障害者差別解消法は、「障害を理由とする差別」の解消を目指す法律です。
障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供といった障害者差別解消法の趣旨や、障害と障害のある人に対しての正しい理解を深めるため、各種の取組による効果的な啓発広報を行う必要があります。
令和6年4月から、民間事業者についても自治体と同様、合理的配慮の提供が義務づけられるため、このことをいかに効果的に周知を行っていくかが課題となっています。
- 長岡市では、職員向けに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程」及び「職員対応マニュアル」を作成するとともに、市役所内での相談対応事例の収集・共有などを行い、障害のある人へより適切な対応ができるよう努めています。また、当事者、人権・福祉・医療関係機関、民間事業者及び行政機関を構成員とした長岡市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、情報共有等を図ることで、より適切な対応が図られるよう努めています。

◆計画の方向

- ホームページ等を利用し、各種取組等を積極的に発信することにより、市民への意識啓発に努めます。
- 市民に障害のある人の人格と個性を尊重する認識を高めてもらうよう、「すこやか・ともしびまつり」を開催するとともに、内容の充実を図ります。
- 民間事業者に対しては、商工会議所と連携し、会報を活用した広報活動など機会をとらえて周知啓発に努めます。
- 「ふれ愛スポーツのつどい」などの、障害のある人とない人が交流する機会や、アール・ブリュット関連事業などにより、障害と障害のある人に関する理解の促進を図ります。
- 公的な集会やイベントの開催時には、手話通訳者、要約筆記者等のほか、各種介助、保育のボランティアを確保し、障害のある人やその家族が気軽に参加できるように配慮するとともに、各種ボランティア等を配置していることが自然な姿であるという意識啓発に努めます。
- 長岡市障害者差別解消支援地域協議会で障害者差別に関する情報共有や事例検討等を行い、民間事業者等への普及啓発に生かします。
- 市政だより等で障害者差別解消法や障害者理解に関する広報周知を行うとともに、障害者差別解消法の趣旨や障害者に関する理解の促進を目的とした出前形式の講座により、市民及び民間事業者等への啓発活動に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
すこやか・ともしびまつり	団体 市 社会福祉協議会	「健康でふれあいのあるまちづくり」の実現のため、福祉施設や団体の活動紹介や作品・成果発表、参加体験コーナー等の実施を通し、広く市民に福祉と健康づくりの理解を呼びかけるイベントを開催
ともしび運動ポスター展	市 社会福祉協議会	小学3年生から中学生を対象に「ともしび運動」に関するポスターを募集 入賞作品はコミュニティセンターや学校等に巡回展示するとともに、ともしび運動リーフレットやポスターに活用
ともしび運動リーフレット・ポスター作成	市 社会福祉協議会	「ともに生きる社会」の啓発広報としてリーフレット及びポスターを作成・配布
障害者理解促進講座	市	障害のある人に対する理解を深め、ともに生きる地域づくりを進めるための講座等を開催

第1章 差別解消に向けた相互理解への取組

第3節 福祉教育の推進

◆現状と課題

- 小・中学校では、福祉施設の訪問や地域の高齢者との交流等のボランティア体験活動を積極的に実施してきました。児童・生徒の福祉に対する理解をさらに深めるため、活動を工夫し、充実させることが大切です。

また、総合的な学習の時間、道徳、特別活動、各教科等それぞれの特徴を活かしながら、児童・生徒の発達段階に応じ、社会福祉について理解を深める計画的な指導をさらに充実させていく必要があります。

- 家庭でも、福祉についての理解を深め、福祉の心を育むことが大切です。
- 長岡市は、学校における福祉教育に資するため、平成4年度から小学校3年生を対象に福祉読本「とび出せ！ともしびっ子」を配布してきました。また、平成20年度からは、合併地域への読本配布を開始し、「ともしび運動」の理念の全市的な浸透を図ってきました。さらに、平成28年度には、より現状に即した内容にするため、全面改訂版「ともしび」を発行しました。

今後も読本の内容の適宜見直し・継続配布を行うことにより、児童の福祉に対する理解をさらに深める必要があります。

- 長岡市社会福祉協議会では、平成3年度から社会福祉協力校指定事業を実施しており、指定が終了した協力校についてはこの活動を定着させていくため、フォローアップとして事業を継続しています。
- 保育園や認定こども園等では、引き続き、特別な支援が必要な子どもを積極的に受け入れるとともに、多様な人との関わりや体験を通じて、豊かな心を育むことが大切です。

◆計画の方向

- 地域・家庭・行政が一体となったボランティア活動や、地域での福祉活動を支援することにより、思いやりや助け合いの心を育みます。
- 学校、家庭及び地域相互の連携を図り福祉教育を一体的に振興するため、家庭教育活動等多様な生涯学習の場で、交流活動や清掃活動等の身近な福祉の取組が円滑に実施されるよう支援します。
- 福祉読本を小学校3年生に引き続き配布します。また、学校教育の場でより使いやすくなるよう、現代の子どもたちに向けた新たな視点で福祉読本を適宜改訂し、福祉教育の充実を図ります。

- 長岡市社会福祉協力校指定事業による福祉教育実践活動の充実を支援します。また、ボランティアセンターがボランティアに関連した福祉教育をコーディネートするなど、成長段階からボランティアに関わる機会を提供します。
- 小・中・高等学校及び特別支援学校における社会福祉協力校に加え、保育園や認定こども園等も含めた様々な場所で、特別な支援が必要な子ども、高齢者とのふれあいや交流の機会を設け、日常的、継続的な福祉施設の訪問等を引き続き実施します。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
家庭教育活動事業	市	幼児から小学生の保護者を対象に開設する家庭教育講座の中で、福祉についてのテーマにも取り組む
福祉読本の作成配布	市 社会福祉協議会	児童の福祉に対する理解を深めるために、小学3年生を対象とした福祉読本を作成・配布
長岡市社会福祉協力校指定事業	社会福祉協議会	小・中・高等学校及び特別支援学校を対象に体験学習の機会を提供することにより、福祉に対する理解と関心を高める
福祉教育ライブラリー整備事業	市	特別支援教育や療育等福祉教育に関する書籍・ビデオ等を教育センターライブラリーに整備し、有効活用

第2章 地域生活のための体制の充実

第1節 相談支援体制の充実

◆現状と課題

- 障害のある人やその家族等からの相談件数の増加や、相談内容の多様化、解決困難な相談事例の増加により、相談支援専門員等をサポートする体制の必要性から、平成28年4月に「障害者基幹相談支援センター」を設置しました。
- 障害者基幹相談支援センターでは、「関係機関からの相談対応」「地域の相談支援専門員等の人材育成」「相談支援体制の整備と構築」「長岡市障害者自立支援協議会の運営」「長岡市障害者虐待防止センター」の業務を行っています。
- 「長岡市障害者自立支援協議会」は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりや地域課題に関する協議の場としての役割を担っています。
- 障害のある人を地域で連携して支援する体制を強化するため、平成31年4月から、市の委託による相談支援事業に地区担当制を導入しました。地域の連携体制を強化し、地域における様々な社会資源を活用しながら相談対応をしていくことが必要です。また、障害者基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所等による相談支援体制の充実・強化が必要です。
- 各種の相談や福祉関係の手続、申請等を1か所で済ませられるようにするため、アオーレ長岡に福祉窓口を設置しています。

◆計画の方向

- 委託相談支援や計画相談支援については、多様化・複雑化する相談ニーズに的確に対応するとともに、委託相談支援事業所の地区担当制導入後の状況を把握したうえで、「長岡市障害者自立支援協議会」を活用して、必要な体制整備について、様々な角度から検討を進めます。また、委託相談支援に従事する職員の人員確保にも努めます。
- 障害者基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所等による相談支援体制を強化し、相談支援事業の充実を図ります。
- 障害者基幹相談支援センターが中心となり、相談支援専門員の人材育成や、対応困難事例に対するサポートを行います。
- 地域における身近な相談者である民生委員・児童委員をはじめとした地域機関との連携を深めます。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
相談サービスの充実	市	委託相談支援事業所、 指定特定 相談支援事業所による相談の充実 障害者基幹相談支援センターによる人材育成・相談支援専門員等へのサポート 「長岡市障害者自立支援協議会」の積極的な活用（相談支援体制の検証・検討）
福祉窓口の充実	市	手続・申請内容の拡充

第2章 地域生活のための体制の充実

第2節 地域生活支援の構築

◆現状と課題

○ 障害のある人が地域で安心して生活できるように、居住支援や地域生活支援などの総合的な支援が必要です。

障害の重度化、障害のある人やその家族の高齢化や親なき後を見据え、地域生活支援拠点等の整備を引き続き行い、効果的な支援体制を構築するなど、機能の強化を図り、地域全体で支える体制づくりを進める必要があります。

○ 精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

○ 人口の減少が続いている一方で、障害のある人の高齢化・重度化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、それを担う人材や専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上が求められています。

このような状況を踏まえ、関係者による意見交換や研修会を開催するとともに、令和2年度から介護人材確保支援事業として、市内障害福祉事業所の職員に対する介護福祉士実務者研修受講料補助金の交付を行っています。

◆計画の方向

○ 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、地域生活支援コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

○ 地域生活支援拠点等として、多機能拠点整備型の機関と、現在の社会資源を有効に活用し、複数の機関が役割を担う「面的整備」を中心に整備していきます。

○ 保健・医療・福祉関係者等による協議の場「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場」で議論を継続し、精神障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすくなる仕組みを構築することができるよう努めていきます。

○ 関係者による意見交換や研修会を随時開催し、情報共有や対策検討等を行うとともに、介護福祉士実務者研修受講料補助金を交付し、介護福祉士国家資格の取得を支援することにより、障害福祉を支える人材の確保や資質の向上を図ります。

また、「すこやか・ともしびまつり」等を通じて、子どもをはじめ幅広い世代に対する障害福祉・介護職のイメージアップを図ります。

※ 「地域生活支援拠点等」とは

障害者等の重度化・高齢化や親なき後を見据え、障害のある人が地域で安心して生活できるように、必要な機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の地域生活を地域全体で支える体制づくりを推進することです。

具体的には、

- ①緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談に応じる「相談」機能
- ②短期入所を活用した緊急受け入れ等を行う「緊急時の受け入れ・対応」機能
- ③福祉サービスの利用や一人暮らしのための体験の機会の場を提供する「体験の機会・場」機能
- ④専門的な対応のための体制確保や人材育成を図る「専門的人材の確保・養成」機能
- ⑤コーディネーターの配置とともに地域の社会資源の連携体制の構築等を行う「地域の体制づくり」機能

の5つを備えた障害者支援施設等を示す「多機能拠点整備型」、既存の社会資源を活用し、コーディネーター等がそれぞれの機能をつなぎ合わせる「面的整備型」の二つの整備体制があります。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
地域生活支援拠点等事業	市	在宅で生活する障害者が、登録制により24時間365日相談できる相談先（コーディネーター）と緊急時でも利用できる短期入所事業所を確保するなどの事業
介護福祉士実務者研修受講料補助	市	市内の福祉事業所勤務者の積極的な資格取得とスキルアップを促進し、人材確保及び介護の質の維持・向上を図るため、研修受講料を補助

第2章 地域生活のための体制の充実

第3節 権利擁護の推進

◆現状と課題

- 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利は、基本的人権の中でも大切なもののひとつです。
- 障害のある人が福祉サービスを利用するときは、利用者が自らサービスを自由に選択し事業者と契約します。判断能力が十分でない知的障害や精神障害のある人の自己決定権を尊重するとともに、法律上の権利や利益・財産を擁護・保全する制度として成年後見制度があります。

長岡市では、権利擁護に密接に関係する弁護士や司法書士、医師らによる「長岡市権利擁護地域連携協議会」を組織し、諸課題の検討や情報共有を行うとともに、中核機関として「長岡市成年後見センター」を開設し、成年後見制度に関する総合窓口の運営や、権利擁護を必要とする方だけでなく、支援する方も両輪でサポートする体制を整えています。その他にも、低所得及び親族がいない等の理由により成年後見制度を利用することができない人を支援するとともに、これらの中で必要な人に財政的な支援を行う「長岡市法定後見制度利用支援事業」を実施しています。

長岡市社会福祉協議会では、権利擁護の推進を図るため、**制度の普及・啓発及び法人後見の実施**、成年後見制度を補完する制度として福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を実施しています。

制度を利用する必要がある人に速やかに対応するため、関係者が連携して支援を行うことが必要です。

- 保証人がいない等の理由により、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障害がある人に対し、入居に必要な調整等の支援が求められており「住宅入居等支援事業」を平成20年度から**相談支援事業所**に委託して実施しています。
- 障害のある人が施設や病院から地域生活へ円滑に移行できるように、「長岡市障害者自立支援協議会」を、今後より一層活用していくことが求められています。
- 虐待を受けた人を保護するため、24時間の緊急連絡体制で、居室確保を含めた支援を実施しています。**市民や関係機関等への啓発活動や研修会の実施等により、相談・通報窓口が障害者基幹相談支援センターであることや、障害者の権利擁護への理解などが周知されたことにより、相談・通報件数は増加傾向にあります。**

このため、さらなる障害者虐待防止のために養護者への支援や啓発活動、虐待通報への迅速な対応が求められます。

また、虐待を受けた人の多様な特性や多岐にわたる虐待の種類に対応するには、相談支援専門員等支援者の資質向上、関係機関とのネットワーク強化が必要です。

◆計画の方向

- 障害のある人の権利を確保するために、長岡市成年後見センターを中心に関係機関との連携を強化し、適切なサービス利用ができる体制を整備します。また、法人後見及び日常生活自立支援事業の運営主体となる長岡市社会福祉協議会を財政支援します。
- 障害のある人が安心して地域生活を送れるように、「長岡市障害者自立支援協議会」を中心に、関係機関と連携して地域全体で支える仕組みづくりを進めます。
- 障害者虐待の防止に対する理解が深まるよう、市政だよりやパンフレットなどで啓発活動を行います。また、障害のある人に関わる支援者の資質向上を目的とした研修会、関係機関とのネットワーク強化を目的とした会議を開催します。

第2章 地域生活のための体制の充実

第4節 経済的な支援

◆現状と課題

- 障害のある人とその世帯は、障害やその原因となった疾病等により社会的ハンディキャップを持っており、これによる経済的な負担増や収入の確保が課題となっています。

◆計画の方向

- 重度の障害のある人に対し、タクシー券の交付や交通費（ガソリン代）、人工透析のための通院費の助成を行うことにより、社会参加意欲の助長及び経済的負担の軽減を図ります。
- 障害のある人やその世帯の経済的な基盤の強化を図るため、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各種手当、重度障害者医療費助成（県障医療）等医療費の助成、長岡市家族介護見舞金や障害者紙おむつ購入費助成、長岡市社会福祉協議会で実施する生活福祉資金の貸付け等、障害のある人に対するの援助制度の理解・周知に努めます。
- 障害のある人（要援護世帯）に対する冬期間施策として、除雪費助成事業の活用を図るとともに、地域ごとの除雪協力体制の整備に努めます。
- 生活に困窮する障害がある人とその世帯に対しては、相談体制の充実を図るなど、生活の実態を的確に把握し、生活保護など世帯の実情に応じた適切な援助制度の利用の支援に努めます。

第2章 地域生活のための体制の充実

第5節 地域福祉の推進

◆現状と課題

- 長岡市では、「長岡市福祉コミュニティ構想」を平成6年3月に策定し、地域における福祉コミュニティづくりを推進してきました。長岡市社会福祉協議会は、この構想において、地域福祉活動の中心的役割を担う組織として位置付けられています。
地域における住民参加型の活動を幅広く展開することにより障害のある人の地域生活を支援するため、長岡市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動を推進します。
- 長岡市では、障害のある人やその家族等による多くの障害者団体が活動しています。障害者団体は、交流や社会参加、情報交換の場としてだけでなく、家族による相談活動を行っており、障害のある人や家族等にとってあらゆる面で非常に心強い存在といえます。会員の高齢化や新規会員の伸び悩みで会員数が減少している団体も見られますが、地域福祉の推進を図るうえで、障害者団体が担う社会的役割は重要です。
- 地域住民の相互扶助活動として、長岡市社会福祉協議会が推進役となり実施している「地域福祉・在宅福祉サービス事業（ボランティア銀行）」「福祉送迎サービス事業」「小地域ネットワーク事業」は、利用者の多種多様なニーズに対応するため、ボランティアの拡大を図っていく必要があります。
- 自動車による送迎運転、相談等の生活面に密着したボランティアが求められています。ボランティア数及び団体数の減少傾向やボランティアの高齢化に伴い、より幅広い年齢層の協力を得ながら活動を展開していく必要があります。

◆計画の方向

- 障害者団体等が行う事業の実施や運営に必要な経費の一部助成等により活動を支援していきます。また、このような団体が実施している相談活動や障害者相談員による活動とも連携を図りながら、障害のある人が地域の中で安心して充実した生活を送ることができるように努めていきます。
- 地区社会福祉協議会・地区福祉会で実施している「地域福祉・在宅福祉サービス事業（ボランティア銀行）」「福祉送迎サービス事業」「小地域ネットワーク事業」の各種活動の充実に向け、長岡市社会福祉協議会と連携し、活動の普及促進を支援します。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
地域福祉・在宅福祉サービス事業 (ボランティア銀行)	社会福祉協議会	軽易な家事支援などのサービスを必要とする人を「利用会員」、サービスを提供する人を「協力会員」として活動する住民相互の助け合いの事業
福祉送迎サービス事業	社会福祉協議会	単独での移動が困難な高齢者や障害のある人等を対象に、医療機関へ自家用車による通院送迎を行う事業
小地域ネットワーク活動	社会福祉協議会	おおむね75歳以上のひとり暮らし高齢者等で援助が必要と思われる人に対し、地域内の住民による定期的な訪問、声かけ等で見守りを行う活動

第2章 地域生活のための体制の充実

第6節 ボランティア活動等の推進

◆現状と課題

- ボランティア活動の輪の広がり、障害のある人の自立や社会参加を促進する大きな推進力となっています。ボランティア活動は、「ともに生きる社会」を支える重要な柱であり、ふれあいやぬくもりに満ちた地域社会を築くうえで欠かせないものとなっています。
- 少子・高齢社会の到来により、福祉の問題は全ての人々にとって身近な事柄となっています。社会福祉の充実のためには、地域の人たちの「思いやり、助け合い」による相互扶助や地域福祉を支えるボランティア活動が重要です。
- 障害のある人に対するボランティア活動として、点訳、音声訳、手話、要約筆記等の幅広い分野でボランティアが活躍しています。
- NPO団体等の非営利活動を促進するため、平成24年4月のアオーレ長岡のオープンに合わせ「市民協働センター」を設置し、活動の場の提供や市民活動に対する助成を行い、市民活動団体等のサポートを強化しています。
- 平成28年度には、「社会福祉センタートモシア」を整備し、市民やボランティア団体の情報交換、交流、活動の場を提供するとともに、専門職員による総合相談体制を整えた新たなボランティアセンターを開設しました。長岡市社会福祉協議会が運営主体となり、ボランティア活動に関する相談、情報提供などの支援を行うとともに、講座やセミナーなど人材育成の機会も提供しています。
- ボランティアセンターを中心として、ボランティア活動に誰もが気軽に参加できる体制づくりをさらに進める必要があります。

◆計画の方向

- 点訳、音声訳、手話、要約筆記等のボランティア団体が、障害のある人の自立や社会参加の促進のために活動できるよう支援します。
- ボランティア活動は福祉分野に限らず、保健、防災、環境、教育、文化・国際交流等の多分野に渡っているため、ボランティアセンターにおいて、総合的なボランティア情報の収集に努め、積極的な情報発信に取り組み、ボランティアのマッチングが円滑となるよう支援します。
- ボランティアセンターを中心として、ボランティアに携わる人材の育成や市民の意識醸成を図る教育・研修にも取り組み、市民協働センターをはじめ、関係団体との連携を強化し、ボランティア活動を推進します。
- また、地域福祉の向上のため、地域住民同士が相互に助け合うボランティア活動が重要であることから、長岡市社会福祉協議会やコミュニティ活動推進組織と十分に情報共有、連携を行い、地域住民が積極的にボランティア活動に参加できる体制の充実を図ります。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
ボランティア大学 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎講座 ・コミュニケーション講座 ・初心者講座 	社会福祉協議会	ボランティア活動への意識啓発及び基礎的知識、技能の習得並びに、市民の意識高揚の推進
運転ボランティアの参加啓発活動	市 社会福祉協議会	福祉に貢献したい人たちに幅広い活動への意識醸成を図り、運転ボランティアにも目を向けてもらうための啓発を推進
ボランティアセンターの運営	市 社会福祉協議会	総合的なボランティア情報の収集に努め、積極的に発信することで、ボランティアのマッチングを推進 ボランティアに関する教育・研修を実施し、ボランティアに携わる人材の育成や市民の意識醸成を推進

第2章 地域生活のための体制の充実

第7節 情報提供と意思疎通支援の推進

◆現状と課題

- 障害のある人が自ら有する能力を最大限に生かし、自立と社会参加をするためには、的確かつ十分な情報の収集やコミュニケーションの手段を確保する必要があります。
- 特に視覚障害、聴覚障害のある人は、そのハンディキャップにより、情報収集やコミュニケーションの手段の確保が困難なため、点訳者や手話通訳者の確保が求められています。
- 聴覚障害のある人等のコミュニケーションの確保のため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣、市役所の福祉窓口における手話通訳者の配置、市職員への手話研修等を実施しています。
- 各支所の窓口や各サービスセンターなどにおいても、テレビ会議システムにより、パソコン画面を通じて福祉窓口の手話通訳者と意思疎通が可能です。
- 視覚障害のある人で点字を利用できる人は、全体の1割未満です。このため、音声による情報提供の充実が求められており、CDに収録した声の市政だより等による広報を行っているほか、提供された音声情報を再生する機器の普及を図っていくことも必要です。
- 市立南地域図書館には「ユニバーサル文庫」があります。声優による朗読や落語等の音声を収録したCD・カセットテープや字幕付き映画DVD等、障害のある人をはじめ障害のない人も含めて、全ての人が平等に利用できるように貸出しを行っています。また、障害等により来館できない人には宅配による貸出しサービスを行っています。今後は「ユニバーサル文庫」の資料を増やし、内容の充実を図ることが求められています。また、高齢者や障害のある人にとって読書の手助けとなる大型活字本や布絵本等の活用を促進する必要があります。
- わたしたちの暮らしや仕事を便利で効率的にするICT（情報通信技術）は、障害のある人にとっても自立や社会参加を可能とする非常に有効な手段です。

長岡市では、市のホームページについて、令和4年度に音声読み上げ機能、文字サイズの拡大機能、文字背景色の変更機能を追加したほか、スマートフォン版のレイアウト調整を行い、利用者の誰もが見やすく、わかりやすく、情報を取得しやすくなるよう、継続的に内容の充実に努めています。今後も、誰もが情報を取得でき、提供されている機能やサービスを問題なく利用できるよう、ウェブサイトのアクセシビリティの向上を図っていきます。

また、障害のある人は、障害の種類や程度でパソコンの操作方法が異なるため、ICTの活用能力により情報格差が生じないよう、障害の状況に応じた人的支援が必要で

さらに、ICTの利活用は、障害のある人の働く能力を引き出す力となることやホームページで障害のある人への理解を進めるなど、その大きな効果が期待されています。

- 選挙に関しては、投票所入場券はがきに入場券である旨を示す点字シールの貼付、各投票所に点字による候補者一覧の配付など、障害の特性に配慮した情報の提供に努めています。
- 障害のある人や高齢者等に配慮した公共施設等が増えるなか、一体的にそれらのバリアフリー情報を提供することが求められています。新潟県では、にいがたバリアフリーガイドマップをホームページに掲載し、新潟県内の公共的施設のバリアフリー情報を提供しています。

◆計画の方向

- 聴覚障害のある人等のコミュニケーションの確保のため、引き続き手話通訳者、要約筆記者等の派遣、市役所の福祉窓口における手話通訳者の配置、市職員への手話研修等を実施します。
- 手話奉仕員養成のための各種講座を行うことにより、手話による意思疎通ができる人を養成するとともに、意思疎通支援者の確保を図ります。
- 障害のある人の自立と社会参加の促進に向けた情報を提供するため、「市政だより」や社会福祉協議会の広報誌等の有効活用に努めます。また、視覚障害のある人については、希望者に対し「声の市政だより」及び点字広報を送付します。
- 障害や高齢等により読書が困難な人への情報提供手段として、「ユニバーサル文庫」の活用を促進するとともに、大型活字本等の整備や利用の促進に努めます。
- ホームページは、**障害の有無、利用環境にかかわらず、誰もがわかりやすく利用できるよう配慮する**とともに、掲載する福祉情報を充実します。
- **DX※1の進展と利用者のニーズを考慮しながら、ホームページの機能やコンテンツの拡充、パソコンやスマートフォンなどを通じた行政手続きの拡大など、DXを通じて利用者の利便性向上や周知に取り組みます。**
- **公共施設におけるオストメイト対応トイレの設置状況を、地図情報サイト「ながおか便利地図」に掲載するなど、市内のバリアフリー情報の提供を進めます。また、にいがたバリアフリーガイドマップの有効活用につながるよう、新潟県に協力します。**

※1 DX（デジタルトランスフォーメーション）

デジタル技術を取り入れ、市民生活や行政サービスをより良く変化させること。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
意思疎通支援者の派遣	市	手話通訳 の養成と手話・要約筆記通訳者等の派遣の実施
手話通訳者の福祉窓口への配置	市	市役所における手話通訳者の常時配置
声の広報等発行事業	市	市政だより等の文書の概要を録音し、視覚障害のある人（希望者）に提供
点字広報等発行事業	市	市が発送する通知文等を点訳し、視覚障害のある人（希望者）に提供

第3章 保健・医療の充実

第1節 早期の発見

◆現状と課題

- 乳幼児期における発達の遅れや障害を早期に発見し、専門機関で障害特性に合った適切な発達を支援することが重要です。また、保護者が子どもの障害に応じた養育が行えるようにサポートすることが求められています。
- 大人の発達障害は、生活のしづらさを感じた本人や家族が、自ら医療機関等に相談することで発見されることが多いため、発達障害について、本人や家庭、職場などに広く啓発していくことが必要です。あわせて、市民への正しい理解を広めていくことも必要です。
また、家族の中だけで問題を抱えてしまうことで、問題が深刻化することがあるため、早期に相談機関につなぎ、関係機関が支援にあたることが重要です。
- 健康診査受診者への生活習慣病予防に関する保健指導を行うことにより、糖尿病・高血圧等による脳血管疾患等の合併症や後遺障害の発生を予防することが必要です。

[乳幼児期保健事業の実施状況]

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
乳児健康診査 (4か月児)	対象者数(人)	1,856	1,733	1,633	1,595	1,576
	受診者数(人)	1,835	1,727	1,617	1,587	1,563
	受診率(%)	98.9	99.7	99.0	99.5	99.2
	有所見者数(人)	118	131	150	124	124
乳児健康診査 (10か月児)	対象者数(人)	1,854	1,837	1,648	1,609	1,598
	受診者数(人)	1,778	1,803	1,618	1,564	1,557
	受診率(%)	95.9	98.1	98.2	97.2	97.4
	有所見者数(人)	114	117	97	108	77
1歳6か月児 健康診査	対象者数(人)	1,925	1,862	1,787	1,638	1,621
	受診者数(人)	1,902	1,823	1,786	1,620	1,584
	受診率(%)	98.8	97.9	99.9	98.9	97.7
	有所見者数(人)	474	457	492	462	300
3歳児 健康診査	対象者数(人)	2,032	1,982	1,910	1,841	1,745
	受診者数(人)	1,979	1,929	1,889	1,801	1,713
	受診率(%)	97.4	97.3	98.9	97.8	98.2
	有所見者数(人)	487	421	572	531	400

[成人保健事業の実施状況]

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
特定健康診査等	特定健康診査 (19～39歳)	対象者数(人)	17,211	16,422	16,080	15,656	15,272
		受診者数(人)	1,508	1,503	962	1,371	1,402
		受診率(%)	8.8	9.2	6.0	8.8	9.2
	特定健康診査 (40～74歳) ※1	対象者数(人)	39,118	38,493	38,530	37,543	35,703
		受診者数(人)	14,573	14,441	11,515	14,209	15,322
		受診率(%)	37.3	37.5	29.9	37.8	42.9
	後期高齢者健康診査 (65～74歳の一部、75歳以上) ※2	対象者数(人)	41,293	41,871	41,905	41,428	41,803
		受診者数(人)	12,859	13,361	11,235	11,515	12,568
		受診率(%)	31.1	31.9	26.8	27.8	30.1
保健指導	特定保健指導 (40～74歳) ※3	対象者数(人)	1,311	1,369	1,096	1,513	1,526
		終了者数(人)	303	402	283	294	491
		終了率(%)	23.1	29.4	25.8	19.4	32.2

※1 特定健康診査(40～74歳)は、長岡市国民健康保険加入者のみの法定報告数値。

※2 後期高齢者健康診査は、新潟県後期高齢者医療制度加入者のみのデータ。

※3 特定保健指導は、長岡市国民健康保険加入者のみの法定報告数値。

◆計画の方向

- 乳幼児期に見られる発達の遅れや障害を早期に発見するため、小児科医、心理相談員、保健師等を配置した健診を今後も継続していきます。また、発育・発達の遅れ等が心配なお子さんには、医療機関や長岡保健所等の療育相談や各療育機関を紹介し、適切なサービスにつないだり、相談に応じます。
- 安心・安全な妊娠、出産、育児のため、妊産婦・乳幼児の健康診査や健康相談を実施します。
- 発達障害を広く周知するために、講演会や講座を開催します。
- 早期に相談・支援につなげるために、発達障害や相談支援事業所に関するパンフレットを医療機関や若者サポートステーションに設置するなどして、発達障害及び支援機関を周知するとともに、関係機関の連携を図ります。
- 地域で発生している問題や家庭への支援が必要なケースなどは、地域の多様な関係者と連携を深め、早期発見を図ります。
- 健康診査・特定保健指導により、障害の原因となる生活習慣病を予防するために、受診しやすい環境づくりに努め、健診の受診率の向上を図ります。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
乳幼児健康診査事業	市	乳幼児期の各節目にすこやかな成長の確認と発達の遅れや障害の早期発見を図るとともに、基本的な生活習慣の確立に向けて育児相談を実施し子育てを支援
健康診査事業及び後期高齢者健康診査事業	市及び新潟県後期高齢者医療広域連合	19～39歳及び後期高齢者を対象に、生活習慣病の早期発見を目指した健康診査を実施し、循環器疾患や糖尿病等に起因する障害状態になることを予防
特定健診・特定保健指導等事業	長岡市国民健康保険（市）	40歳から74歳の医療保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導等の事後指導に取り組み、糖尿病等生活習慣病の有病者・予備群の減少を目指し、疾病に起因する障害状態を予防

第3章 保健・医療の充実

第2節 医療・リハビリテーションの充実

◆現状と課題

- 脳血管疾患等の急性期及び回復期の医療やリハビリは、退院後の生活を考慮した内容のものを医療機関で行っています。また脳血管疾患等の疾病の人は、40歳から介護保険の対象になるため、介護保険制度のサービスを利用することができます。
- 精神障害のある人が安心して医療を受けられるように、医療費の助成を行っています。
- 障害福祉サービスについて、難病の利用者を受け入れる体制がまだ十分確立できていない現状があります。
- 精神障害のある人が新たに受診を希望されても、受診までに1か月以上時間がかかり、希望した際にすぐ受診ができない現状があります。
- アルコール依存症者は医療による治療のみでは不十分であり、社会復帰や再発防止のための活動が必要です。社会復帰の促進を図ってグループミーティングや作業訓練などを行っているNPO法人等には、保健、医療、福祉、行政など様々な分野からの支援が求められています。
- 地域で生活をしている障害のある人のうち医療行為が必要な人は、受入可能な事業所が少なく、サービス利用が希望通りにいかない現状があります。

◆計画の方向

- 地域生活移行へ向けた訓練を通して身体機能の維持・回復が図られるよう、機能訓練の利用を促進します。
- 精神障害者医療費助成制度について、制度の周知をはかり、精神疾患治療のために安心して医療機関に受診できるように、経済的支援を行っていきます。
- 難病患者が障害福祉サービスをスムーズに利用できるよう、関係機関と連携を図ります。
- 精神科の医療体制について、受診しやすい環境が整うよう、県に現状を伝え、働きかけていきます。
- アルコール等依存症者の回復支援のための地域活動支援センターに、運営費補助を実施していきます。
- 医療が必要な人の支援体制については、「長岡市障害者自立支援協議会」等で検討をしていきます。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
精神障害者医療費助成	市	精神疾患の治療について、医療費自己負担の一部を助成

第3章 保健・医療の充実

第3節 保健活動の充実

◆現状と課題

- 健康意識の向上がみられる一方で、食事バランスや就寝時間の悪化など、生活習慣の乱れがみられます。住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、幼少期から規則正しい生活習慣の啓発や、健康に関心の薄い人も、無理なく健康行動がとれる環境づくりが必要です。
- 障害の原因となる生活習慣病の予防と、重症化を予防するため、健康診査や保健指導を実施していますが、糖尿病性腎症や糖尿病性網膜症などの重篤な合併症を起こす糖尿病が年々増加しています。
- 市民の生活課題・健康課題が複雑化、多様化し、多問題家族のケースが増え課題の解決が難しくなっています。保健師の地区担当制を強化し、地域の関係機関と連携し相談体制を強化していくことが必要です。
- 障害等により、自ら相談に行くことが困難な人や制度の狭間で健康に不安を抱える人を早期に発見し、適切な支援につなげていくために、地域住民同士で困っている人に気づき、支えていける地域づくりが必要です。
- 職場の人間関係や家族関係の悩み、アルコール依存など、こころの不調に関する相談が年々増えています。今後さらに、臨床心理士等専門職による個別相談会を実施し、悩みや不安の軽減を図るほか、講演会を開催しこころの健康に関する正しい知識の普及啓発をすすめます。

◆計画の方向

- 健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、「第3次ながおかヘルシープラン21」により、健康的な生活習慣の継続と健康状態の改善、生涯を通じた主体的な多世代健康づくりの推進をすすめます。
- 健康診査の周知や生活習慣病の予防等疾病の早期発見と予防をすすめます。
- 地域の中で地区社協、相談支援事業所、地域包括支援センター等と、分野を超えた課題に総合的に応じる相談体制づくりをすすめます。
- 誰もが暮らしやすい地域を目指し、地域・健康課題を話し合う機会を設け、地域づくりをすすめます。また、市民向けの講座や相談を実施し、からだとこころの健康づくりをすすめます。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
生活習慣病予防事業	市	健康診査の結果等により、健康管理上指導が必要と認められる人とその家族に対し、相談会や訪問等で保健指導を実施
地域コミュニティ健康づくり事業	市	保健師の地区担当制により、地区の関係者・関係機関と連携を図り、市民が主体的に健康の保持増進が図れるよう、地域において健康講座、健康相談を実施
こころの健康づくり講演会・こころの健康相談会	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレス、うつ、自殺予防等こころの健康づくりに関する講演会を開催 ・職場の人間関係や家族関係の悩み、アルコール依存など、こころの健康に関する個別相談会を実施

第4章 療育・教育の充実

第1節 早期相談・療育施策の充実

◆現状と課題

- 特別な支援が必要な子どもの育成は、乳幼児期から就労までの長期的な視点を持ったうえで、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に、必要な治療と指導訓練を行う必要があります。
また、保育園や認定こども園、学校等と連携しながら一貫した支援を行うことにより、障害特性に合った適切な支援や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。
- 特別な支援が必要な子どもの療育が家庭において行われる場合には、子どもとその家族の精神的支援の充実や、介護負担の軽減を図る施策の推進が必要です。
- 少子化時代を迎えた今日、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することが、緊急的な課題です。こうした環境づくりは、あらゆる分野で各種の社会資源を活用して取り組まなければなりません。その中で特別な支援が必要な子どもの育成は、児童福祉施策の重要な柱として位置付けられるものであり、一層の充実を図る必要があります。
- 障害の重度化、重複化に対応した療育機能の強化を図る必要があります。
- 特別な支援が必要な乳幼児の成長や発達に関する相談が増える中で、保護者が抱える不安や悩みを受け止め、関係機関と連携しながら、よりきめ細やかな支援を行っていく必要があります。
- 保育園や認定こども園等では、特別な支援が必要な子どもの受入れを引き続き推進する必要があります。
- 児童発達支援センターにおいて適切な療育が行えるよう療育方法の普及確立や必要な施設設備、職員配置の改善等、施設の療育機能の強化を図る必要があります。

[こどもすこやか応援事業の支援実施状況]

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
施設数(箇所)	59	63	59	57	64
児童数(人)	175	199	172	164	193
訪問延件数(件)	376	367	324	294	387

[こども発達相談室の利用状況]

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
電話・来室相談件数 (件)		554	519	599	583	583
参加児童数 (実人数)	プレー部門 (人)	221	244	240	259	227
	ことば部門 (人)	154	115	149	136	152
	合計(人)	375	359	389	395	379

[柿が丘学園(児童発達支援センター)在籍児童数] (単位:人)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
平均	46.4	46.0	38.8	37.4	35.3
4月1日	49	42	36	32	34

◆計画の方向

- 家庭の介護負担の軽減を図るため、居宅介護、短期入所、日中一時支援等の一層の利用を促進します。また、特別な支援が必要な子どもの訓練や家族への相談支援、放課後等の居場所づくり、保育園等への支援方法の指導等を推進するため、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の利用を促進します。
- 「こども発達相談室」は、関係機関と連携を深め、発達に不安のある子どもに対して、保護者に寄り添った支援の充実を図ります。
- 「長岡市障害者自立支援協議会」及び「長岡市子ども・子育て会議」において、特別な支援が必要な子どもをもつ家庭に対する支援体制の整備についての検討を進めます。
- 療育体制の充実を図るために「長岡市障害者自立支援協議会」及び「長岡市子ども・子育て会議」の果たす役割は重要であり、これを積極的に活用することにより、保健・医療・福祉・教育の連携強化を図ります。
- 保育園や認定こども園等への特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するため、次のことに努めます。
 - ア 障害に応じた設備や遊具の整備
 - イ 特別な支援が必要な子どもへの保育の研修を実施したり、専任の職員を配置するなど、受入体制の整備充実
 - ウ 特別な支援が必要な子どもの入園体験等の推進

- 私立保育園・**認定こども園**等における特別な支援が必要な子どもの受入れに対して必要な助成を行います。
- **こどもすこやか応援チーム**は、保育園や幼稚園、認定こども園、学校等と連携し、保護者と共に子どものよりよい成長を目指して、一貫した相談・支援等の一層の充実を図ります。また「すこやかファイル」を活用して小学校等への円滑な移行に向けて支援をします。
- 「柿が丘学園」では、児童発達支援センターとして、**通所による児童発達支援事業とともに、保育所等訪問支援事業や支援利用計画作成などを行う相談支援事業等の地域支援を実施し、支援体制の充実を図り、市内の他児童発達支援センター等の関係機関と連携して地域の療育支援の向上を目指します。**
- 多様化する療育の要望にこえるために、「こども発達相談室」や「療育相談」等の地域における相談療育体制と、「柿が丘学園」、「長岡療育園」、「はまぐみ小児療育センター」等の施設や「総合支援学校の教育相談」等との連携を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
こども発達相談室の充実	市	早期相談体制の充実、関係機関との連携
療育体制の整備	市	長岡市障害者自立支援協議会及び長岡市子ども・子育て会議の積極的な活用
特別な支援が必要な子どものサービスの充実	市	居宅介護、短期入所、日中一時支援事業、放課後サポート事業の利用促進 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援の利用促進
障害児保育の充実	市	保育園等 の入園を希望する特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制の整備
特別支援教育・保育事業費補助事業	市	保育園や認定こども園 等における特別な支援が必要な子どもの受け入れの推進
こどもすこやか応援事業	市	こどもすこやか応援チーム により、配慮を要する児童を 早期に気づき 、児童・保護者のニーズに応じた就学前から就学後まで一貫した相談・支援 を実施

第4章 療育・教育の充実

第2節 教育施策の充実

◆現状と課題

1 特別支援教育の充実

- 長岡市では、特別支援学校の整備や特別支援学級の新設・増設等、教育環境の整備・拡充を進めるとともに、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育の実現に努めてきました。
- 平成6年度に開校した「長岡市立養護学校」は、小中学部の学校としてスタートし、平成11年に高等部を開設しました。その後、増加する児童・生徒に対応するため平成23年度に高等部棟校舎を増築しました。平成24年度の法改正に伴い、学校名を「長岡市立総合支援学校」へ改称しました。
今後も増加する児童・生徒の支援ニーズへの対応と、高等部卒業後の社会参加及び就労支援の拡充を図るため、平成27年度に高等部を「長岡市立高等総合支援学校」として独立させ、更なる支援の充実を図っています。

2 教育相談体制の充実

- 保育園や認定こども園、学校等が連携し、特別な教育的ニーズがある子どもへの支援と保護者への相談を進めています。就学先の決定にあたっては、入学予定の学校に勤務している特別支援教育担当者が、早期から保護者と相談しながら合意形成を図るという仕組みを整備しました。また、年長児保護者を対象とした研修会を開催する等により特別支援教育の理解・啓発を図っています。

3 長岡市立総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業

- 放課後サポート事業により一時預かりをする児童・生徒の利用登録者数は減少傾向にありますが、一人当たりの利用回数の増加により利用延べ人数は増加傾向にあります。
このことにより、利用希望日が集中し、希望日に利用ができない問題が生じています。
今後は放課後等デイサービスや日中一時支援などのサービスとあわせて周知することにより、更なる支援の充実を図っていきます。

[特別支援学級・総合支援学校への就学児童・生徒数の推移]

(単位：人)

	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小学校特別支援学級	500	553	608	666	656	652
総合支援学校小学部	76	72	73	74	83	86
計	576	625	681	740	739	738
中学校特別支援学級	208	239	259	283	271	268
総合支援学校中学部	43	53	56	58	54	56
計	251	292	315	341	325	324
合計	827	917	996	1081	1064	1062
高等総合支援学校	156	146	134	139	155	154

(毎年5月1日現在)

◆計画の方向

1 特別支援教育の充実

- 特別支援学校の施設・設備の整備充実に努めます。また、一人ひとりの個性や特性を踏まえた教育の実現や関係機関と連携した取組を行うため、高等総合支援学校において実践的な学習を行う教育課程を実施するとともに、生活支援や就労支援を、関係機関と連携しながら行うことを主な目的とした総合支援室を校内に設置しています。総合支援室では平成29年度より就労支援コーディネーターを配置し、在校生や卒業生への相談や支援を行い、よりよい生活の実現に向けて総合的な支援体制づくりを推進します。
- 児童・生徒一人ひとりのニーズに合わせて、特別支援学級の新設・増設を行うとともに、言語障害、難聴、発達障害に対応する通級指導教室の整備充実に努めます。
- 個別の指導計画に基づき、一人ひとりに応じたきめ細かな教育の実現に全校体制で取り組みます。また、各学校での交流及び共同学習が適切に実施されるよう取り組みます。
- 保育園・幼稚園・認定こども園等、小・中学校、特別支援学校及び関係機関が連携した支援体制を充実させ、一貫した特別支援教育の実現に取り組みます。また、放課後児童クラブや放課後等デイサービスとの連携を図ります。
- 特別な支援が必要な子どもの円滑な就学と一貫した支援を進めるため、こどもすこやか応援チームを中心に長岡児童相談所、こども発達相談室等の相談機関との連携を図ります。
そのために「長岡市障害者自立支援協議会」を積極的に活用し、保健・医療・福祉・教育の連携強化を図ります。
- 長岡市教育センターの福祉に関する書籍、ライブラリー等の整備・充実を図り、長岡市社会福祉協議会に設置してある福祉教材と併せて積極的な活用を推進します。

2 教育相談体制の充実

- 特別な教育的ニーズがある子どもとその保護者への早期からの支援や相談を、こどもすこやか応援チームを中心に関係機関が連携して行います。特別支援学級等への就学については、各学校の専門相談員とのきめ細かい相談を継続しながら、保護者との合意形成を図るよう努めます。

3 長岡市立総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業

- 特別な支援が必要な子どもの放課後の日中活動を支援する、他のサービス体制の整備状況を見据えた上で、児童・生徒及び保護者のニーズに応じたサービスの提供ができるよう事業の充実に努めます。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
特別支援学級教育環境整備事業	市	特別な教育ニーズに合わせた設備の整備及び教室の改良
肢体不自由特別支援学級設置校の移動設備整備	市	肢体不自由児童・生徒のための設備の整備
長岡市立総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業	市	平日の授業終了後及び長期休業日に、総合支援学校の施設を利用して同校に在籍している児童・生徒の一時預かり

第5章 雇用促進と就労支援

第1節 雇用・就労施策の推進

◆現状と課題

- 長岡公共職業安定所管内の企業において、障害がある人の実雇用率は令和4年6月1日時点で2.36%と、県の値2.23%及び法定雇用率の2.3%を上回っています。また、法定雇用率を達成している企業の割合は58.2%と、新潟県全体の割合57.2%を上回っています。法定雇用率は、今後段階的な引き上げが予定されているため、継続して達成できるような取組が必要です。

障害者雇用促進法に定めのある雇用している障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務の観点も踏まえながら、引き続き障害者雇用についての理解・促進に努める必要があります。

- 実態調査では、在宅生活している障害のある人のうち、過去1年間で就労経験のある人の割合を障害種別で見ると、身体障害者57.8%、知的障害者29.4%、精神障害者30.4%となっています。また、就労している人の就労形態について、身体障害者は、正社員で雇用されている割合が47.1%となっている一方、知的障害者・精神障害者の正社員で雇用されている割合は、知的障害者18.0%、精神障害者18.4%となっています。

就労を継続している人の、継続できる理由について、身体障害者・精神障害者は「生活のために働かなければならないから」という理由が最も多く、知的障害者は「仕事の内容が自分に合っているから」という理由が最も多くなっています。また、就労していない人の就労できない・したくない理由について、身体障害者・精神障害者は「働く自信がないから」という理由が最も多く、知的障害者は「障害が重いから」という理由が最も多くなっています。

これらのことから、障害の特性によって、就労者数・就労形態・就労に対する考え方などが異なるため、障害の特性に応じた雇用・就労対策が必要となります。

- 障害のある人は、就労支援事業所などに通うことによって、一般就労するための訓練を受けることができますが、定められた期間内の訓練だけでは就労できない人も多くいるのが現状です。その理由の一つとして、生活面などの改善ができていないまま就労訓練を受けている人がいることが挙げられます。また、障害のある人の一般就労の困難さから、就労移行支援事業の利用者数が減少している実態もあります。
- 企業が求めている人材像が、就労支援事業所側の認識と異なっていることなどが原因で、一般就労しても職場に定着できず離職してしまう人もいるため、企業実習を経ての一般就労の促進、職場定着支援の強化や就労支援関係職員等のスキルアップが必要です。
- 一般企業等に就労することが困難な障害のある人に対しては、雇用施策と福祉施策との連携により、多様な就業形態での就労の場の確保に努める必要があります。このため、作業工賃を増額するための支援策などが引き続き必要です。

- 障害のある人の雇用促進制度の活用にあたっては、現在、長岡公共職業安定所のほか、新潟障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等が中心となり、支援を行っています。また、精神障害のある人の就労を促進するため、これらの機関とともに、市、福祉・医療機関等が連携して、就労セミナーの開催などを行っています。
- 「長岡市障害者自立支援協議会」では、就労関係機関等で構成される就労部会を設置し、障害のある人の雇用を促進するため協議を進めています。障害のある人の一般就労は、一定程度の進展が見られるものの、まだまだ十分と言える状況ではなく、課題が多岐に渡っているため、丁寧な議論が必要です。

◆計画の方向

- 障害のある人や事業主に対し、雇用に関する支援制度の周知に努めます。また、働くことを希望する人への効果的な支援制度の活用やサービスの提供を図ります。
- 障害のある人の雇用の促進、安定及び就労環境の改善に向けて、長岡市、長岡商工会議所、長岡公共職業安定所等で構成する「長岡市雇用対策協議会」や障がい者就業・生活支援センターなどの関係機関等と連携し、企業への働きかけを行うとともに、障害のある人へ職業相談会や講習会への積極的な参加を促進します。
- 相談支援専門員等による適切なアセスメントにより、障害のある人それぞれの状況に応じた適切なサービスを適切な時期に利用できるよう調整を図ります。
- 今後も障害のある人と事業主が希望する職種のマッチングや職場定着支援などの課題、それらに携わる就労支援事業所職員のスキルアップのための方策について、当事者等の意見も反映させながら「長岡市障害者自立支援協議会」での協議を基に解決を図ります。また、事業主にそれぞれの障害特性について理解してもらい、職場環境の改善等を促進します。あわせて、職場における「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」「障害者からの相談に対応する体制整備」について、事業主に周知を図ります。
- 長岡市が行う物品等の契約において、市内の障害者多数雇用事業者から物品または役務を積極的に調達することにより、障害のある人の雇用の促進と安定を図ります。
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）により、長岡市においても毎年度調達方針を設け、障害者就労施設等からの積極的な物品等の調達を促進します。
- アオーレ長岡のオープンと同時に開設した福祉のカフェ「りらん」、長岡市社会福祉センタートモシアオープン時に開設したカフェ「く・る〜む」を支援することにより、作業工賃の増額及び障害者雇用の促進を図ります。
- 「障害者職場実習支援等就労促進事業」を実施し、市役所実習、企業実習、一般就労そして就労後の定着までの流れを効果的に支援します。
- 福祉課内に障害者ワークステーションを設置し、チャレンジ雇用を行うことで、障害者に就労の場を提供するとともに一般企業等への就労を支援します。

- 高等総合支援学校では、長岡公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等と連携しながら、生徒が就労につながるための支援を行うほか、実習先・就職先の開拓・確保を図ります。また、校内に設置している総合支援室では、就労に向けた在学中の支援だけでなく、卒業後の職場定着に向けた支援も行います。
- 高等総合支援学校の卒業生に限らず、普通高校に在籍する発達障害のある生徒などの卒業後の就労を推進するため、長岡公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等と連携を図っていきます。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
障害者雇用促進事業	市	就労支援推進員が、施設・企業を訪問し、障害者一人ひとりの特性に合わせた企業とのマッチングを支援するとともに、企業に対して障害者雇用の促進を周知、啓発
長岡市障害者多数雇用事業者からの物品等の調達制度	市	市が物品購入や役務の提供などを契約する場合、障害者多数雇用事業者として登録されている事業者から積極的に調達
障害者職場実習支援等就労促進事業	市	市役所福祉課内での職場体験実習の実施、企業実習支援のためのジョブサポーター（実習を受け入れた企業に出向き、直接指導を行う者）の派遣、その他職場体験実習終了者のフォローアップ、就労後の定着支援等を実施
障害者ワークステーション運営事業	市	障害者を市役所で1～3年間雇用し、その経験を活かして、一般企業等への就職を見据えたステップ・アップを目指す

第6章 余暇活動の充実

第1節 スポーツ・レクリエーションの振興

◆現状と課題

- 東京 2020パラリンピック開催により高まった市民のパラスポーツへの関心と理解を持続・発展していくため、パラスポーツを体験し、パラアスリートと交流する機会をつくり、さらなるパラスポーツの普及及び競技水準の向上を図ることが重要です。
- パラスポーツ等の知識をより深めるとともに、地域コミュニティや福祉施設などでの普及を図るため「パラスポーツ・レクリエーション講習会」を開催します。また、障害の有無にかかわらず参加できる「ふれ愛スポーツのつどい」を開催し、障害のある人の社会参加促進と市民の障害理解につなげています。
- スポーツ・レクリエーション活動の普及のために貸出しを行っているフライングディスクやカローリング、ボッチャ等のパラスポーツ用具について、イベントでの活用を図るとともに、地域や学校等の行事においても広く利用してもらうため、周知していく必要があります。

◆計画の方向

- 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の促進は、生きがいのある生活を営むうえで極めて重要です。
また、見る人にも大きな感動や楽しみ、活力を与えるものであり、関係機関等との連携により、一層の充実・促進を目指します。
 - ア 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動や社会参加の動機付けとして、関係機関と連携を図りながら、新潟県障害者スポーツ大会等への参加を促進します。
 - イ 競技水準の向上を促進し、全国障害者スポーツ大会等に参加可能な全国レベルの選手の支援を図ります。
 - ウ 「パラスポーツ・レクリエーション講習会」「ふれ愛スポーツのつどい」等の開催により、スポーツ・レクリエーション活動を体験できる場を提供します。
 - エ 障害のある人の生きがい形成の一助として、既存のスポーツ・レクリエーション活動種目に加え、近年若者を中心に人気のあるeスポーツ※1の普及についても試行的に取り組みます。
- スポーツ・レクリエーション施設のバリアフリー化のための整備改修を促進します。

※1 eスポーツ

「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。（一般社団法人日本eスポーツ連合公式サイトより）

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
パラスポーツ・レクリエーション講習会	市	パラスポーツ・レクリエーション活動の普及を図るため開催
ふれ愛スポーツのつどい	市	障害のある人の社会参加と、市民の障害への理解促進を図るため、障害の有無にかかわらず誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションイベント「ふれ愛スポーツのつどい」を開催
テニススクール	市	障害のある人の身体機能の向上を図るため、テニスの教室を開催
パラスポーツサークル育成事業	市	障害の有無に関わらず継続的にパラスポーツに参加できる環境や体制を整備するため、パラスポーツサークルの育成に取り組む

第6章 余暇活動の充実

第2節 文化活動の推進

◆現状と課題

- 障害のある人の文化活動への参加機会の確保は、障害のある人の社会参加の促進において重要であるだけでなく、啓発広報活動としても意義のあるものです。これらの活動は、障害のある人の生活を豊かにするものであり、積極的な振興を図ることが求められています。
- 講演会、学習機会等においては、手話通訳者、要約筆記者等のほか、各種介助員や保育ボランティアなどを適切に配置し、障害のある人が安心して参加できるものとしていく必要があります。
- 「すこやか・ともしびまつり」では、障害のある人や高齢者が作品の展示・販売や活動紹介をする場を設けています。また、特別事業「すことも WEB 美術館」として、WEB 上で市内福祉施設利用者の作品展示と活動紹介を行っています。
- 「アール・ブリュット」の関心が全国的に高まりつつあり、障害のある人が制作した作品だけでなく障害そのものに対する関心が一層高まることが期待されます。

◆計画の方向

- 引き続き「すこやか・ともしびまつり」の実施により、障害のある人や高齢者の活動を PR する機会を設けることで、福祉施設利用者の生きがいづくりに貢献するとともに、広く市民に福祉への理解を呼びかけます。
- アール・ブリュット関連の事業に取り組むことなどにより、障害のある人の社会参加や、障害への理解を深める機会を創出します。
- 生涯学習の取り組みにおいて、障害の有無にかかわらず、気軽に参加できるプログラムを積極的に取り入れるとともに、関係団体と連携しながら発表の場を提供する等障害のある人の文化活動の支援に努めます。
- 障害のある人の講演会、学習機会等への参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者等のほか、各種介助員の充実を図ります。

第7章 住みよい生活環境の整備

第1節 公共施設等の整備

◆現状と課題

- 一般の不特定多数の人が集う施設、建造物には、新潟県福祉のまちづくり条例に基づく事前協議が必要です。この条例の趣旨に基づき、障害のある人や高齢者に限らず全ての利用者が安心して暮らせるまちづくりやバリアフリー対策が進んでいます。

障害のある人の社会生活を円滑にするためには、建築物だけでなく交通機関や道路等と一体的な整備を進めるとともに、公共機関、民間事業者、建築関係者等が連携してバリアフリー化を推進する必要があります。
- 身体障害のある人の自立と社会参加を促進するためには、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）をどの施設でも同伴できるように理解を進めていく必要があります。
- 市有施設を多く利用してもらうことで障害のある人の社会参加を促進し、活動を支援するため、平成15年度から主な施設において障害のある人に対する入館料等の軽減措置を設けています。

主な市有施設等のバリアフリー整備状況

施設名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
シティホールプラザ「アオーレ長岡」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
米百俵プレイス ミライエ長岡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大手通庁舎、まちなかキャンパス長岡 (フェニックス大手イースト)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さいわいプラザ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市民センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市立劇場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
リリックホール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
社会福祉センター「トモシア」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長岡駅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【アイコン凡例】

- ① 障害者用駐車場あり
- ② 建築物の入口が自動ドア
- ③ 建築物の入口に段差なし又はスロープあり
- ④ 建築物の入口まで誘導ブロックあり
- ⑤ 誘導設備（音声誘導等）あり
- ⑥ 触知案内板あり
- ⑦ 障害者の入口が自動ドア
- ⑧ 建築物の入口に段差なし又はスロープあり
- ⑨ 建築物の入口まで誘導ブロックあり
- ⑩ 誘導設備（音声誘導等）あり
- ⑪ 車いす用公衆電話あり
- ⑫ オストメイト対応トイレ¹あり
- ⑬ 障害者用エレベーターあり
- ⑭ 授乳室（授乳スペース）あり

¹ オストメイト対応トイレ：病気や障害等により人工肛門や人工ぼうこうとなった方でも、排泄の処理が簡単にできるように対応したトイレ。

その他の市有施設のバリアフリー整備状況

	バリアフリー整備状況
市役所分室、支所等	<ul style="list-style-type: none"> 施設ごとの状況に応じ整備を実施 各支所に障害者用駐車場を整備
公民館、コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> 多目的トイレ、駐車場の設置、段差解消等施設の状況に応じ整備を実施
町内公民館	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公民館・集会所改造費の一部補助を実施（トイレ改修、スロープ、手すり等の設置等）
各投票所	<ul style="list-style-type: none"> スロープ、車いす、車いす用投票記載台の設置 老眼鏡、拡大鏡（ルーペ）、点字器の設置
公園	<ul style="list-style-type: none"> 市民防災公園ほか7か所にオストメイト対応多目的トイレの設置 新設公園に、規模に応じて多目的トイレ・水飲み場・駐車場等を設置
学校、図書館、体育館・スポーツ施設等	<ul style="list-style-type: none"> 多目的トイレ、スロープの設置等、状況に応じてバリアフリー化のための整備を実施

◆計画の方向

- 市有施設については、優先度が高い箇所から順次バリアフリー化に取り組みます。
- アオーレ長岡ナカドマの大型ビジョンをはじめ公共施設では、市政情報等を発信するほか、災害発生時には情報を提供します。
- バリアフリー新法で示された移動等円滑化基準、新潟県福祉のまちづくり条例等の整備基準を踏まえ、公共機関だけでなく、民間事業者や市民等にも働きかけを行います。
- 身体障害者補助犬の理解が広まり、補助犬と同伴する人がどの施設も利用できるよう、新潟県と連携しながら取組を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
市有施設の新設整備	市	建築設計基準に基づいた障害のある人や高齢者に配慮した市有施設の整備
既存市有施設の改善	市	優先度が高い箇所から順次バリアフリー化に取り組む
町内公民館の施設改造費の補助	市	町内会が障害のある人や高齢者の利用を考慮して行う既存の公民館、集会所の機能・設備の改造に要する経費の一部補助
公園の新設整備 既存公園の改善	市	障害のある人の利用に配慮した公園の新設整備 障害のある人への配慮が不十分な既存公園を更新計画時に併せて改善

第7章 住みよい生活環境の整備

第2節 住宅環境の整備

◆現状と課題

- 障害のある人や高齢者が居宅において安全・安心な生活が送れるように、段差の解消、浴室の改造、昇降機の設置等それぞれの生活に配慮した住宅の整備を進める必要があります。長岡市においては、そのための施策として住宅改造を希望する世帯に対し、住宅改造費の補助を実施しています。

[住宅改造費補助状況]

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
件数	障害者向け	2	2	4	0	1
	高齢者向け	44	52	39	43	38
	合計	46	54	43	43	39

※障害者：身体障害者手帳（1級又は2級）、療育手帳（A）をお持ちの方 等
 高齢者：要介護（要支援）認定を受けている方

◆計画の方向

- 住み慣れた住居で安心して自立した生活が送れるよう、住宅改造費補助により障害に適應した居住環境の整備を促進します。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
住宅改造費の補助	市	個々の障害に対応した住宅の改造費補助

第7章 住みよい生活環境の整備

第3節 公共交通対策の推進

◆現状と課題

- 障害のある人の社会参加機会の増大や行動範囲の拡大に伴い、障害のある人の移動におけるハンディキャップの軽減を図ることが重要です。また、障害の有無にかかわらず移動の手段が確保されることも大切です。
- 長岡市では、平成14年度に交通バリアフリー法に基づき、公共交通機関を利用して中心市街地を訪れる高齢者や身体障害のある人の移動の円滑化を総合的に推進するため、目標年次を平成22年度とする「長岡市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。
これに基づき、JR東日本は、長岡駅に障害者対応エレベーターや多機能トイレ等を設置したほか、わかりやすい施設配置や案内表示を整備しました。
また、県・市が進めている長岡駅周辺の主要施設までの経路のバリアフリー化や、バス会社が進めている車いす対応のノンステップバス等の導入について、関係機関と調整し、計画に基づき実施しました。今後は、全市的にバリアフリー化の促進に取り組む必要があります。
- 道路は、都市の基幹施設として、多くの機能を受け持っています。中でも、全ての市民に「安全で使いやすい歩行空間としての道路の機能」を提供することは、福祉のまちづくりの重要な課題となっています。
- 道路整備については、障害のある人や高齢者等の歩行者の視点にたって、歩車道の分離、路面の平坦性、有効幅員の確保等、誰もが安心して通行できる歩道の見直しや改良等を進めることが緊急の課題となっています。そのなかで特に中心市街地は、公共施設や商業施設が集積し、歩行者が多いため、優先的にバリアフリー歩行者空間のネットワーク化を早急に図りました。
- 単独での公共交通機関の利用が難しい障害のある人や高齢者に対するドア・ツー・ドアの個別移送サービスの需要が高まっています。
市では、平成18年10月施行の改正道路運送法で自家用自動車による有償旅客運送制度が創設されたことに伴い、安全・安心な運行を確保するため、「長岡市福祉有償運送運営協議会」を設置しています。現在、市内では2つのNPO法人が活動を行っており、サービスの拡充が今後の課題となっています。
- **在宅の障害のある人で、移動が困難な人の社会参加を促進していく必要があります。**

[歩道改良の現状（令和5年度末現在）]

バリアフリー化した歩道の延長（長岡駅周辺地区）

整備目標延長	整備済延長	未整備延長	整備率
8.5km	8.5km	0km	100%

[リフト付福祉バス「ほほえみ号」の利用状況]

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
利用者数	2,093	1,918	465	496	926
うち車椅子利用者	205	161	36	18	17

※令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で運行回数、利用者数が減少したものの

[ノンステップバス等低床式バスの導入状況（越後交通運行長岡駅発着路線、高速バス除く）]

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
台数	89	94	98	109	123

◆計画の方向

- 駅やバス待合所などの環境整備、バス寄せスペース整備などを促進し、交通施設の利便性・快適性及び安全性の向上に努めます。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、移動等の円滑化が図られたバス・タクシー車両の導入がさらに促進されるよう、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用し、関係機関と調整を図っていきます。
- 歩道の整備は、高齢者や車いす利用者、視覚障害者等の通行に配慮した歩道の構造や乗入れ部の段差の解消、車いすが通行可能な勾配、幅員の確保等を図ります。
- 電線類の地中化や駐輪場等の整備を進めることにより、電柱や放置自転車等の歩道上の障害物を除去して、歩行者空間の確保を図ります。
- 自家用自動車による有償旅客運送制度の適正な運用のため、「長岡市福祉有償運送運営協議会」において、各種方策の協議を進めるとともに、NPO法人等に対してきめ細かい相談や必要な指導・助言を行います。
- リフト付福祉バス「ほほえみ号」を効果的に運行し、各種行事への参加など移動支援を行い、社会参加を促進します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
バス停上屋の整備	市民間	公共公益施設等の周辺や乗り継ぎ拠点などの利用者の多いバス停の上屋整備 バス停の快適性、安全性を向上させるための上屋等の整備促進
環状バスの運行	市民間	利用者の多い公共施設等と駅を結ぶ環状バスの運行
バス車両の改善	市民間	障害のある人、高齢者等が利用しやすいバス車両の導入促進
歩行者優先道路の整備	市民間	障害のある人、高齢者等にやさしい道路として、車の進入を規制し、カラー舗装やベンチ、植栽等を整備した歩行者優先道路の整備
バリアフリー化した歩道整備	市	障害のある人、高齢者等歩行者の安全確保を図るためのネットワーク化した歩道整備

第7章 住みよい生活環境の整備

第4節 防災・防犯対策の推進

◆現状と課題

- 災害・緊急時には、7・13水害、中越大震災及び中越沖地震の経験、そして災害対策基本法や「長岡市地域防災計画」を踏まえ、災害時に手助けが必要な避難行動要支援者（障害のある人や高齢者、乳幼児等の「要配慮者」のうち、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方）の安全確保を図ることが重要です。
- 避難行動要支援者を災害から守るためには、プライバシーに配慮しながらその実態の把握に努め、地域住民の協力による情報伝達、安否確認と避難支援体制を確立することが必要です。
- 災害時には、地域コミュニティが大きな力を発揮することから、町内会、連合町内会等の自治組織を基盤とした自主防災会の組織結成や育成を推進する必要があります。
また、障害のある人と行政機関、消防機関、自主防災組織や中越市民防災安全士等とが連携した防災ネットワークを構築する必要があります。
- 要配慮者が一般の避難所に滞在することについては困難な点が多いことから、市では、福祉避難室・福祉避難所や資機材の整備を行うとともに、社会福祉施設等と「災害時における要配慮者の緊急的な入所等に関する協定」を締結するなど、避難所環境の向上に取り組んでいますが、今後も一層の充実を図っていく必要があります。
- 平常時からの防災情報の提供、大規模災害時の情報交換・情報提供を平成14年度から「ながおか防災ホームページ」で行うとともに、平成24年度から X (旧 twitter) 等のSNSの活用も行っています。今後も防災情報の周知・提供に努め、防災対策の推進を図っていく必要があります。
- 地震による被害を最小限にするために、住宅や公共施設等の耐震化を促進する必要があります。
- 近年、新たな手口による振り込め詐欺や悪質商法が発生するなど、地域の安全・安心を確保するための総合的な施策が求められています。
- 障害のある人を犯罪から守るため、地域の支援者の協力を得て、防犯に関する助言や情報提供などを行い、防犯意識の向上を図る必要があります。

[自主防災会の結成及び活動状況]

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
自主防災会結成率 (%)	92.1	91.6	91.3	91.0	89.8
活動実施率 (%)	79.7	75.7	60.0	58.9	68.6

[中越市民防災安全士の人数(累計)]

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
安全士の人数	638	680	724	780	837

◆計画の方向

- 平成26年3月に策定された「長岡市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、行政、町内会、自主防災会、福祉関係者（地区社会福祉協議会・地区民生委員児童委員協議会等）等が避難行動要支援者の情報を共有し、地域と協働し、個々の避難行動要支援者への避難情報の伝達や安否確認等の避難支援体制を整えます。
- 信濃川の増水時は、避難情報の発令よりも早い段階で、市独自の「信濃川早期警戒情報」を発表し、「長岡方式の避難行動」を呼びかけます。
- いざという時に地域コミュニティのつながりを活かして住民同士が助け合うことができるよう、自主防災会の結成と活動への支援を積極的に行い、地域防災力の強化を図ります。
- 長岡版の各種防災タイムラインを活用し、家庭、地域及び要配慮者利用施設における災害時の行動計画の検討を支援します。
- 市や地域の防災力向上のため、自主防災会等が実施する防災訓練では、地域コミュニティのつながりを活かした避難行動要支援者の避難訓練を実施します。
- 住民相互の助け合い、支え合いを目的とした長岡市社会福祉協議会で実施している小地域ネットワークづくりを活かし、避難行動要支援者の実態把握に努めるとともに、日常的な声かけ運動を推進します。
- 防災に関する専門的な知識や技術を学ぶ「中越市民防災安全大学（主催：（公社）中越防災安全推進機構、共催：市）」を開講し、地域の防災リーダーを養成します。
- 災害時にボランティアによる災害救援活動が行われるよう、関係分野の協力を得ながら、災害ボランティアの育成に努めます。
- ながおか防災ホームページ、SNS、電話配信サービス、ラジオ（緊急告知FMラジオ含む）、緊急速報メール（エリアメール）、ながおかDメールプラス等の登録型メールを活用し、防災情報の提供や周知に努めます。
- 安全に配慮した木造住宅耐震診断費・耐震改修工事費の助成や耐震改修融資制度の普及に努めます。
- 地域住民や警察と連携し、官民一体となった「安全で安心なまちづくり」を推進します。
- 各地域の「防犯協会」を支援し、身近な犯罪や事故の発生状況、防犯上のノウハウなど安全確保に必要な情報の提供に努めます。
- 災害発生時に一般の避難所での生活が困難な障害のある人や高齢者等の要配慮者が安心して避難できるよう、福祉避難室・福祉避難所や資機材の整備、社会福祉施設等との協定に基づく緊急受け入れ、ホテル・旅館組合などの協定に基づく一時避難場所の提供などの支援を実施し、良好な避難所環境のより一層の確保に努めます。
- 視覚障害のある方が避難場所等の情報を得ることができるよう、点字版等の洪水ハザードマップの配布や、読み上げ機能を有する防災ホームページを構築します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
避難支援プランの推進	市	避難行動要支援者避難支援プランに基づく個々の避難行動要支援者に対する具体的な支援体制の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者名簿の作成 ・ 町内会、自主防災会、民生委員・児童委員、地区福祉会等地域の関係機関等との情報の共有
緊急告知FMラジオの配備	市	緊急時には自動的に電源が入り、避難情報等を伝達できる緊急告知FMラジオを町内会、民生委員・児童委員、福祉施設、避難行動要支援者等へ配備
避難情報等電話配信サービスの提供	市	市が「避難情報」及び「信濃川早期警戒情報」を発令する際に、事前に登録された電話に音声メッセージでお知らせ <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭（登録制） 防災行政無線の戸別受信機、又は緊急告知FMラジオが貸与されていない世帯の携帯電話やスマートフォンを所有していない満65歳以上の高齢者 ・ 要配慮者利用施設 ・ 社会福祉施設等 ・ 町内会、民生委員
地域防災力の強化推進	市	自主防災活動に対する各種支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災よろず相談窓口の設置 ・ 中越市民防災安全士の講師派遣 ・ 自主防災アドバイザーの派遣 ・ 活動報奨金の交付 など
中越市民防災安全大学	民間	防災に関する専門的な知識や技術を学ぶ講座の実施
高機能消防指令センターの充実	市	一般電話により高齢者、障害のある人等からの119番の通報場所が即時に判明でき、最も近い消防部隊を自動的に編成し、出動させるとともに、現場の地図及び避難行動要支援者の情報を把握

木造住宅耐震診断費助成	市	木造住宅に対する耐震診断費の助成
木造住宅耐震改修費助成	市	木造住宅の耐震改修工事費の助成
木造住宅耐震改修設計及び工事監理費助成	市	木造住宅の耐震改修設計及び工事監理費の助成

第8章 障害福祉サービス等の提供基盤の整備（障害福祉計画）

この章では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画について、国が示す基本指針を踏まえ、**第7期計画**として次のとおり数値目標及びサービスの見込量を定めます。

- **令和8年度**を目標年度とした数値目標
- 計画期間中の各年度（**令和6年度から令和8年度まで**）におけるサービスの見込量及び見込量を確保するための方策

なお、**第7期計画期間中（令和6年度から令和8年度まで）**に、関係法令・制度の改正があった場合のほか、進捗管理・評価を経た上で必要があると認められるときは、本計画の見直しを行います。

- **令和5年度**数値は、現段階での見込み値
 - 「障害福祉サービス」「障害児福祉サービス」は、原則1か月あたりの延べ量及び実利用人数見込み
 - 単位が、「時間分」「人日分」は、1か月あたりの延べ量
 - 単位が、「人分」の場合は、実人数
 - 「人日分」は、「月間の利用人数×1人1か月あたりの平均利用日数」
- ※第9章 障害児福祉サービス（障害児福祉計画）も同様

1 令和8年度における目標値

国の基本指針を踏まえ、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」「地域生活支援の充実」「福祉施設から一般就労への移行等」「相談支援体制の充実・強化等」「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」について、令和8年度における数値目標を設定します。

また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」についても、引き続き取り組みを進めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人のうち、グループホームや一般の住宅等での暮らしを希望する人が安心して生活できるように、関係機関の連携により総合的な支援ができる体制づくりを行い、福祉施設入所者の地域生活への移行を推進します。

第6期計画では、令和元年度末の入所者数（304人）を基準に、令和5年度末までに、1.6%（5人）の入所者数の削減と、6.3%（19人）の地域生活への移行を目標として設定しました。

第7期計画では、令和4年度末の入所者数（294人）を基準に、令和8年度末までに、5.0%以上（15人）の入所者数の削減と、6.0%以上（18人）の地域生活への移行を目標として設定します。

【第6期計画までの実績】

◆ 施設入所者数

項目	R1年度 基準 (R2年3月)	R3年度 (R4年3月)	R4年度 (R5年3月)	R5年度 (R6年3月)	R5年度 目標値 (R6年3月)
入所者数 (B)	304人(A)	300人	294人	288人	299人
年間削減人数 (C)	—	4人	6人	6人	—
累計削減人数 (D)=(A)-(B)	—	4人	10人	16人	5人
(D)/A×100	—	(1.3%)	(3.3%)	(5.3%)	(1.6%)
進捗状況	—	80.0%	200.0%	320.0%	—

◆ 地域生活移行者数

項目	R1年度 基準 (R2年3月)	R3年度 (R4年3月)	R4年度 (R5年3月)	R5年度 (R6年3月)	R5年度 目標値 (R6年3月)
入所者数 (B)	304人(A)	300人	294人	288人	299人
年間移行者数	—	4人	4人	4人	—
累計移行者数 (累計移行者数/A×100)	—	4人 (1.3%)	8人 (2.6%)	12人 (3.9%)	19人 (6.3%)
進捗状況	—	21.1%	42.1%	63.2%	—

【現状と課題】

施設入所者数については、地域移行や死亡、長期入院などの要因により目標値を上回りました。

しかし、本人及び家族の高齢化、障害の重度化等により入所希望者は増加しており、地域生活移行者数については、グループホームの新規開設等による累計移行者数が緩やかに増加しているものの、目標値を達成できていません。

障害者生活実態調査において、施設入所者の地域生活への移行を希望する割合は11.2%で前回の8.8%より増加しています。今後も、施設入所者が望む暮らしが実現できるよう、地域移行支援や、地域での居住の場の整備を進め、安心して生活できる環境づくりの促進、成年後見制度の普及・啓発を図るなど、体制整備に努めていきます。

【第7期計画の数値目標】

項目	数 値	考え方
令和4年度末時点の入所者数 (A)	294人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標年度末時点の入所者数 (B)	279人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】入所者削減見込数 (C=A-B) 削減率(C/A×100)	15人 (5.0%以上)	入所者数にかかる差引削減見込数
【目標値】地域生活移行者数 (D) 地域移行率(D/A×100)	18人 (6.0%以上)	入所施設からGH等への移行者数

【目標達成のための基本的方向】

- 入所施設及び関係機関との連携強化を図りながら、施設入所者の地域移行を進めます。
- 地域で安心して生活できるように、関係機関が連携して居住支援や地域支援など総合的支援ができる体制づくりを推進します。
- 高齢となり、介護が必要となった入所利用者及び強度行動障害を含む重度の障害がある利用者が、地域での生活を営めるような体制づくりを推進します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

そのために、保健・医療・福祉関係者等による協議の場での議論を年5回程度継続して実施し、精神障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすくなる仕組みの構築を目指します。

(3) 地域生活支援の充実

障害のある人が地域で安心して生活できるようにするために、居住支援や地域生活支援などの総合的な支援をすることが必要です。

障害の重度化、障害のある人やその家族の高齢化や親なき後を見据え、地域生活支援拠点等の整備を引き続き行っていきます。今後は、地域で生活する障害者のニーズを継続的に把握し、効果的な支援体制を構築するなど、機能の強化を図り、引き続き、地域全体で支える体制づくりを推進します。

第7期計画では、令和8年度末までに、地域生活拠点の機能の充実のため、地域生活支援コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討をします。

また、地域で暮らす障害者の状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

【現状と課題】

障害の重度化、障害のある人やその家族の高齢化が進み、多様化・複雑化するニーズに対応し、障害のある人が安心して地域で生活するために、継続的な地域分析や地域ニーズの把握と、現在の社会資源を有効に活用し「面的整備」を進める必要があります。

【整備目標】

長岡市は、令和5年8月時点で、地域生活支援拠点等として多機能拠点型の施設が1か所、拠点登録施設が12か所あります。加えて、長岡市には、それ以外にも様々な社会資源が存在しますので、この社会資源を活かしながら、複数の機関が機能を担う「面的整備」を中心に整備していきます。

【目標達成のための基本的方向】

- 「相談」機能については、地域生活支援コーディネーターを中心に、今後も緊急時の相談に対応できるよう努めます。
- 「緊急時の受入れ・対応」機能については、今後もニーズの把握に努め、必要な緊急受入れが確実に行われるよう、関係機関と連携して実施します。
- 「体験の機会・場」機能については、地域移行や親元からの自立のための体験の機会、場を提供できる機能が必要なことから、関係機関と協議し、希望する人が希望する施設で体験利用ができるよう努めます。
- 「専門的人材の確保・養成」機能については、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材育成のために、現在の各法人・事業所等の取り組みを支援するとともに、専門分野での法人間連携、医療、高齢等の他分野連携による相互協力の推進を図ります。
- 「地域の体制づくり」機能については、障害者が安心して地域で暮らしていくために、地域の様々なニーズに対応できる支援の提供体制や、地域の社会資源の連携が必要であることから、委託相談支援事業所を軸として、福祉、保健、医療等の関係機関、児童、高齢等の他分野、民生委員等とのネットワークづくりに取り組み、地域住民とともに支える体制を構築します。
- 各機能の充実のため、「長岡市障害者自立支援協議会」等で定期的に運用状況を検証・検討していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障害のある人が地域で生活し、その生活の質の向上を図るため、就労する機会を拡大するとともに、安心して就労を継続できるような支援体制が必要です。

就労移行支援事業等により、障害のある人の就労意欲や個々の能力を高める訓練を行い、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、就労定着支援により、職場定着に必要な生活面における課題対応を行い、職場定着率の確保を目指します。

① 福祉施設から一般就労への移行

第6期計画では、福祉施設からの一般就労者数が令和元年度実績（27人）を基準に、令和5年度までに、これを1.3倍以上（36人）とすることを目標として設定しました。

第7期計画では、福祉施設からの一般就労者数が令和3年度実績（41人）を基準に、令和8年度までに、これを1.28倍以上（55人）とすることを目標として設定します。

また、就労移行支援が一般就労への移行における重要な役割を果たしていることを踏まえ、事業目的の実現や事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、新たな目標として、令和4年度末における就労移行支援事業所数（12箇所）を基準に、令和8年度までに就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上（6箇所）とすることを設定します。

【第6期計画までの実績】

項目	R1年度 基準	R3年度	R4年度	R5年度	R5年度 目標値
一般就労移行者数	27人	41人	32人	28人	36人 (1.3倍)
（就労移行）	—	24人	17人	17人	20人
（就労継続A）	—	11人	11人	6人	4人
（就労継続B）	—	6人	4人	5人	12人
進捗状況 %（移行者数 ／目標値×100）	—	113.9%	88.9%	77.7%	—

【現状と課題】

一般就労者数は年度によりばらつきが見られ、目標値を達成できませんでした。

障害者生活実態調査において、就労していない人の就労を希望する割合は、身体障害者で16.4%、知的障害者で18.3%、精神障害者で21.7%で、そのうち、就労したいができないと回答している割合が、身体障害者で44.8%、知的障害者で42.5%、精神障害者で38.8%となっています。就労意欲があるものの就労に困難さがあるため、職場における勤務体制や障害に対する理解や支援などが求められます。一般就労移行者数については伸び悩んでおり、目標値を達成できていないため、利用者側や雇用者側等多角的な視点から分析する必要があります。

【第7期計画の数値目標】

項目	数 値	考え方	
令和3年度の年間 一般就労移行者数	41人	令和3年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数	
【目標値】 目標年度の年間 一般就労移行者数	55人 (1.28倍以上)	令和8年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数	
(就労移行支援事業)	令和3年度の年間 一般就労移行者数	24人	令和3年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
	【目標値】 目標年度の年間 一般就労移行者数	32人 (1.31倍以上)	令和8年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数
	令和4年度末時点の 就労移行支援事業所数	12箇所	令和4年度末時点の就労移行支援事業所の数
	【目標値】 目標年度の就労移行支援事業 利用終了者に占める一般 就労へ移行した者の割合が 5割以上の事業所数	6箇所 (5割以上)	令和8年度時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所の数
(就労継続支援A型事業)	令和3年度の年間 一般就労移行者数	11人	令和3年度において、就労継続支援A型事業所を通じて一般就労した者の数
	【目標値】 目標年度の年間 一般就労移行者数	15人 (概ね1.29倍以上)	令和8年度において就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する者の数
(就労継続支援B型事業)	令和3年度の年間 一般就労移行者数	6人	令和3年度において、就労継続支援B型事業所を通じて一般就労した者の数
	【目標値】 目標年度の年間 一般就労移行者数	8人 (概ね1.28倍以上)	令和8年度において、就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する者の数

【目標達成のための基本的方向】

- 福祉施設からの一般就労者を増加させるため、就労促進連絡会等を活用し、就労支援を行う事業所と一般企業や労働関係機関との情報共有の場を設定し、さらに連携強化を図っていきます。
- 障害のある人の個々の能力と、企業が求めている人材像をマッチングできるような企業と就労支援事業所との接点づくりを行います。
- 企業が求める人材像を幅広く理解して、障害のある人の個々の能力に合わせた就労支援や定着支援ができるように、就労支援事業所の職員のスキルアップを図ります。
- 障害のある人が職業体験する場の確保に努め、長岡市役所においても、障害者ワークステーション等を利用した職場実習事業を継続して行います。
- 実習受け入れ先企業の拡大のため、ジョブサポーターの派遣を行い、企業側の負担軽減を図ります。

② 就労定着支援事業の利用者数

第6期計画では、福祉施設からの一般就労に伴う職場定着を安定させるために、令和5年度において新たに就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを数値目標として設定しました。

第7期計画では、就労定着支援事業の年間利用者数について、令和3年度実績(52人)を基準に、令和8年度までに、これを1.41倍以上(74人)とすることを目標として設定します。

【第6期計画の実績】

項目	R3年度 (R4年3月)	R4年度 (R5年3月)	R5年度 (R6年3月)	R5年度 目標値 (R6年3月)
就労定着支援事業の利用者数	13人	13人	17人	13人

【現状と課題】

就労定着支援事業の利用者数においては、目標値を達成しました。

今後も企業側や就労支援事業所などの関係機関と連携し、障害のある人の個々の能力や課題に合わせた適切な支援を実施していく必要があります。

【第7期計画の数値目標】

項目	数値	考え方
令和3年度の年間 就労定着支援事業 利用者数	52人	令和3年度における就労定着支援事業利用者数
【目標値】 目標年度の年間 就労定着支援事業 利用者数	74人 (1.41倍以上)	令和8年度における就労定着支援事業利用者数

※第6期計画では、各年度の新規就労定着支援事業の利用者数を目標として設定しましたが、第7期計画では、年間利用者数を目標値とします。

【目標達成のための基本的方向】

- 障害のある人の個々の能力や課題に合わせた適切な支援により就労定着率の向上を図ります。

③ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

第6期計画では、②に関連し、一般就労に移行する者の就労を安定的に定着させるために、令和5年度における就労定着支援事業所について、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標として設定しました。

第7期計画では、就労定着支援事業利用終了後、一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が、令和4年度実績（5箇所）を基準に、令和8年度までに2割5分以上（2箇所）となることを目標として設定します。

【第6期計画の実績】

項目	R3年度 (R4年3月)	R4年度 (R5年3月)	R5年度 (R6年3月)	R5年度 目標値 (R6年3月)
就労定着率が8割 以上の事業所数	5箇所	5箇所	5箇所	6箇所

【現状と課題】

令和4年度末現在、長岡市に設置されている就労定着支援事業所は、全ての事業所において就労定着率7割以上を維持しています。今後も利用者側や企業側等多角的な視点から分析し就労定着率を確保していく必要があります。

【第7期計画の数値目標】

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の 就労定着支援事業所数	5箇所	令和4年度末時点の就労定着支援事業所数
【目標値】 目標年度末時点の就労定着 率7割以上の事業所数	2箇所 (2割5分以上)	令和8年度末時点の就労定着率が7割以上の 事業所数

【目標達成のための基本的方向】

- 今後も障害のある人の個々の能力や課題に合わせた適切な支援により就労定着率の確保を図ります。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障害者基幹相談支援センターを中心に、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び関係機関と連携し、様々な社会資源を活用しながら、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域における相談支援体制の構築を推進し、さらなる充実に引き続き取り組みます。

また、障害者基幹相談支援センターでは、相談支援事業所に対して訪問等による専門的な指導・助言や、人材育成の支援、連携強化の取り組みを行います。

あわせて、相談支援体制における障害者基幹相談支援センターの機能検証を行い、「長岡市障害者自立支援協議会」において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保します。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第6期計画では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供と、質の向上を図るための取り組みとして、新たに都道府県が実施する障害福祉サービス等にかかる研修への市職員の参加や、障害者自立支援審査支払システム等での審査結果の分析とその結果の活用による事業所や関係自治体との共有を目標として設定しました。

第7期計画でも、第6期計画と同様の内容で設定します。

【第6期計画の実績】

項目	R3年度 (R4年3月)	R4年度 (R5年3月)	R5年度 (R6年3月)	R5年度 目標値 (R6年3月)
研修参加人数	4人	4人	4人	2人
共有回数	1回	1回	1回	1回

【現状と課題】

研修参加人数については目標値を上回り、共有回数でも目標値を達成しました。今後も利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供と、質の向上を図る取り組みを継続していきます。

【第7期計画の数値目標】

項目	目標値	考え方
研修等参加人数	年2名以上の参加を基本とする	令和8年度末時点での障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加人数
実施回数	年1回以上を基本とする	令和8年度末時点での障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所及び関係自治体との共有の実施回数

【目標達成のための基本的方向】

- 第7期計画も引き続き、研修等参加人数を年2名以上の参加を基本とし、障害者総合支援法の具体的内容の理解及び障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証に努めます。
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所及び関係自治体との共有の実施回数について、年1回以上を基本とし、請求の過誤を無くすための取り組みや適正な運営を行う事業所の確保を図っていきます。

2 サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策

令和8年度の数値目標を達成するため、第6期計画の進捗状況を勘案し、令和6年度から令和8年度の各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとに必要なサービス量を見込み、その見込量確保のための方策を定め、計画的に取り組みます。

また、本計画の策定に当たり相談支援事業所・障害福祉サービス提供事業所を対象に実施した「福祉サービス等供給実態調査」の結果において、サービスの供給が特に不足しているとの回答が多かった「生活介護」「短期入所」「施設入所支援」の各サービスについては、令和8年度までサービス不足解消に向けて重点的に検討を重ねます。

具体的には、「長岡市障害者自立支援協議会」の専門部会を活用しながら、サービス提供事業所にも呼びかけて協議の場を設定し、解消すべき問題の洗い出しと、サービス充足に向けてサービス提供事業所、相談支援事業所、行政の3者がそれぞれの課題解消に取り組みます。

(1) 訪問系サービス

○ サービス内容

ヘルパーが家庭を訪問し、自宅での生活全般における介護等を行ったり、外出時における支援を行います。

【居宅介護】

入浴や排泄^{はいせつ}、食事の介護を行ったり、調理、洗濯、掃除等の家事援助等を行います。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由または、重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難があり常時介護の必要な人に、自宅での介護から外出時の移動の支援までを総合的にを行います。

各回のサービス提供時間が長時間になるものを想定しています。

居宅介護と同時に支給決定を受けることは原則できません。

【同行援護】

視覚障害があり移動に著しい困難を有する人及び子どもに、外出時に必要な視覚的情報を提供するとともに、移動の援護と必要な援助を行います。

【行動援護】

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人で常時介護の必要な人及び子どもに、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護を行います。

【重度障害者等包括支援】

常時介護が必要で意思疎通を図ることが著しく困難な人及び子どもに、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(1 か月あたりの延べ時間数及び実利用人数)

訪問系サービス		単 位	H30年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
居宅介護	見込量	時間分	4,446	4,698	4,950	5,516	5,791	6,081
	実 績	時間分	4,233	4,775	4,385	3,995	3,810	4,000
		人 分	254	237	276	228	270	283
重度訪問介護	見込量	時間分	150	150	150	150	150	150
	実 績	時間分	12	14	137	1,016	1,267	1,393
		人 分	1	1	2	4	6	7
同行援護	見込量	時間分	759	805	851	550	550	550
	実 績	時間分	562	540	417	597	584	596
		人 分	44	35	45	41	53	54
行動援護	見込量	時間分	80	80	80	100	100	100
	実 績	時間分	10	43	186	109	99	113
		人 分	3	4	9	7	10	11
重度障害者 等包括支援	見込量	時間分	100	100	100	100	100	100
	実 績	時間分	0	0	0	0	0	0
		人 分	0	0	0	0	0	0

○ 現状と課題

居宅介護については、新型コロナウイルスの影響や65歳以上の方の介護保険への移行、グループホーム利用などによる取消があり、見込みを下回りました。

重度訪問介護については、実施事業所や利用者の増加が直接数字に影響したものと考えられます。

単身生活者の増加、介護者の高齢化等により、居宅介護は利用者が増える見込みではありませんが、一方でグループホームが増設され、障害者が自立した生活を送るための選択肢となっており、居宅介護の需要が減少することも予想されます。

なお、重度障害者等包括支援については、実施事業所がないため、利用実績はありませんでした。居宅介護や重度訪問介護のサービス利用等により、ニーズが充足していると考えられます。

今後とも多様なニーズに対応するため、専門性のある人材を確保することが必要です。

○ サービス見込量

(1か月あたりの延べ時間数及び実利用人数)

訪問系サービス	単 位	6年度	7年度	8年度
居宅介護	時間分	4040	4080	4120
	人 分	285	287	289
重度訪問介護	時間分	1,811	1,992	2,191
	人 分	8	9	10
同行援護	時間分	608	620	632
	人 分	55	56	57
行動援護	時間分	127	141	155
	人 分	12	13	14
重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0
	人 分	0	0	0

○ 見込量確保のための方策

視覚障害や重度の身体障害、強度行動障害等、あらゆる障害特性に対応できるよう、**情報共有できる場の提供や、研修会を開催するなど**支援者の人員確保・人材育成に係る支援に努めます。

また、必要なサービスが適切に利用できるようにするため、**利用者ニーズを的確に把握し、**相談支援事業所との連携強化に努めます。

(2) 日中活動系サービス

通所・入所施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

① 生活介護

○ サービス内容

常時介護を必要とする人に、主に日中において、障害者支援施設等で行われる介護サービスや創作的活動または生産活動の機会の提供、身体機能または生活能力の向上のために必要な援助等を行います。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

生活介護		単 位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	見込量	人日分	11,200	11,305	11,448	12,052	12,236	12,420
	実績	人日分	11,301	11,692	12,050	11,996	11,799	11,900
		人 分	624	584	661	580	584	590

○ 現状と課題

就労継続支援B型等から生活介護にサービス変更する人や、生徒数が年々増加している特別支援学校の卒業生の利用による増加を見込んでいましたが、新型コロナウイルスの影響により、令和3年度以降利用実績が減少し、R5年度においても見込量に対し実績は下回りました。

今後は新型コロナウイルスの影響が収束し、福祉型障害児入所施設利用者の18歳到達等により、利用量・利用人数の増加が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

生活介護		単 位	6年度	7年度	8年度
利用件数		人日分	12,000	12,100	12,200
		人 分	595	600	605
うち強度行動障害を有する者		人日分	1,320	1,328	1,336
		人 分	65	66	66
うち高次脳機能障害を有する者		人日分	22	22	22
		人 分	1	1	1
うち医療的ケアを必要とする者		人日分	1,080	1,086	1,093
		人 分	53	54	54

○ 見込量確保のための方策

重度の身体障害や強度行動障害等、あらゆる障害特性に対応できるよう、支援者の人員確保・人材育成に係る啓発及び要請に応じて専門研修等を開催するなどして、スキルアップ及び人材確保を含めた体制整備を図ります。

② 自立訓練（機能訓練）

○ サービス内容

地域生活を営むうえで、身体機能向上等のため、一定の支援が必要な身体障害のある人が、障害者支援施設等に通い、一定期間の支援計画に基づき、身体機能・生活能力の維持・向上のため、理学療法、作業療法、その他の必要なりハビリテーション等を行います。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

自立訓練（機能訓練）		単 位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	見込量	人日分	168	189	210	114	133	152
	実績	人日分	35	79	83	64	69	97
		人 分	4	4	1	5	5	7

○ 現状と課題

病院等に入院している人が地域移行に向けて、自立訓練（機能訓練）と施設入所支援を同時に利用するケース等で、利用量・利用人数も増加を見込みましたが、地域移行が思うように進まず、見込量に対し実績は下回りました。

しかし、今後は更なる地域移行の促進に伴い、利用量・利用人数の増加が見込まれるため、実績に即した分析と必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

自立訓練（機能訓練）		単 位	6年度	7年度	8年度
利用件数	人日分		112	126	140
	人 分		8	9	10

○ 見込量確保のための方策

障害者支援施設や病院等から地域移行するためのサービス利用を推進するため、関係機関等と連携を図っていきます。

③ 自立訓練（生活訓練）

○ サービス内容

地域生活を営むうえで、生活能力向上等のため、一定の支援が必要な知的障害または精神障害のある人が、障害者支援施設等に通い、一定期間の支援計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行います。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

自立訓練（生活訓練）		単 位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	見込量	人日分	700	700	700	522	522	522
	実績	人日分	626	471	495	538	444	386
		人 分	34	26	24	31	23	20

○ 現状と課題

病院等に入院している人が地域移行に向けて、自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練を利用するケースや、生徒数が年々増加している特別支援学校の卒業生の利用により、利用量・利用人数も増加を見込みましたが、地域移行が思うように進まず、見込量に対し実績は下回りました。

しかし、今後も障害者支援施設や病院等から地域移行するための経過的サービスの位置づけでニーズの増加が考えられるため、必要な人が、安定して利用できるよう、サービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

自立訓練（生活訓練）		単 位	6年度	7年度	8年度
利用件数	人日分		425	463	502
	人 分		22	24	26

○ 見込量確保のための方策

障害者支援施設や病院等から地域移行するためのサービス利用を推進するため、関係機関等と連携を図っていきます。

④ 宿泊型自立訓練

○ サービス内容

知的障害または精神障害のある人に、居室やその他生活に必要な設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

宿泊型自立訓練		単 位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	見込量	人日分	504	504	504	510	510	510
	実 績	人日分	514	482	496	545	491	493
		人 分	18	17	16	19	17	16

○ 現状と課題

病院等に入院している人が地域移行に向けて訓練を行うケースや、家族等の支援を受けて在宅生活している人が、自立した生活を目指すケースなどで利用され、利用件数は増加傾向にあり、概ね見込み通りの実績となりました。

今後も、宿泊型自立訓練の利用が必要な人が、安定して利用できるよう、サービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

(1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

宿泊型自立訓練		単 位	6年度	7年度	8年度
利用件数	人日分		510	510	510
	人 分		17	17	17

○ 見込量確保のための方策

障害者支援施設や病院等から地域移行を目指すケースで、宿泊型自立訓練の利用が必要な人が安定して利用できるよう、関係機関と連携を図っていきます。

⑥ 就労選択支援

○ サービス内容

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援します。

○ サービスの見込量

(1か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

就労選択支援	6年度	7年度	8年度
利用件数	1	20	40

○ 見込量確保のための方策

今後開始される新たなサービスのため、関係機関への制度周知や連携を密に図り、障害がある人がより働きやすい環境の支援に努めます。

⑥ 就労移行支援

○ サービス内容

就労を希望する65歳未満の人で通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、一定期間の支援計画に基づき、生産活動や職場体験の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行います。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

就労移行支援		単 位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	見込量	人日分	2,080	2,160	2,220	1,444	1,558	1,672
	実 績	人日分	1,341	1,271	1,343	1,055	1,032	1,083
		人 分	68	68	68	55	60	63

○ 現状と課題

就労移行支援は有期限のサービスであり、期間中に一般就労ができるよう訓練などを行うものですが、一般就労できず、就労継続支援B型へ移行する人が多くなっています。そのため、就労移行支援の利用者が年々減少しており、見込量に対しても実績は下回っている状態です。また、近年は市内のA型事業所が増加し、就労支援の選択肢が増えたことも利用者減少の一つの要因となっています。

今後は、就労移行支援の利用者を一般就労に繋げる取り組み等を行い、就労移行支援の利用者を増やしていく必要があります。

○ サービス見込量

(1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

就労移行支援		単 位	6年度	7年度	8年度
利用件数	人日分		1,495	1,610	1,725
	人 分		65	70	75

○ 見込量確保のための方策

就労移行支援の利用者を、一般就労に繋げる取り組み等を行い、サービス利用を推進するため、企業、長岡公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携を図っていきます。

また、特別支援学校の卒業生に限らず、障害のある人のサービス利用を促進するため、学校及び関係機関との連携を図っていきます。

⑦ 就労継続支援（A型）

○ サービス内容

企業等に就労することが困難な65歳未満の人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な人、通常の事業所に雇用されることが困難な人に、雇用契約等に基づく就労の場を提供し、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

就労継続支援（A型）		単 位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	見込量	人日分	1,320	1,540	1,760	2,090	2,280	2,470
	実績	人日分	1,346	1,668	1,485	1,918	1,951	1,985
		人 分	68	89	99	101	100	102

○ 現状と課題

事業所の新規開設や事業規模の拡大等により、**利用量・利用者数は徐々に増加していますが、新型コロナウイルスの影響があり、第6期計画においては、見込量に比べ実績が下回りました。**また今後も、生徒数が年々増加している特別支援学校の卒業生等の需要の伸びが見込まれます。

しかし、就労継続支援A型は、雇用契約等に基づき、原則最低賃金を支払うため、賃金に見合った作業等が求められる一方、障害特性に考慮した配慮や、一般就労に向けた学習の提供等も行う必要があり、事業を運営する難しさが課題となっています。

○ サービス見込量

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

就労継続支援（A型）		単 位	6年度	7年度	8年度
利用件数		人日分	2,020	2,055	2,090
		人 分	104	106	108

○ 見込量確保のための方策

事業運営の課題解決等によるサービス利用を推進するため、長岡公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校などの関係機関と連携を図っていきます。

また、特別支援学校の卒業生に限らず、**障害のある人のサービス利用を促進するため、学校及び関係機関との連携を図っていきます。**

⑧ 就労継続支援（B型）

○ サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、通常の事業所に雇用されていたが年齢や心身の状態等により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人等に、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

就労継続支援（B型）		単 位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	見込量	人日分	12,407	12,787	13,167	12,831	13,104	13,377
	実績	人日分	11,930	12,242	10,872	13,482	13,516	13,880
		人 分	657	681	720	696	713	732

○ 現状と課題

利用者ニーズにより、新たな事業所が開設されたことや、就労移行支援の利用期間終了による就労継続支援B型への移行などで、利用量・利用人数は増加し、**見込量に対し実績は上回りました。**

今後も、一般就労が困難な人へ日中活動場所を提供することや、就労移行支援の利用期間内に一般就労できなかった人への就労訓練などでのサービス利用が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

就労継続支援（B型）		単 位	6年度	7年度	8年度
利用件数	人日分		14,255	14,640	15,035
	人 分		752	772	793

○ 見込量確保のための方策

利用希望者の目的に沿ったサービス利用を推進するために関係機関と連携を図っていきます。

⑨ 就労定着支援

○ サービス内容

福祉施設からの一般就労者について、就労に伴う生活面での課題等の相談を受けるとともに、その課題解決に向け必要となる企業や関係機関等との連絡調整や指導・助言等を行い、障害のある人の職場定着を一定期間、支援します。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(1か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

就労定着支援		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	見込量	30	50	70	50	60	70
	実績	17	29	43	52	59	67

○ 現状と課題

サービスの浸透に伴い、利用件数は年々増加しましたが、見込量に対し実績は下回りました。

一般就労へ移行する障害のある人のなかには、就労に伴う生活面での課題が解決できずに離職する人も少なくありません。

今後とも障害のある人が職場定着するために、就労に伴う生活面での課題等の相談を受けたり、その課題解決に向け企業や関係機関等との連絡調整や指導・助言等を行う必要があります。

○ サービス見込量

(1か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

就労定着支援	6年度	7年度	8年度
利用件数	70	72	74

○ 見込量確保のための方策

必要なサービスの確保が図られるよう、サービス提供基盤の整備に努めます。

⑩ 療養介護

○ サービス内容

重症心身障害者等に、医療機関において、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、日常生活上の世話等を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(1か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

療養介護		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	見込量	78	79	80	76	76	76
	実績	77	76	74	76	76	76

○ 現状と課題

病院に入院している人や、障害状況が悪化した障害者支援施設入所者が療養介護へ移行するケースなどが想定されますが、利用量・利用人数はほぼ横ばいで推移しています。

今後も、障害児施設利用者の18歳到達等による、利用量・利用人数の増加も見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

(1か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

療養介護	6年度	7年度	8年度
利用件数	78	78	78

○ 見込量確保のための方策

サービス利用を推進するために関係機関と連携を図っていきます。

⑪ 短期入所（ショートステイ）

○ サービス内容

自宅で介護を行う人が病気の場合等に、施設等に短期間入所させることで、入浴、排泄、食事の介護、その他の必要な支援を行います。

障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、重症心身障害児・者等を対象に、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」があります。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

（1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

短期入所		単 位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
利用 件 数	見 込 量	人日分	福祉型	532	682	848	557	612	674
			医療型	248	264	280	175	193	212
			合 計	780	946	1,128	732	805	886
	実 績	人日分	福祉型	551	463	607	422	416	430
			医療型	180	201	227	181	201	205
			合 計	731	664	834	603	617	635
		人 分	福祉型	121	105	124	103	182	150
			医療型	27	29	34	33	48	40
			合 計	148	134	158	133	230	190

○ 現状と課題

利用量・利用者数は増加傾向にありますが、利用者一人あたりの利用日数は減少傾向にあり、見込量に対し実績は下回っています。

また、サービス等の供給実態調査によると、サービスの不足率が最も高く、特に知的障害者においてサービスが希望どおり利用できていない現状があります。サービスが利用できない場合の主な理由には、障害特性に対応した支援体制が整っていないことが挙げられるため、それらに対応した提供体制の整備を検討する必要があります。

令和5年度より地域生活支援拠点等事業が整備され、緊急時の連絡体制の構築が進められました。今後も支援体制の整備を進める必要があります。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

短期入所	単位		6年度	7年度	8年度
利用件数	人日分	福祉型	454	459	464
		うち強度行動障害を有する者	38	39	40
		うち高次脳機能障害を有する者	21	22	23
		うち医療的ケアを必要とする者	13	14	15
		医療型	218	221	224
		うち強度行動障害を有する者	14	14	14
		うち高次脳機能障害を有する者	14	14	14
		うち医療的ケアを必要とする者	194	196	198
		合計	672	680	688
	人分	福祉型	164	179	196
		うち強度行動障害を有する者	9	10	11
		うち高次脳機能障害を有する者	4	5	6
		うち医療的ケアを必要とする者	5	6	7
		医療型	44	48	53
		うち強度行動障害を有する者	1	1	1
		うち高次脳機能障害を有する者	1	1	1
		うち医療的ケアを必要とする者	17	19	21
合計		208	227	249	

○ 見込量確保のための方策

重度の身体障害、強度行動障害等、あらゆる障害特性に対応できるよう、支援者の人員確保・人材育成に係る支援に努めます。

また、地域生活支援拠点での緊急時の支援体制の整備を進めていきます。

(3) 居住系サービス

入所施設や共同生活を営む住居等で住まいの場におけるサービスを行います。

① 自立生活援助

○ サービス内容

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等が、一人暮らしへ移行する場合に一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応を行い、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(1か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

自立生活援助		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	見込量	10	15	20	10	10	10
	実績	0	0	0	0	0	0

○ 現状と課題

障害のある人のなかには、知的障害や精神障害により理解力や生活力が十分ではないため、一人暮らしが選択できない人もいます。

現在、計画相談支援で相談・助言等を実施していることから、一定のニーズは満たしていると考えられます。市内で実施している事業所はなく、これまでの利用実績はありません。今後とも障害者支援施設等から一人暮らしを希望する障害者等に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、適時のタイミングで適切な支援を行う必要があります。

○ サービス見込量

(1か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

自立生活援助	6年度	7年度	8年度
利用件数	5	5	5

○ 見込量確保のための方策

引き続きサービスの提供基盤の整備に努めます。

② 共同生活援助（グループホーム）

○ サービス内容

主として夜間に、共同生活を営む住居において相談、入浴、排泄^{はいせつ}または食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

（1か月あたりの利用人数）

（単位：人分）

共同生活介護・援助		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
共同生活援助 （グループホーム） 利用件数	見込量	290	295	300	322	332	342
	実績	294	298	312	298	340	350

○ 現状と課題

新型コロナウイルスの影響によって、体験利用が実施できない等の理由から実績が見込みを下回った年度があったものの、概ね実績が見込量を上回り、今後も、多くのニーズが見込まれます。

現在、施設整備は増加しており、高齢や重度障害のある利用者の対応ができる施設も増加しております。今後は、障害者支援施設や精神科病院からの地域生活への移行等に対応できるよう、引き続き計画的に整備していくことが必要です。

○ サービス見込量

（1か月あたりの利用人数）

（単位：人分）

共同生活援助（グループホーム）	6年度	7年度	8年度
利用件数	360	370	380
うち強度行動障害を有する者	32	33	34
うち高次脳機能障害を有する者	5	6	7
うち医療的ケアを必要とする者	4	5	6

○ 見込量確保のための方策

引き続きグループホームのサービス提供基盤の整備と促進を図ります。

また、必要なサービスが適切に利用できるようにするために、相談支援事業所との連携強化に努めます。

③ 施設入所支援

○ サービス内容

施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排泄^{はいせつ}及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(1 か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

施設入所支援		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用 ^{件数}	見込量	319	316	313	302	300	299
	実績	312	307	308	300	294	288

○ 現状と課題

障害者支援施設入所者の地域移行に加え、死亡^{しじつ}や、体調不良での長期入院などで退所^{たいしよ}するケースもあり、利用実績は見込量を上回って減少しています。

障害者生活実態調査において、施設入所者の地域生活への移行を希望する割合は、11.2%で前回の8.8%より増加しています。今後とも、障害者支援施設入所者の地域移行を推進できるよう、サービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

施設入所支援	6年度	7年度	8年度
利用 ^{件数}	285	282	279

○ 見込量確保のための方策

障害者支援施設入所者の地域移行が進むことを基本としつつ、施設入所が真に必要な重度の障害のある人のために必要なサービス見込量の確保が図られるよう、職員の確保、スキルアップ等について関係事業者と協力して不足解消に努めます。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

○ サービス内容

障害福祉サービス利用者が、サービスを適切に利用することができるように、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うとともに、サービス提供事業所等と連絡調整を行います。

○ 第6期計画の取組状況

(1ヶ月あたりの利用人数)

(単位：人分)

計画相談支援		R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	見込量	510	520	530
	実績	625	655	685

※令和2年度までは年間の利用件数を計上していましたが、令和3年度からは各年度3月末の支給決定数を基準に計上したため、第6期計画の取組状況のみ掲載しました。

○ 現状と課題

平成24年の制度改正により、障害福祉サービス利用者全てに計画相談支援を支給決定することとなり、相談支援事業所と連携のもと計画相談支援の支給決定を推進してきました。

今後は、計画相談支援の支給決定者に“適切な相談支援”を実現するための質的整備が必要となるため、計画相談支援のサービス提供に係る事業所及び支援者の更なるスキルアップ等が必要となります。

○ サービス見込量

(1ヶ月あたりの利用人数)

(単位：人分)

計画相談支援	6年度	7年度	8年度
利用件数	700	715	730

○ 見込量確保のための方策

事業所及び支援者の更なるスキルアップを図るために、「長岡市障害者自立支援協議会」の専門部会などを活用し、随時関係者等による現状の把握、質の向上のための検証・検討を重ねていきます。

また、“適切な相談支援”を実現するために必要な、相談支援専門員の人員確保・人材育成に係る支援に努めながら、新規事業者の参入を促します。

② 地域移行支援

○ サービス内容

障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人が退所、退院して地域生活へ移行する際に、入所施設や精神科病院への訪問による相談、地域移行に必要な障害福祉サービスの事業所等への同行、住居を確保するための入居支援等を行います。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(支給決定者数)

(単位：人分/年)

地域移行支援		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	見込量	5	5	5	5	5	5
	実績	1	3	2	1	1	1

○ 現状と課題

地域移行支援は、見込量に対し実績が下回りました。これは、医療機関と相談支援事業所をはじめとする地域の支援者との連携が進み、地域移行支援の支給決定をしない状況での退院支援があり、充足しているものと考えられます。

しかしながら障害者支援施設や精神科病院等から地域移行を進めるためにも、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をより一層進めていく必要があります。

○ サービス見込量

(単位：人分/年)

地域移行支援	6年度	7年度	8年度
利用件数	2	2	2

○ 見込量確保のための方策

障害者入所施設や精神科病院等から地域への移行を円滑に進めるため、支援を必要とする障害者の把握に努め、地域移行の浸透を図ります。

また、精神障害者が地域での生活に移行できるように「精神障害者にも対応した地域包括支援システム」の整備を進めていきます。

③ 地域定着支援

○ サービス内容

居宅において単身で生活していたり、同居家族の支援を受けられない障害のある人が、安定した地域生活を過ごすことができるようにするために、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、緊急訪問、緊急対応等を行います。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(支給決定者数)

(単位：人分／年)

地域定着支援		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	見込量	6	7	8	5	6	7
	実績	3	5	2	2	0	0

○ 現状と課題

地域定着支援の利用実績は見込量を下回りましたが、退院や環境の変化前から関係機関や本人と面会や打ち合わせを行ったことで、地域定着支援を利用せずに地域で安定した生活ができるように支援体制が整えられた人も多く、件数以上に地域での生活に定着している人がいると思われます。

障害のある人が地域生活を過ごす中で、状態が不安定となり、入退院を繰り返すことは少なくありません。家族だけでは支援が困難な人はもとより、入所施設や病院から地域生活へ移行するなどして生活環境が変わった人には、定期的な支援だけでなく、本人の不安を取り除くためにも緊急時の対応が不可欠です。

○ サービス見込量

(単位：人分／年)

地域定着支援	6年度	7年度	8年度
利用件数	2	2	2

○ 見込量確保のための方策

サービス提供基盤の整備を図るために、事業者に対して人員確保・人材育成に係る支援に努めながら、新規事業者の参入を促します。

また障害のある人が安心して地域生活を送れるように、緊急時に対応ができる「地域生活拠点事業」が整備されたため、その周知を図っていきます。

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

「地域生活支援事業」は、障害のある人がその能力や適性に応じ、自立した生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施する事業です。

事業の実施主体は、市町村が必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断により、障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施する任意事業があります。

市町村における必須事業は以下のとおりです。

- ① 障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発活動を行う事業（理解促進研修・啓発事業）
- ② 障害のある人やその家族、地域住民等による自発的な活動に対し支援を行う事業（自発的活動支援事業）
- ③ 障害のある人や障害のある児童の保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う事業（相談支援事業）
- ④ 成年後見制度の利用を支援する事業（成年後見制度利用支援事業）
- ⑤ 成年後見制度における法人後見の体制整備及び活動を支援するための研修等を行う事業（成年後見制度法人後見支援事業）
- ⑥ 手話通訳者等の派遣を行う事業（意思疎通支援事業）
- ⑦ 日常生活用具の給付又は貸与を行う事業（日常生活用具給付等事業）
- ⑧ 手話奉仕員の養成を行う事業（手話奉仕員養成研修事業）
- ⑨ 障害のある人等の移動を支援する事業（移動支援事業）
- ⑩ 地域活動支援センターにおける創作的活動等の機会の提供を行う事業（地域活動支援センター機能強化事業）

任意事業のうち「日中一時支援事業」については、本計画の策定に当たり実施した「福祉サービス等供給実態調査」において、サービスの供給が特に不足しているとの回答が多い結果となりました。このため当該事業については、供給が特に不足しているとの回答が多かった他のサービスと同様に、令和8年度までサービス不足解消に向けて重点的に検討をしていきます。

具体的には、「長岡市障害者自立支援協議会」の専門部会を活用するなど、課題解消に向けて検証・検討を行います。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

○ サービス内容

障害のある人と地域住民がともに生きる住みよいまちづくりのために、広く市民に対し障害者理解促進を目的とした普及啓発のための講演等を行います。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(年間延べ参加人数)

(単位：人)

理解促進研修・啓発事業		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障害者理解促進講座	見込量	350	400	450	400	450	500
	実績	35	368	26	57	91	90

○ 現状と課題

障害のある人が、地域で暮らしていくためには、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、さらなる普及啓発活動を行うことが重要です。

○ サービス見込量

(年間延べ参加人数)

理解促進研修・啓発事業	単位	6年度	7年度	8年度
障害理解促進講座	件	4	4	4
	人	100	100	100

○ 見込量確保のための方策

障害者差別解消法の施行に伴い、市民や民間業者を対象に障害に関する理解促進に取り組むことで、多くの人から参加していただけるように、効果的な周知を図ります。

② 自発的活動支援事業

○ サービス内容

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人等による自発的な活動を支援します。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

自発的活動支援事業		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	見込量	7,455	7,485	7,505	3,800	3,800	3,800
	実績	6,488	6,249	3,309	2,537	2,497	2,952
身体障害者デイサービス	実績	4,001	3,966	2,456	1,690	1,659	1,541
精神障害者デイサービス	実績	731	672	419	488	386	386
精神障害者のつどい	実績	20	13	—	—	—	—
知的障害者ふれあいの広場	実績	1,736	1,532	364	297	387	960
精神障害者家族相談	実績	—	66	70	62	65	65

○ 現状と課題

本人等による自発的な活動を支援していくことは、共生社会の実現を図る上で重要なことです。

現在行っている事業を進めていく一方で、既存の地域資源や、障害福祉の在り方に関する将来的なビジョンを見据えながら、新たな活動への支援について検討していくことも重要です。

○ サービス見込量

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

自発的活動支援事業	6年度	7年度	8年度
身体障害者デイサービス	1,400	1,300	1,200
精神障害者デイサービス	390	400	410
知的障害者ふれあいの広場	1,100	1,100	1,100
精神障害者家族相談	65	65	65

○ 見込量確保のための方策

地域共生社会実現のため、障害のある人やその家族が自発的に行う活動に対して、積極的に支援していきます。

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活が営めるよう、障害特性を的確に踏まえながら事業を実施します。

③ 相談支援事業

○ サービス内容

【障害者相談支援事業（市の委託による相談支援事業）】

障害のある人やその保護者または介護を行う人からの相談に応じ、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、必要な情報の提供や助言をするとともに、虐待の防止をはじめとした障害のある人の権利擁護のための必要な援助を行います。

【基幹相談支援センター等機能強化事業】

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより相談支援機能の強化を図ります。

【住宅入居等支援事業（居住サポート事業）】

障害のある人の地域生活を支援するため、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

（実施箇所数、相談件数、実施の有無）

相談支援事業		単位	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障害者相談支援事業	見込量	箇所	7	7	5	5	5
	実績	箇所	5	5	5	5	5
	(相談件数)	件	6,696	7,709	9,949	7,709	8,000
基幹相談支援センター等 機能強化事業	見込	有無	有				
	実績	有無	有				
基幹相談支援センターの 設置	見込	有無	有				
	実績	有無	有				
住宅入居等支援事業	見込	有無	有				
	実績	有無	有				

○ 現状と課題

相談ニーズが多様化・複雑化し、一つの支援機関だけでは対応が困難な相談ケースが増えてきています。障害のある人を地域で連携して支援する体制を強化するため、平成31年4月から、相談支援事業所に地区担当制を導入し、現在は地区担当制が定着している状況です。

今後、地域の連携・協力体制を強化し、地域における様々な社会資源を活用しながら、相談対応をしていきます。併せて、どの相談支援事業所に相談をしても、一定の水準を満たした相談支援が行えるよう、相談支援事業所同士の情報共有に努めていきます。

また、障害者基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所等の体制を強化し、相談ニーズに対応していくことが必要です。

○ サービス見込量

(実施箇所数、相談件数、実施の有無)

相談支援事業	単 位	6年度	7年度	8年度
障害者相談支援事業	箇所	5	5	5
(相談件数)	件	8,000	8,000	8,000
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無		有	
基幹相談支援センターの設置	有無		有	
住宅入居等支援事業	有無		有	

○ 見込量確保のための方策

相談支援事業については、多様化・複雑化する相談ニーズに的確に対応するとともに、地区担当制導入後の状況を把握したうえで、「長岡市障害者自立支援協議会」を活用して必要な体制整備について、様々な角度から検討を進めます。

基幹相談支援センター等機能強化事業を実施し、相談支援事業所等に対する専門的な指導、助言が適切に行える専門職員を確保することで相談対応を行う職員の人材育成に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

○ サービス内容

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害または精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ります。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(実施の有無)

(単位：有無)

成年後見制度利用支援事業	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込量	有					
実績	有					

○ 現状と課題

身寄りのない人の成年後見制度の利用に係る費用以外にも、所得が少ないために支援が必要である人も対象になっているため、今後も利用者が増えることが予想されます。

○ サービス見込量

(実施の件数)

(単位：件)

成年後見制度利用支援事業	6年度	7年度	8年度
見込量	49	54	59

○ 見込量確保のための方策

引き続き、身寄りのない人の申立手続、低所得者への申立費用や成年後見人等に対する報酬の助成、制度利用についての相談を市において行うとともに、相談支援事業所においても相談に応じます。

また、今後も制度利用者数の増加が見込まれるため、体制整備に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

○ サービス内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(実施の有無)

(単位：有無)

成年後見制度 法人後見支援事業	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見 込 量	有					
実 績	有					

○ 現状と課題

制度利用者のさらなる増加が見込まれることから、将来的な受け手の確保が課題となっています。

○ サービス見込量

(実施の有無)

(単位：有無)

成年後見制度 法人後見支援事業	6年度	7年度	8年度
見 込 量	有		

○ 見込量確保のための方策

後見等の業務の特性や制度利用者のさらなる増加が見込まれることから、継続した事業の実施が必要となっています。今後は、**長岡市成年後見センターが中心となり**、関係機関との連携を図り、後見等の業務を適正に行うことができる受け手の確保ができる体制を整備していきます。

⑥ 意思疎通支援事業

○ サービス内容

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害により、意思疎通を図ることに支障がある人に、障害のある人とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通を円滑にします。

また、重度の障害がある人で、意思疎通が困難な人が医療機関に入院する場合に、本人との意思疎通を十分に行うことができる支援員を派遣し、円滑に医療行為が受けられるよう支援する「重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業」を行います。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(手話通訳者設置人数、派遣事業実利用件数・派遣延べ人数)

意思疎通支援事業		単位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
手話通訳者設置事業	見込量	人	2	2	2	2	2	2	
	実績	人	1	1	1	1	1	1	
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	実利用件数	見込量	人	75	75	75	75	75	
		実績	人	71	69	57	64	70	75
	派遣延べ人数	見込量	人	620	620	620	600	600	600
		実績	人	531	596	447	750	808	750
重度障害者等入院時 コミュニケーション支援事業	見込	有無	有						
	実績	有無	—	有	有	有	有	有	

○ 現状と課題

派遣事業の利用件数、派遣人数とも増加傾向にあります。また、市外における意思疎通支援者の派遣にも対応しています。

○ サービス見込量

(手話通訳者設置人数、派遣事業実利用件数・派遣延べ人数)

意思疎通支援事業		単位	6年度	7年度	8年度
手話通訳者設置事業		人	2	2	2
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	実利用件数	人	75	75	75
	派遣延べ人数	人	800	800	800
重度障害者等入院時 コミュニケーション支援事業		有無	有		

○ 見込量確保のための方策

引き続きアオーレ長岡の福祉窓口到手話通訳者を設置し、各種相談の受付や各種手続の支援を行います。

また、派遣事業を着実に実施していくため、引き続き意思疎通支援者の確保、育成等に努めます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

○ サービス内容

日常生活上の便宜を図るため、重度の障害がある人に対し、日常生活用具費を給付します。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(年間給付件数)

日常生活用具給付等事業		単 位	H30年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護・訓練 支援用具	見込量	件	20	20	20	20	20	20
	実績	件	10	14	15	21	14	15
自立生活 支援用具	見込量	件	40	40	40	40	40	40
	実績	件	33	31	36	45	24	34
在宅療養等 支援用具	見込量	件	65	65	65	65	65	65
	実績	件	48	69	88	82	60	65
情報・意思疎通 支援用具	見込量	件	65	70	75	90	90	90
	実績	件	82	90	60	47	115	80
はいせつ 排泄管理 支援用具	見込量	件(月分)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	実績	件(月分)	6,002	5,849	5,800	5,791	5,749	5,840
	見込量	件	560	560	560	560	560	560
	実績	件	549	595	535	487	494	530
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	見込量	件	15	15	15	10	10	10
	実績	件	2	6	7	7	3	5

○ 現状と課題

障害のある人の日常生活がより過ごしやすくなるように、当事者や障害者団体等から寄せられるニーズを踏まえ、対象品目の拡充に取り組んできました。今後も、障害のある人の生活実態やニーズに対応した品目について把握・検討していく必要があります。

○ サービス見込量

(年間給付件数)

日常生活用具給付等事業	単 位	6年度	7年度	8年度
介護・訓練支援用具	件	15	15	15
自立生活支援用具	件	35	35	35
在宅療養等支援用具	件	70	70	70
情報・意思疎通支援用具	件	90	90	90
はいせつ 排泄管理支援用具	件(月分)	5,900	5,900	5,900
	実人数	550	550	550
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	10	10	10

○ 見込量確保のための方策

引き続き、ニーズ等の把握に努めるとともに制度の周知等を図りながら、的確に給付を行っていきます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

○ サービス内容

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する人を養成することにより、障害のある人で意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

手話奉仕員養成研修事業		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
養成講座の修了者の 実人数	見込量	3	3	3	2	2	2
	実績	1	1	中止	0	2	2

○ 現状と課題

手話奉仕員養成講座の修了者数は、近年同程度の水準で推移しています。

○ サービス見込量

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

手話奉仕員養成研修事業		6年度	7年度	8年度
養成講座の修了見込者の実人数 (登録見込人数)	見込量	2	2	2

○ 見込量確保のための方策

養成講座の実施に係る市民への周知方法を工夫するなどして、より多くの人から受講してもらうことにより、引き続き、意思疎通支援者の確保を図ります。

⑨ 移動支援事業

ア 移動支援事業（個別支援型）

○ サービス内容

屋外での移動が著しく困難な人に対し、外出（買い物等の必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出）時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

（実施事業所箇所数、月平均利用者数、年間実利用者数、月平均延べ利用時間数、年間延べ利用時間数）

移動支援事業 （個別支援型）		単 位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	見込量	箇 所	29	29	29	28	28	28
		月平均利用者(人)	106	108	110	70	68	65
		年間実利用者(人)	183	188	193	130	128	126
		月平均延利用時間	1,082	1,112	1,141	412	384	358
		年間延利用時間	12,993	13,348	13,703	4,950	4,610	4,300
	実 績	箇 所	28	28	28	28	29	29
		月平均利用者(人)	84	75	57	59	51	62
		年間実利用者(人)	149	142	108	115	101	115
		月平均延利用時間	479	444	265	280	234	269
		年間延利用時間	5,747	5,334	3,181	3,367	2,813	3,225

○ 現状と課題

新型コロナウイルスの影響で実績は見込量に比べ大きく下回りました。今後は、新型コロナウイルス感染の収束により、外出支援のニーズが高まることが予想され、新型コロナウイルス感染拡大前の状況まで徐々に需要が回復と見込まれます。

障害のある人への移動や外出等のサービスは多様化しており、障害支援区分などの要件に該当しない人もいるため、引き続き移動支援によるサポートが必要です。特に、多様なニーズに対応するため、重度の身体障害、強度行動障害等の障害特性に対応し、専門性のある人材の確保が求められています。

○ サービス見込量

(実施事業所箇所数、月平均利用者数、年間実利用者数、月平均延べ利用時間数、年間延べ利用時間数)

移動支援事業 (個別支援型)	単 位	6年度	7年度	8年度
利用件数	箇 所	30	30	30
	月平均利用者(人)	74	88	105
	年間実利用者(人)	118	127	137
	月平均延利用時間	306	349	398
	年間延利用時間	3,676	4,190	4,776

○ 見込量確保のための方策

重度の身体障害、強度行動障害等、あらゆる障害特性に対応できるよう、支援者の人員確保・人材育成に係る支援に努めます。

イ 移動支援事業（車両移送型）

○ サービス内容

単独で移動することが困難な重度の身体障害がある人等に対し、リフト付きバス等により送迎サービスを行い、障害のある人の社会参加を促進します。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

（実施事業所箇所数、車両数、年間延べ利用人数）

移動支援事業 （車両移送型）		単 位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
箇 所 数	見込量	箇 所	2	2	2	2	2	2
	実績	箇 所	2	2	2	2	2	2
車 両 数	見込量	台	7	7	6	7	7	7
	実績	台	7	7	7	7	7	7
年間延べ利用人数	見込量	人	3,800	3,800	3,800	3,500	3,500	3,500
	実績	人	3,614	3,402	1,706	1,723	2,069	2,400

○ 現状と課題

定年の延長など就労構造の変化等により、今後の新たな運転ボランティアの確保が課題となっています。

○ サービス見込量

（実施事業所箇所数、車両数、年間延べ利用人数）

移動支援事業（車両移送型）	単 位	6年度	7年度	8年度
箇 所 数	箇 所	2	2	2
車 両 数	台	7	7	7
年間延べ利用人数	人	2,500	2,500	2,500

○ 見込量確保のための方策

新たな運転ボランティアの確保や効率的な運行に努めながら、引き続き移動が困難な心身障害がある人等の社会参加の促進を図ります。

⑩ 地域活動支援センター（機能強化事業）

○ サービス内容

障害のある人が通い、創作的活動や生産活動を行うことで社会との交流を促進します。さらに、法人格の取得や活動内容の充実など、地域活動支援センターの機能強化を図ります。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

（実施施設箇所数、年間実利用人数）

地域活動支援センター			単 位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利 用 件 数	全 体	見 込 量	箇 所	13	13	13	12	13	13
			実利用人数	461	471	481	491	508	530
		実 績	箇 所	12	12	12	12	11	11
			実利用人数	516	490	528	480	433	429
	機 能 強 化	見 込 量	箇 所	5	5	6	2	2	2
			実利用人数	191	201	311	102	104	106
		実 績	箇 所	5	5	5	4	4	4
			実利用人数	178	165	154	127	126	117

○ 現状と課題

近年、市内の施設数等には大きな変動はありませんが、各所でそれぞれ活動の幅を広げ、特色を持った安定的な支援活動が実践されており、作業や創作的活動、日常生活が安定するための助言、指導などを通して、障害のある人が気軽に通える場所として定着しています。しかし、今後はこれまで以上に、自ら外に出られない人のための、社会生活との接点を持つための働きかけが求められています。

これからも障害を限定せず、障害のある人が気軽に通える場として利用できるよう、施設へ働きかけていく必要があります。

○ サービス見込量

(実施施設箇所数、年間実利用人数)

地域活動支援センター	単 位	6年度	7年度	8年度
地域活動支援センター (長岡市分)	箇 所	11	11	11
	実利用人数	430	440	450
地域活動支援センター (Ⅰ型) ※1	箇 所	2	2	2
	実利用人数	120	122	124
地域活動支援センター (Ⅲ型) ※2	箇 所	0	0	0
	実利用人数	0	0	0
地域活動支援センター (基礎的事業) ※3	箇 所	9	9	9
	実利用人数	310	318	326
地域活動支援センター (Ⅱ型) (長岡市以外分) ※4	箇 所	2	2	2
	実利用人数	5	5	5

○ 見込量確保のための方策

地域活動支援センターの機能を充実・強化するため、法人格を有していない施設が法人格を取得できるように引き続き支援をしていきます。

また、利用者の様々な状況に応じた活動内容に柔軟に対応します。関係機関と連携し、情報提供を行い、利用者の拡大や社会参加への意識の向上を推進します。

※1 地域活動支援センター (Ⅰ型)

基礎的な事業に加え、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることが要件である。

※2 地域活動支援センター (Ⅲ型)

地域の障害のある人のための援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られており、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。

※3 地域活動支援センター (基礎的事業)

利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。

※4 地域活動支援センター (Ⅱ型)

基礎的な事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスなど自立と生きがいを高めるための事業を実施する。

(2) その他の任意事業

① 日常生活支援

ア 訪問入浴サービス

○ サービス内容

訪問により、居宅での入浴サービスを提供し、身体障害のある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(実施事業所箇所数、年間利用人数)

訪問入浴サービス事業		単 位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
箇 所 数	見込量	箇 所	2	2	2	2	2	2
	実績	箇 所	2	2	2	2	2	2
年間利用人数	見込量	人	12	12	12	14	14	14
	実績	人	13	14	12	13	11	11

○ 現状と課題

訪問入浴サービスを利用しなければ入浴が困難な人を対象としているため、利用者数は一定の水準で推移しており、今後も現行のサービス提供を続けていく必要があります。

○ サービス見込量

(実施事業所箇所数、年間利用人数)

訪問入浴サービス事業		単 位	6年度	7年度	8年度
実施箇所数		箇 所	2	2	2
年間利用人数		人	12	12	12

○ 見込量確保のための方策

身体障害のある人などの地域生活を支援するため、相談支援事業所と連携を図ります。

イ 生活訓練等事業

○ サービス内容

障害のある人の生活の質的向上を図るため、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

生活訓練等事業		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
生活学級利用人数	見込	850	850	850	800	800	800
	実績	932	804	497	610	780	800

○ 現状と課題

障害者団体に委託することにより、障害別の当事者のニーズに的確に対応できるよう実施しています。

○ サービス見込量

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

生活訓練等事業	6年度	7年度	8年度
生活学級利用人数	800	800	800

○ 見込量確保のための方策

より多くの障害のある人から参加してもらうため、当事者のニーズを捉えるとともに、社会状況等にもマッチした事業内容となるように努めます。

ウ 日中一時支援事業

○ サービス内容

自宅で介護を行う人の休息等のために、障害者支援施設等で障害のある人及び子どもを一時的（日帰り）に預かり、見守り等の支援を行います。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

（実施事業所箇所数、年間延べ利用日数）

日中一時支援		単 位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	見込量	箇 所	45	45	45	45	45	45
		人日分	4,900	5,020	5,140	2,500	3,000	3,500
	実 績	箇 所	44	44	44	46	46	46
		人日分	3,367	2,323	1,670	1,480	1,908	1,895

○ 現状と課題

利用実績は実施箇所数の増加や新型コロナウイルスの規制緩和により増加傾向ではありますが、見込量に対して下回っています。

サービス等の供給実態調査によると、これはニーズの減少ではなく、障害特性に対応した支援体制が整備されておらず、特に重度の障害を抱えた利用希望者が、十分にサービスを利用することができていないためだと考えられます。また、週末や長期休暇に利用が集中し、利用者の希望通りに利用ができないことも要因であります。

しかし、制度利用希望者の増加は今後とも見込まれるため、人材の確保を含めた支援体制整備を促進します。

○ サービス見込量

（実施事業所箇所数、月平均利用者数、年間実利用者数、月平均延べ利用日数、年間延べ利用日数）

日中一時支援		単 位	6年度	7年度	8年度
利用件数	箇 所		46	46	46
	月平均利用者（人）		150	163	142
	年間実利用者（人）		284	309	336
	人日分（月平均）		159	161	162
	人日分（年間）		1,913	1,932	1,951

○ 見込量確保のための方策

「長岡市障害者自立支援協議会」や障害福祉サービス事業所等と協議のうえ、障害特性等に対応した提供体制や、よりキャンセルを最小限に抑えるための対策を整え、必要なサービス見込量の確保ができるように努めます。

② 社会参加支援

○ サービス内容

障害のある人の社会参加を促進するため、次の事業を行います。

【スポーツ・レクリエーション教室開催等事業】

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及させるため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。

【文化芸術活動振興事業】

障害のある人等による文化芸術活動の発表の機会を提供するとともに、障害のある人等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

【点字・声の広報等発行事業】

視覚障害のある人のために市の広報、生活情報などを点訳、音声訳し、定期的または必要に応じて提供します。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

社会参加促進事業		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	見込量	250	250	250	200	200	200
	実績	197	192	119	135	145	150
文化芸術活動振興事業	見込量	850	850	850	800	800	800
	実績	670	820	※	※	※	※
点字・声の広報等発行事業	見込量	85	85	85	80	80	80
	実績	80	78	75	74	72	72

○ 現状と課題

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、テニス教室やボッチャの講習会等を行っています。参加者が固定化しつつありますが、幅広い世代の参加があります。

文化芸術活動振興事業としては、アール・ブリュット作品の展示をとおして障害と障害のある人に関する理解を深める機会としています。

※ 水泳教室とふれ愛コンサートは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和2年度から5年度は中止。アール・ブリュット作品展示は、オープンスペースでの展示であり、鑑賞者数のカウント不能なため実績不明。

○ サービス見込量

(年間延べ利用人数または件数)

社会参加促進事業	単位	6年度	7年度	8年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人	200	200	200
文化芸術活動振興事業	件	2	2	2
点字・声の広報等発行事業	人	75	75	75

○ 見込量確保のための方策

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、障害のある人のニーズを捉えつつ、効果的な周知に努めながら着実に実施していきます。

文化芸術活動振興事業は、ステージイベント等の発表の場を積極的にお知らせし、発表の機会として活用してもらえよう働きかけてまいります。

③ その他

ア 自動車運転免許取得・改造助成事業

○ サービス内容

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自動車運転免許取得・	見込量	30	30	30	24	24	24
改造助成事業	実績	27	13	22	18	15	20

○ 現状と課題

自家用車の利用は、社会参加等のための手段として最も一般的であることに加え、障害のある人の乗降のしやすさを意識した車両が従来よりも普及していることから、助成事業の利用は毎年一定のニーズがあります。

○ サービス見込量

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

	6年度	7年度	8年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	20	20	20

○ 見込量確保のための方策

社会参加等の手段の確保のために必要な事業であり、いずれも引き続き実施していく必要があります。

イ 更生訓練費給付

○ サービス内容

就労移行支援か自立訓練のサービスを利用し、かつ非課税世帯の人に対して、自立した地域生活の推進を図るため、訓練日数に応じて更生訓練費を支給します。また、平成29年度からは、就労移行支援を利用して就職した場合には、訓練の最終月に、訓練日数に応じた支給額に上乗せして、訓練にかかった費用に充てるための訓練費を支給しています。

○ 第5期計画から第6期計画までの取組状況

(年間延べ給付件数)

(単位：件)

更生訓練費支給事業		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
支給件数	見込量	1,600	1,600	1,600	1,200	1,200	1,200
	実績	1,307	1,145	1,058	1,067	1,016	968

※ 就労移行支援を利用して就職した者に上乗せして支給した件数を含む。

○ 現状と課題

これまで、支給件数が年々減少していることとともに、支給対象者のうちおよそ15%程度が週半分以下の通所日数であることや通所しない人がいることが課題となっていたため、更生訓練費のあり方について見直しが必要とされていました。

そこで、平成29年度から支給基準や支給時期を変更し、訓練意欲をさらに高めるため、就労移行支援を利用して就職した場合には、訓練にかかった費用に充てるための訓練費を支給することにしました。これにより現在は、週の半分以上通所する人の割合が約90%へ増加しました。

しかし、支給件数自体は減少傾向にあり、見込量に対し実績は下回っています。

○ サービス見込量

(年間延べ給付件数)

(単位：件)

更生訓練費支給事業	6年度	7年度	8年度
支給件数	970	970	970

○ 見込量確保のための方策

地域移行や一般就労を希望する人、特別支援学校卒業生等の訓練等給付のサービス利用者を確保し、あわせて、制度の周知・利用促進を図り、効果的な支給を継続していきます。

第9章 障害児福祉サービス（障害児福祉計画）

この章では、児童福祉法第33条の20に規定する障害児福祉計画について、国が示す基本指針を踏まえ、**第3期計画**として次のとおり数値目標及びサービスの見込量を定めます。

- **令和8年度**を目標年度とした数値目標
- 計画期間中の各年度（**令和6年度から令和8年度まで**）におけるサービスの見込量及び見込量を確保するための方策

なお、**第3期計画期間中（令和6年度から令和8年度まで）**に、関係法令・制度の改正があった場合のほか、進捗管理・評価を経た上で必要があると認められるときは、本計画の見直しを行います。

（※）本章では、主に児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援に関する目標値または見込量等を掲載しています。

障害児も利用できる「短期入所」などの障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に規定される障害福祉サービスや、「日中一時支援」「移動支援」等の地域生活支援事業については、該当箇所をご覧ください。

1 令和8年度における目標値

国の基本指針を踏まえ、「障害児支援の提供体制の整備等」について、令和8年度における数値目標を設定します。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

① 障害児支援の提供体制

- 障害児支援を行うに当たって、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、地域支援体制を整備していきます。
- 障害児に対し、さまざまな機関が重なり合い適切な支援を実施するため、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築を図ります。
- 障害児が障害児支援サービスを利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、支援体制の充実を図ります。

【第2期計画までの実績】

項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童発達支援センターの設置	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
保育所等訪問支援の提供体制	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

【現状と課題】

長岡市では、既に児童発達支援センターが中核となって地域支援体制を整えています。が、障害の重度化・重複化や多様化に対応するため、各事業所における支援内容の充実や、専門的機能の強化に努める必要があります。

【第3期計画の数値目標】

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	3箇所	令和8年度末時点の事業所数
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	令和8年度末時点の体制の有無
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	2箇所	令和8年度末時点の事業所数
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2箇所	

※第2期計画までは保育所等訪問支援の提供体制を目標に設定していましたが、第3期計画では、新たに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を目標として設定しました。

【目標達成のための基本的方向】

- すでに必要なサービス量を提供する体制を整備しており、引き続き、体制の維持に努めます。

② 医療的ケア児支援のための関係機関での協議の場等の設置等

医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児に対応する設備を備えた集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が全国的にも増加している中で、平成28年6月の児童福祉法改正により、このような医療的ケア児への支援の充実と関係機関の連携の推進を図るよう努めることとされています。

医療的ケア児がその心身の状況に応じて、適切な保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関連分野の各支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うための体制整備を図るよう努めていく必要があります。

【第2期計画までの実績】

項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5
関係機関での協議の場の設置	有	有	一	有	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	一	一	一	一	有	有

※令和2年度も協議の場を設置予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止しました。

【現状と課題】

医療、障害福祉、母子保健、保育、教育等の各機関における連携を図るための協議の場を設けることにより、関係機関相互に情報共有を行いました。今後も各関連分野が共通の理解に基づき総合的な支援体制を構築し、連携していくための仕組み作りが必要です。

【第3期計画の数値目標】

項目	協議の場の有無	考え方
関係機関での協議の場等の設置	有	令和8年度末時点の設置の有無
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	令和8年度末時点の配置の有無

【目標達成のための基本的方向】

令和8年度まで引き続き協議の場等を設けることにより、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を含めた体制づくりについて検討していきます。

2 サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策

令和8年度の数値目標を達成するため、第2期計画の進捗状況を勘案し、令和6年度から令和8年度の各年度における障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとに必要なサービス量を見込み、その見込量確保のための方策を定め、計画的に取り組みます。

また、本計画の策定に当たり相談支援事業所・障害福祉サービス提供事業所を対象に実施した「福祉サービス等供給実態調査」の結果において、サービスの供給が特に不足しているとの回答が多かった「放課後等デイサービス」については、令和8年度までサービス不足解消に向けて重点的に検討を重ねます。

具体的には、サービス提供事業所、相談支援事業所、行政等の関係機関で連携し、解決すべき問題の洗い出しと、それぞれの機関が抱える課題解決に取り組みます。

(1) 障害児支援

平成24年の制度改正により、身近な地域で支援が受けられるよう障害児支援が強化されました。入所支援は県が、通所支援は市町村がそれぞれ実施することとなり、通所支援には「児童発達支援」に加え「放課後等デイサービス」と「保育所等訪問支援」が新たに創設されました。さらに平成28年の制度改正により「居宅訪問型児童発達支援」が創設され、平成30年度からサービス開始となりました。制度の方針に基づき、地域の実情に応じた支援体制の整備に努めます。

対象者は、身体、知的または精神に障害のある子ども（発達障害のある子どもを含む）などで、手帳の有無は問いません。

① 児童発達支援

○ サービス内容

日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、また集団生活に適應できるよう指導・訓練を行います。

特に「児童発達支援センター」では、地域の中核的な療育支援施設として、障害児相談支援や保育所等訪問支援等も実施します。

なお、児童発達支援には、医療機能を併せ持つ医療型児童発達支援もあります。

○ これまでの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

児童発達支援	単 位	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用件数（実績）	人日分	683 (0)	666 (0)	837 (0)	1,100 (0)	1,396 (0)	1,535 (0)
	人 分	115 (0)	116 (0)	147 (0)	170 (0)	232 (0)	255 (0)
箇所数（実績） (児童発達支援センター)	箇所	3	3	3	3	3	3

(※) 括弧内は医療型児童発達支援分です。

○ 現状と課題

利用を希望する児童の低年齢化・多様化等により増加傾向にあります。利用者が必要とするサービスを適切に提供できる体制づくりが必要です。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

児童発達支援	単 位	6年度	7年度	8年度
利用件数	人日分	1,685 (0)	1,850 (0)	2,035 (0)
	人 分	280 (0)	305 (0)	335 (0)
箇所数 (児童発達支援センター)	箇所	3	3	3

(※) 括弧内は医療型児童発達支援分です。

○ 見込量確保のための方策

社会福祉法人やNPO法人等と連携しながら、今後の新規事業者の参入なども踏まえ、必要な量に応じたサービスを提供していきます。

② 放課後等デイサービス

○ サービス内容

放課後や休業日・長期休暇中において、生活能力の向上や集団生活への適応のための訓練を行うとともに、社会との交流を促進するための支援を行います。

○ これまでの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

放課後等 デイサービス	単 位	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用件数 (実績)	人日分	2,177	2,215	3,145	3,989	4,415	4,900
	人 分	378	383	551	667	761	880

○ 現状と課題

利用希望者は増加傾向にあり、今後も利用量・利用人数の増加が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります

また、サービス等の供給実態調査によると、定員理由での利用のお断りや、マンパワーやスキル不足により障害特性に対応した支援体制が整備されておらず、十分にサービスを利用することができていない現状があります。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

放課後等デイサービス	単 位	6年度	7年度	8年度
利用件数	人日分	5,145	5,400	5,670
	人 分	920	960	1,010

○ 見込量確保のための方策

必要な量に応じたサービスを提供するため、社会福祉法人やNPO 法人等と連携しながら、新規事業者の参入を促します。

また、「長岡市障害者自立支援協議会」や事業所等と連携し、職員確保やスキルアップ等について協議を行いながら、障害特性等に対応した提供体制を整え、必要なサービス見込量の確保ができるように努めます。

③ 保育所等訪問支援

○ サービス内容

保育園等を訪問し、対象の児童に対して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

○ これまでの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

保育所等 訪問支援	単 位	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用件数 (実績)	人日分	5	7	8	2	17	20
	人 分	5	7	8	2	15	20

○ 現状と課題

保育園等に通う発達に不安のある子どもについて、集団生活への適応訓練などより専門性のある支援が求められています。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

保育所等訪問支援	単 位	6年度	7年度	8年度
利用件数	人日分	24	28	33
	人 分	24	28	33

○ 見込量確保のための方策

地域の中核である児童発達支援センターを中心にサービスを提供します。

④ 居宅訪問型児童発達支援

○ サービス内容

重症心身障害児などの重度の障害児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

○ これまでの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

居宅訪問型児童発達支援	単 位	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用件数	人日分	0	0	0	0	4	0
	人 分	0	0	0	0	1	0

○ 現状と課題

平成 30 年度に創設されたサービスですが、現在、継続的な利用実績はありません。しかし、重度の障害等により外出が困難なために必要な発達支援を受けることができない場合もあり、一定のニーズがあることが予想されるため、重度訪問教育や訪問診療等と同様な居宅訪問型の発達支援のサービス提供基盤の整備が必要と考えます。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

居宅訪問型児童発達支援	単 位	6年度	7年度	8年度
利用件数	人日分	4	4	4
	人 分	2	2	2

○ 見込量確保のための方策

医療機関や事業所と連携しながらニーズ把握に努め、地域の中核となる児童発達支援センターを中心にサービス提供体制を整備について検討します。

⑤ 障害児相談支援

○ サービス内容

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する子どもが、サービスを適切に利用することができるように、指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うとともに、サービス提供事業所と連絡調整を行います。

○ これまでの取組状況

（1か月あたりの実利用人数）

（単位：人分）

障害児 相談支援	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用件数 （実績）	86	118	165	152	212	247

○ 現状と課題

平成24年の制度開始当初4事業所だった指定障害児相談支援事業所も10事業所に増え、サービス提供体制の整備が進んでいます。

しかし、サービス利用者が毎年増加傾向にあるため、今後も障害児通所支援利用者すべてに障害児相談支援を決定するために、引き続きサービス提供基盤の整備が必要です。また、適切な相談支援を実現するための「質的整備」も併せて行い指定障害児相談事業所及び支援者の更なるスキルアップ等も必要となります。

○ サービス見込量

（1か月あたりの実利用人数）

（単位：人分）

障害児相談支援	6年度	7年度	8年度
利用件数	270	290	310

○ 見込量確保のための方策

サービス提供基盤の整備を図るため、新規事業者の参入を促すとともに、相談支援専門員の人員確保・人員育成に係る支援に努めます。

また、事業所及び支援者の更なるスキルアップを図るために、「長岡市障害者自立支援協議会」の専門部会などを活用し、関係者等による現状の把握、質の向上のための検証・検討に努めます。

⑥ 医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する支援の充実のため、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援の総合調整を目的とした医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

○ 第2期計画の実績

医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

内容	単 位	3年度	4年度	5年度
配置人数	人	0	1	1

○ 現状と課題

各機関における個別の相談対応だけでなく、医療的ケア児等の支援に関する総合調整の役割を担うコーディネーターの配置が必要となっています。その役割を明確にした上で、支援体制を整備するため、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者をはじめ関係者との協議の場を設け、検討する必要があります。

○ 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

内容	単 位	6年度	7年度	8年度
配置人数	人	1	2	2

○ 見込量確保のための方策

令和8年度末までに医療的ケア児支援のためのコーディネーター養成研修修了者をはじめ関係機関と協議の場等の設置を進める中で、医療的ケア児等の関連分野の支援を調整するコーディネーター配置やその役割について、幅広い視点で検討していきます。

3 関係機関との連携

障害児通所支援の体制整備にあたっては、障害児のライフステージに沿って、地域の母子保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供体制の整備が必要となります。

長岡市では、「障害児福祉計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の整合性を図る中で、保育園・幼稚園・認定こども園等の子育て支援施策や、母子保健施策、学校等の教育施策との緊密な連携を図っておりますが、今後も就園・就学時や卒業時などに支援が円滑に引き継がれるよう、各分野の関係機関とのさらなる連携体制の充実を図っていきます。

資 料 編

1 長岡市障害者生活実態調査

(1) 調査目的

主に障害福祉サービスの利用意向や地域生活移行に対する意向、就労状況と就労意向等を把握し、第7期計画の基礎資料とするもの

(2) 調査基準日

令和4年8月1日

(3) 調査期間

令和4年11月3日から11月25日まで

(4) 調査対象

- ① 障害者手帳を所持している18歳以上65歳未満の在宅の方
(介護保険給付対象施設に入所されている方を除く)
- ② 新潟県内の障害児・者入所施設に入所している18歳以上の方
- ③ 障害者手帳を所持している65歳以上の方
- ④ 障害者手帳や児童通所受給者証を所持している18歳未満の方

(5) 調査内容

- ① 障害者手帳を所持している18歳以上65歳未満の在宅の方
(介護保険給付対象施設に入所されている方を除く)

- (ア) 基本属性
- (イ) 生活の場について
- (ウ) 文化・スポーツについて
- (エ) 就労について
- (オ) 入院・通院について
- (カ) 外出について
- (キ) 相談窓口について
- (ク) 災害時について
- (ケ) 障害のある人への差別について

(コ) 社会生活について

- ② 新潟県内の障害児・者入所施設に入所している18歳以上の方

- (ア) 基本属性
- (イ) 生活の場について
- (ウ) 文化・スポーツについて
- (エ) 外出について
- (オ) 相談窓口について
- (カ) 障害のある人への差別について

(キ) 社会生活について

③ 障害者手帳を所持している 65 歳以上の方

- (ア) 基本属性
- (イ) 生活の場について
- (ウ) 文化・スポーツについて
- (エ) 介護保険サービスの利用について
- (オ) 入院・通院について
- (カ) 外出について
- (キ) 相談窓口について
- (ク) 災害時について
- (ケ) 障害のある人への差別について
- (コ) 社会生活について

④ 障害者手帳や児童通所受給者証を所持している 18 歳未満の方

- (ア) 基本属性
- (イ) 文化・スポーツについて
- (ウ) 相談窓口について
- (エ) 相談支援ファイル「すこやかファイル」について
- (オ) 在宅福祉サービスについて
- (カ) 障害のある人への差別について
- (キ) 学校について
- (ク) サービス利用について
- (ケ) 就労について
- (コ) 生活の場について
- (サ) 外出について
- (シ) 相談場所について
- (ス) 保育園や幼稚園、認定こども園の利用について
- (セ) 個別の教育支援計画及び指導計画について
- (ソ) 進学・進路先について

(6) 回収結果

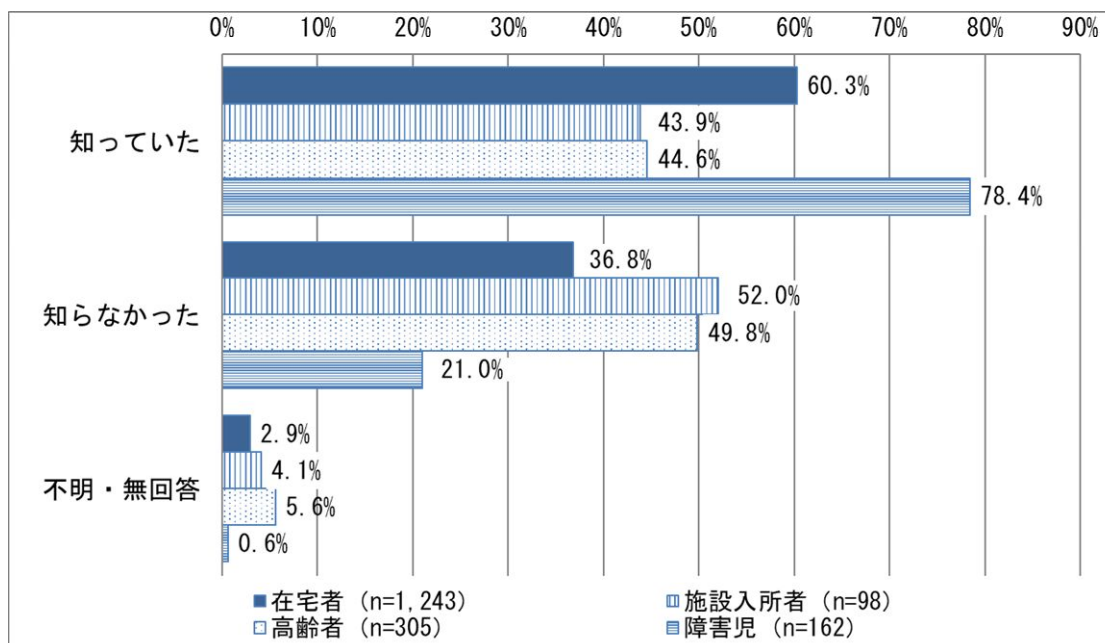
	調査数	回収数	回収率
①身体障害者	760人	455人	59.9%
②知的障害者	600人	377人	62.8%
③精神障害者	740人	411人	55.5%
④施設入所者	140人	98人	70.0%
⑤高齢者	510人	305人	59.8%
⑥障害児	250人	162人	64.8%
計	3,000人	1,808人	60.3%

(7) 調査結果 (抜粋)

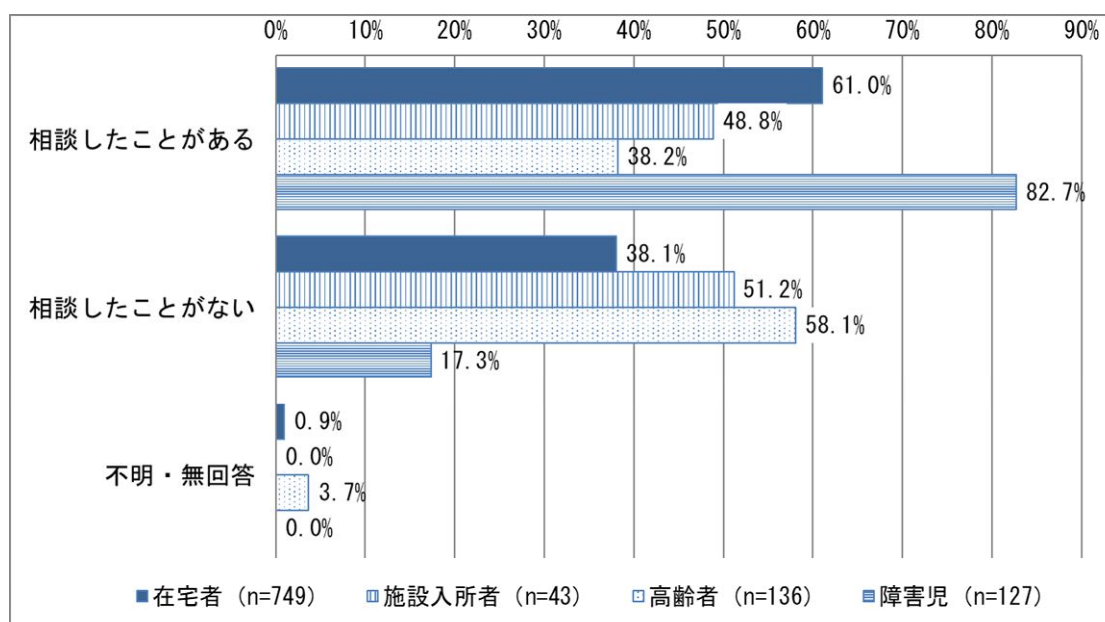
① 相談窓口について

相談窓口についてたずねたところ、障害児は他の調査対象より「知っていた」及び「相談したことがある」と回答した割合が高く、認知度及び利用率の高さが伺えます。

(ア) 相談窓口の認知度



(イ) 相談窓口での相談経験 (対象者：相談窓口を「知っていた」と回答した人)



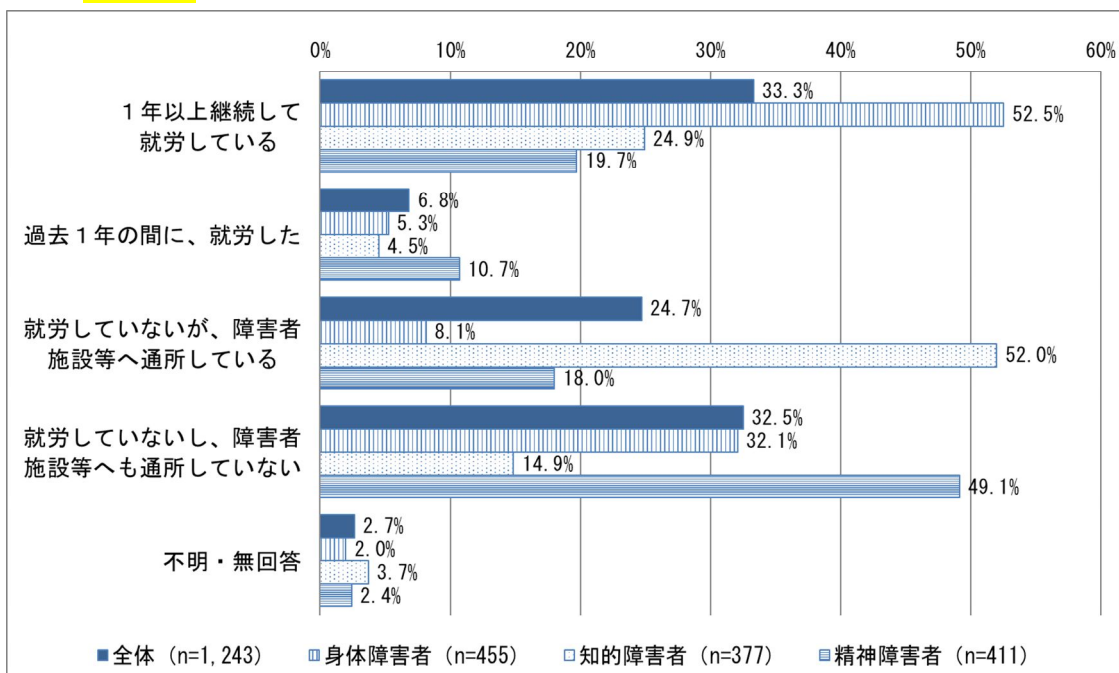
② 就労について

在宅者を対象に就労についてたずねたところ、就労している人（「1年以上継続して就労している」、「過去1年の間に、就労した」）は全体で**40.1%**、そのうち身体障害者は**57.8%**、知的障害者は**29.4%**、精神障害者は**30.4%**となっており、3年前の同調査と比較し、就労している人の割合に大きな変化はありません。就労形態においては、身体障害者は「会社や役所などの正社員・正規職員、会社役員」（**47.1%**）が最も高かったのに対し、知的障害者と精神障害者は「会社や役所などの臨時職員・派遣社員・パート・アルバイト」（**61.3%**、**69.6%**）が最も高くなっていることから、障害の特性により差が生じていることがうかがえます。

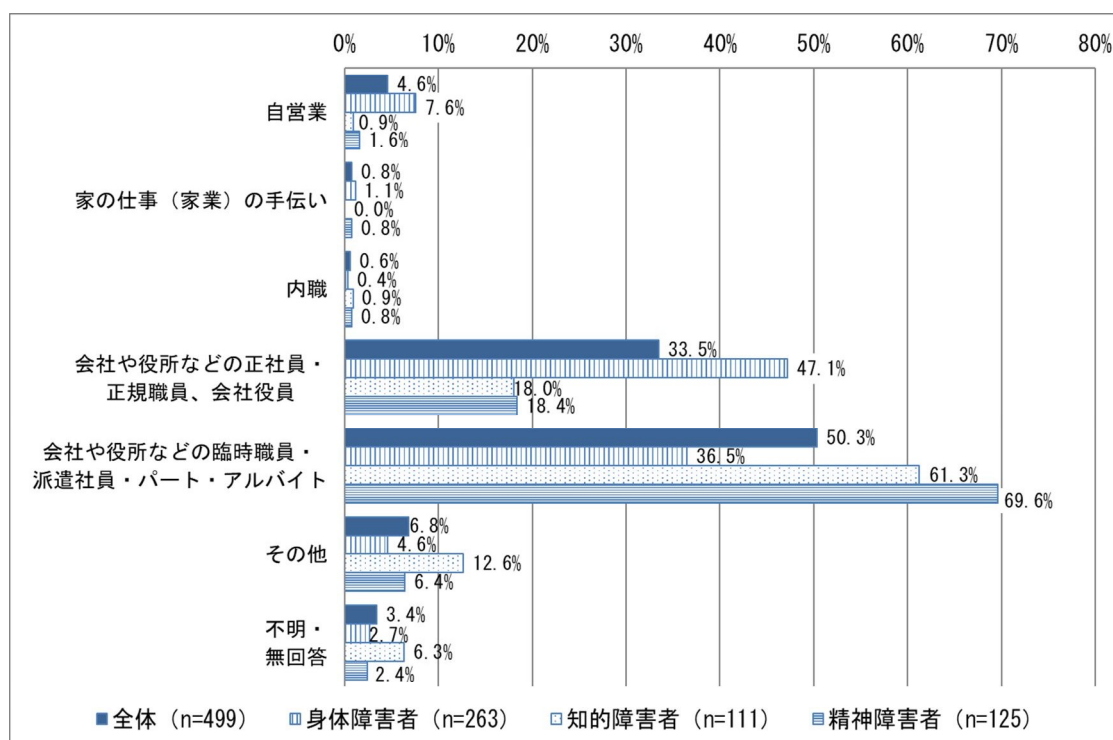
また、「1年以上継続して就労している」と回答した人に、就労継続できる理由をたずねたところ、全体の傾向として、「生活のために働かなければならないから」（**66.9%**）が最も割合が高く、次いで「仕事の内容が自分に合っているから」（**50.5%**）でした。反対に就労上で困っていることをたずねたところ、全体の傾向として、「特に困っていない」（**37.9%**）が最も割合が高く、次いで「給料や賃金が少ない」（**27.5%**）となりました。

「就労していないが、障害者施設等へ通所している」または「就労していないし、障害者施設等へも通所していない」と回答した人に就労意向についてたずねたところ、全体の傾向として、「就労したいができない」（**41.6%**）が最も割合が高く、次いで「就労したくない」（**27.8%**）、「就労したい」（**19.1%**）となりました。「就労したいができない」、「就労したくない」と回答した人に就労できない・したくない理由をたずねたところ、全体の傾向として「障害が重いから」（**33.2%**）と「働く自信がないから」（**31.4%**）で6割を超える結果となりました。

(ア) 就労状況（対象：在宅者）

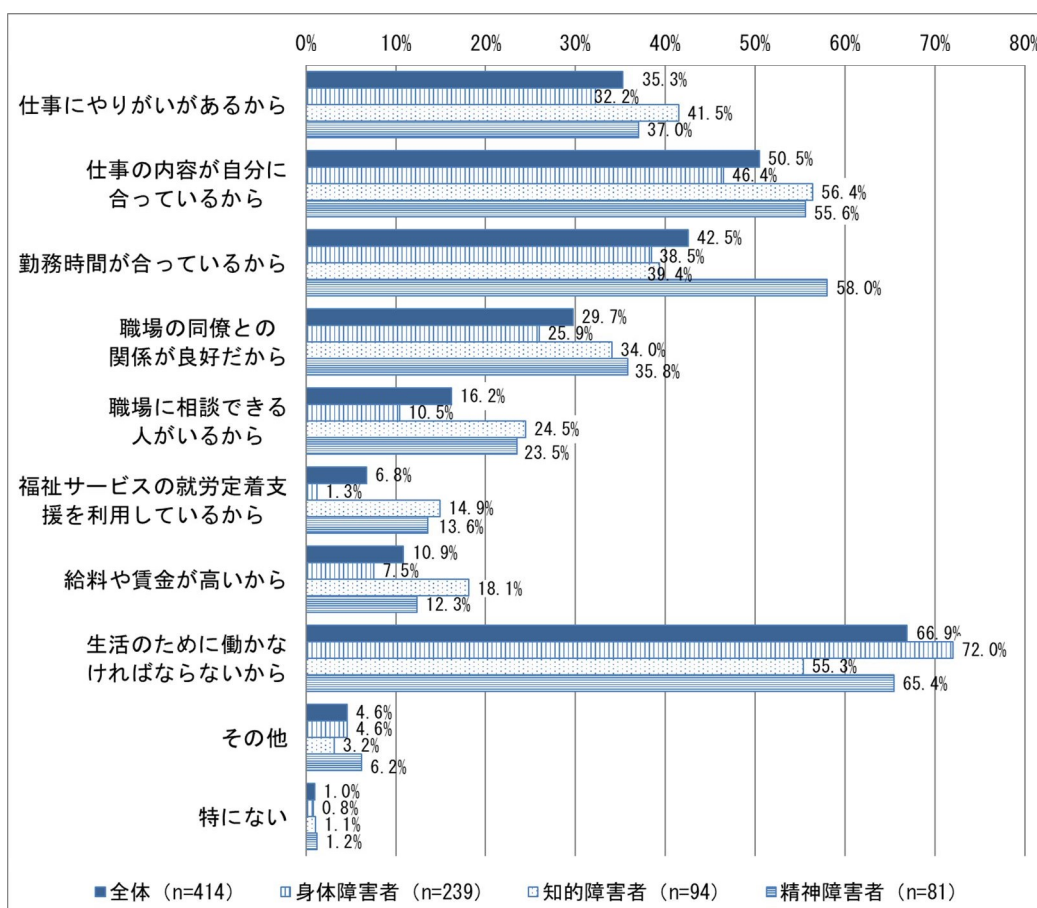


(イ) **就労形態** (対象:「1年以上継続して就労している」または「過去1年の間に、就労した」と回答した人)

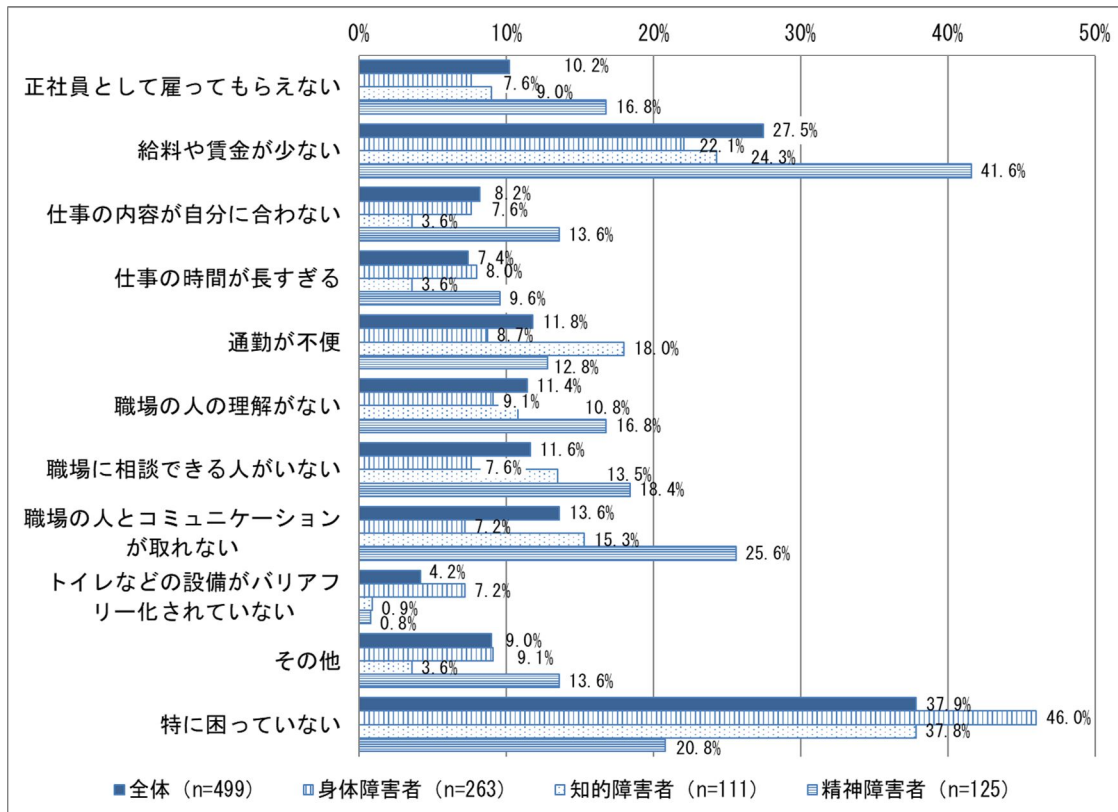


(ウ) **就労継続できる理由** (対象:「1年以上継続して就労している」と回答した人)

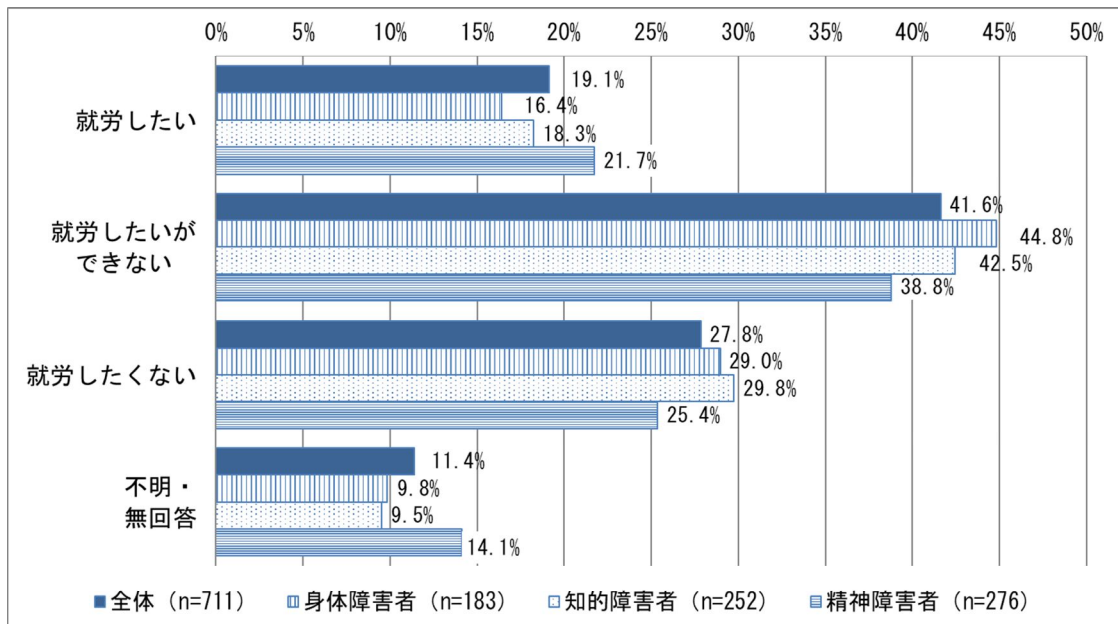
(複数回答)



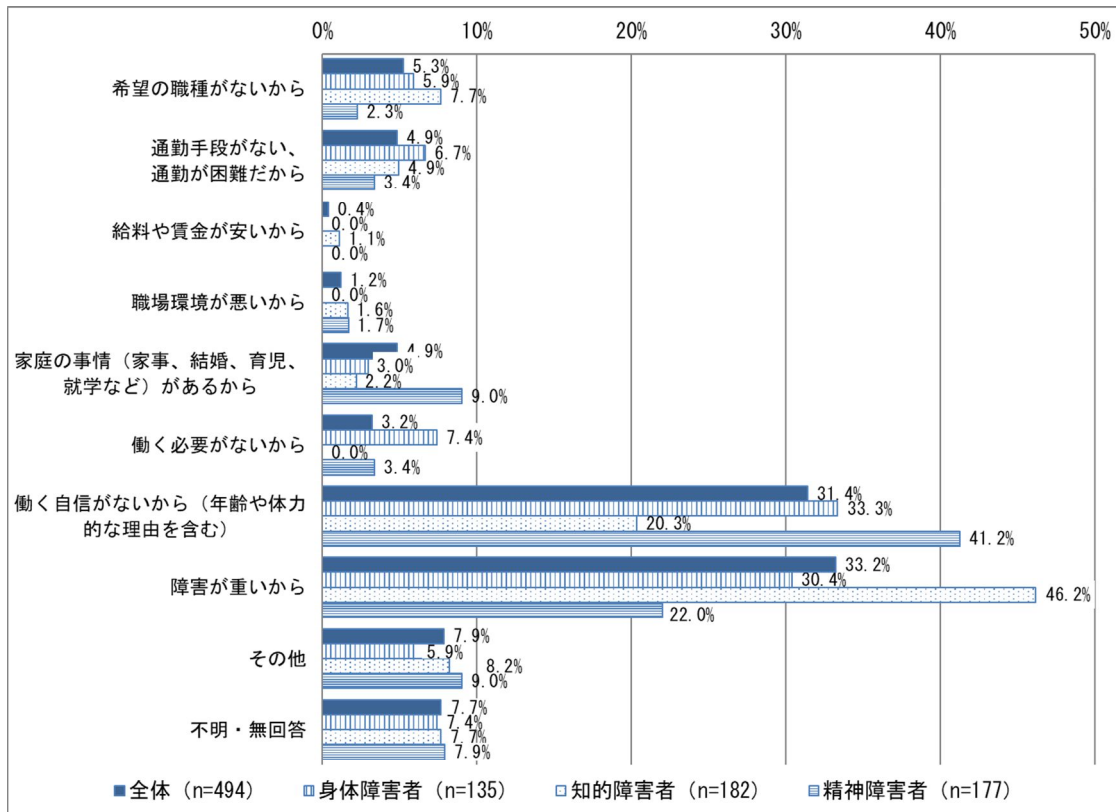
(エ) **就労上で困っていること** (対象:「1年以上継続して就労している」または「過去1年の間に、就労した」と回答した人) (複数回答)



(オ) **就労意向** (対象:「就労していないが、障害者施設等へ通所している」または「就労していないし、障害者施設等へも通所していない」と回答した人)



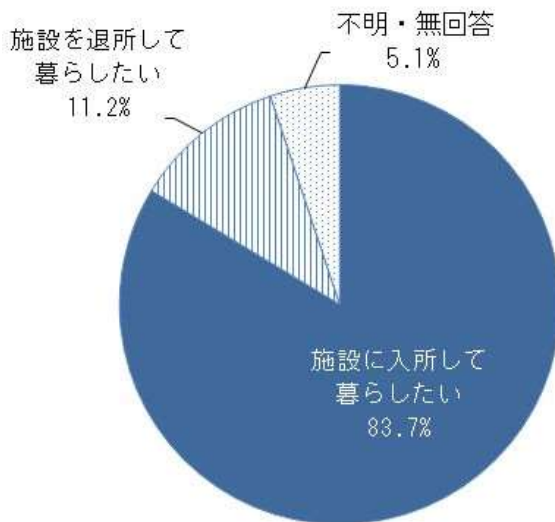
(カ) **就労できない・したくない理由** (対象:「就労したいができない」、「就労したくない」と回答した人)



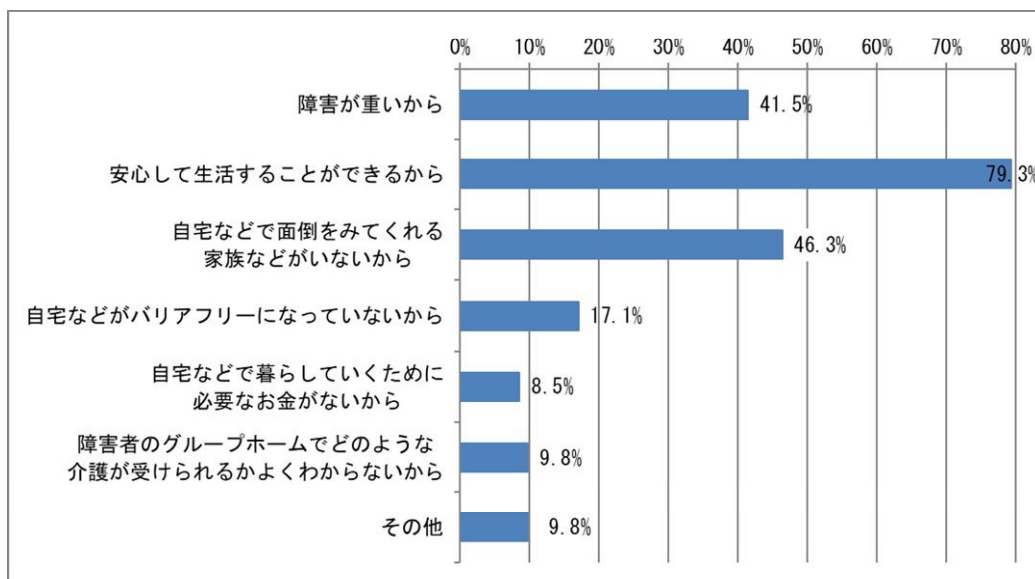
③ 生活の場について

施設入所者を対象に今後どこで暮らしたいかたずねたところ、「施設に入所して暮らしたい」と回答した人が **83.7%**であり、「施設を退所して暮らしたい」と回答した人は **11.2%**でした。施設に入所して暮らしたい理由として、「安心して生活することができるから」(**79.3%**)が最も高く、次いで「**自宅などで面倒をみてくれる家族などがないから**」(**46.3%**)が高い結果となりました。施設を退所しない・できない理由として、「**安心して生活することができないから**」(**45.5%**)が最も高く、次いで「**障害が重いから**」「**自宅などで面倒をみてくれる家族などがないから**」「**家族の同意が得られないから**」(ともに**27.3%**)が高い結果となりました。また、施設を退所して暮らしたい場所として、「自分や家族の持ち家」が **45.5%**と最も高くなっています。

(ア) **施設入所と退所の意向** (対象：施設入所者)
(n=98)

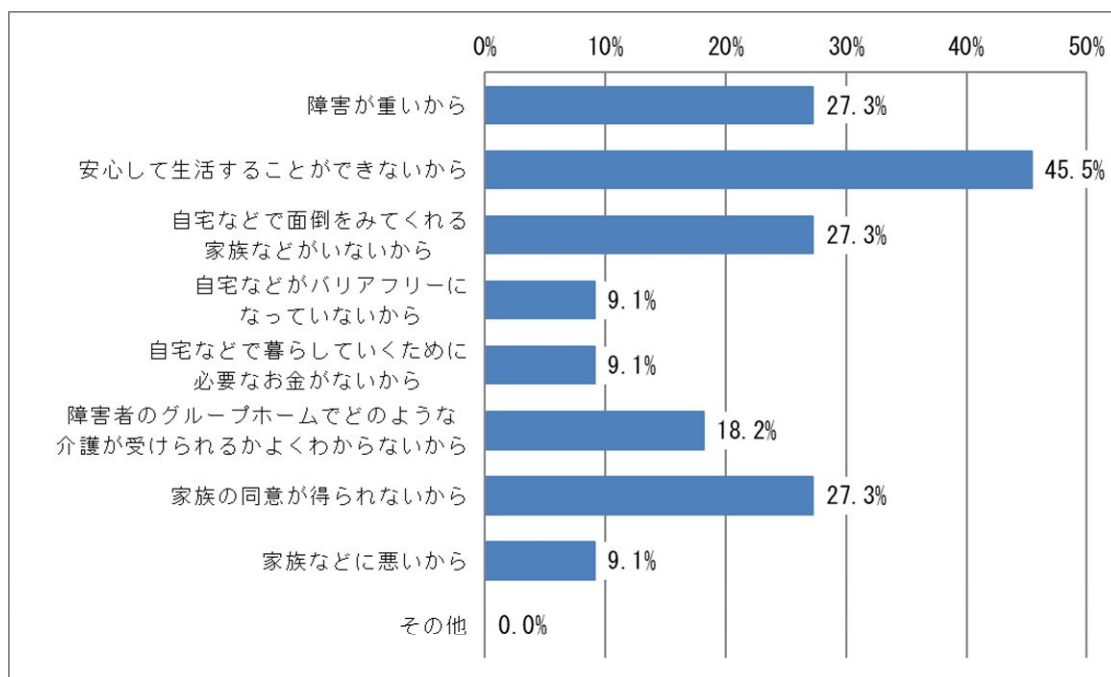


(イ) **施設に入所して暮らしたい理由** (対象：「施設に入所して暮らしたい」と回答した人)
(複数回答：n=82)



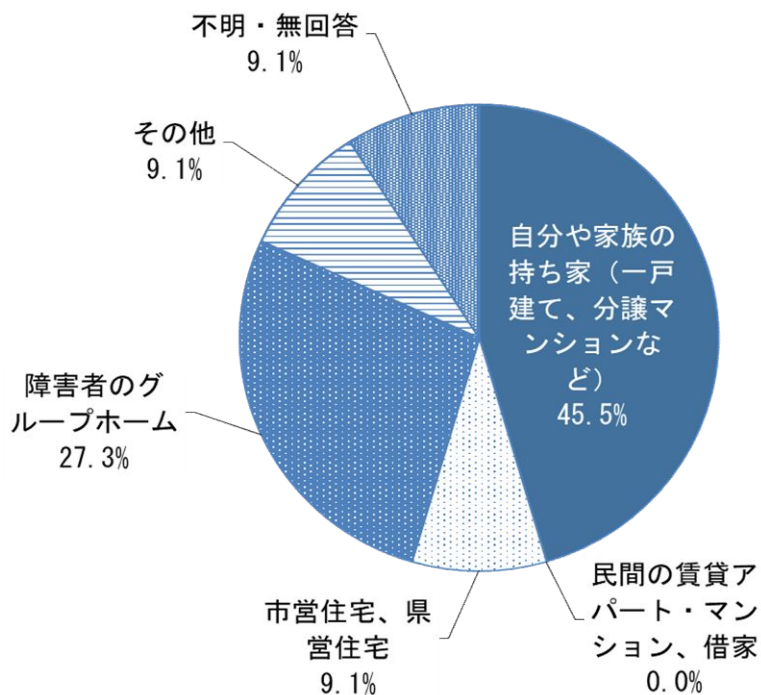
(ウ) **施設を退所しない・できない理由** (対象:「施設を退所して暮らしたい」と回答した人)

(複数回答: n=11)



(エ) **施設を退所して暮らしたい場所** (対象:「施設を退所して暮らしたい」と回答した人)

(n=11)



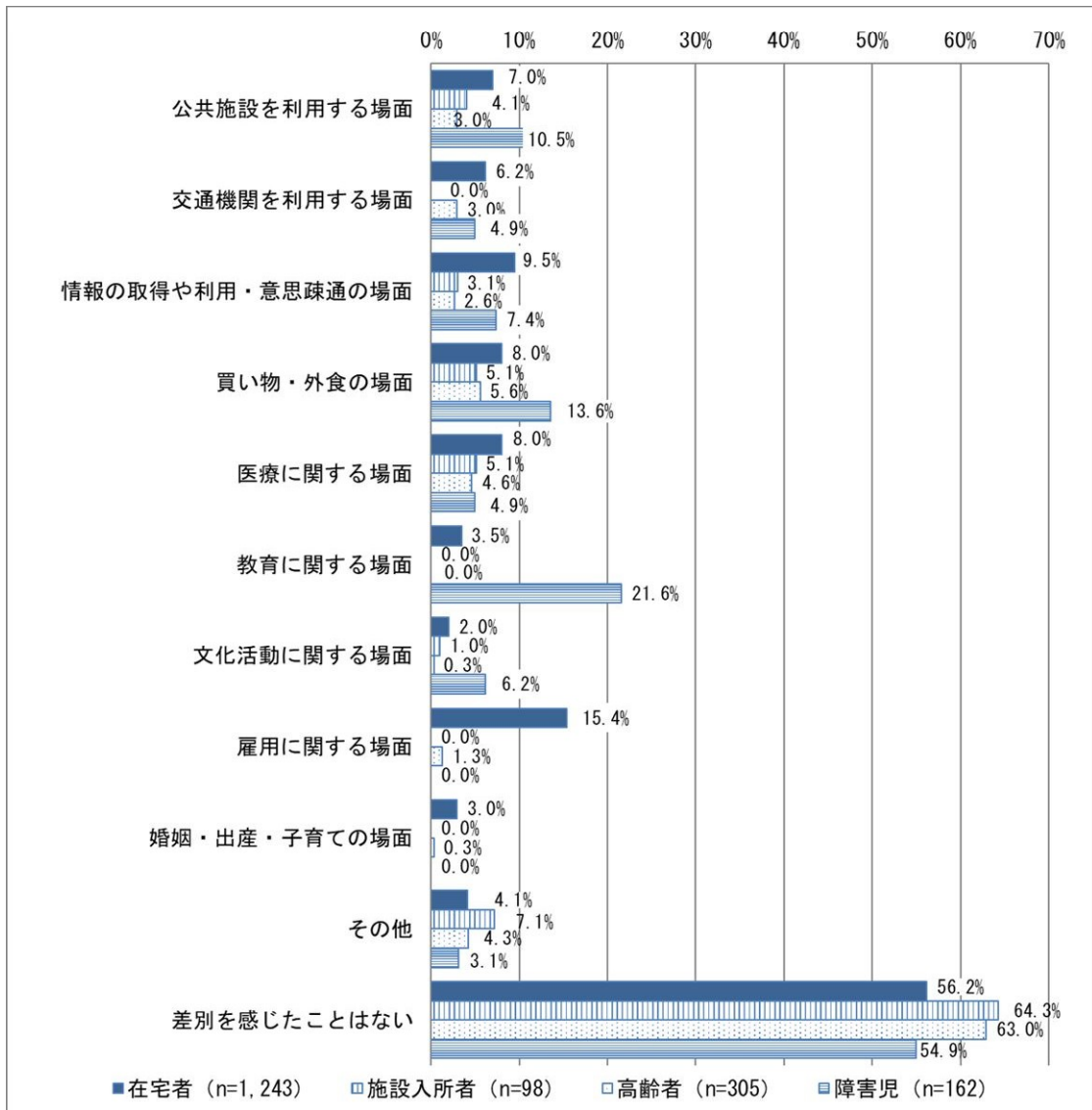
④ 障害のある人に対する差別について

障害を理由として差別されたと感じた場面についてたずねたところ、全体の傾向として「差別を感じたことはない」と回答した人が高くなりました。

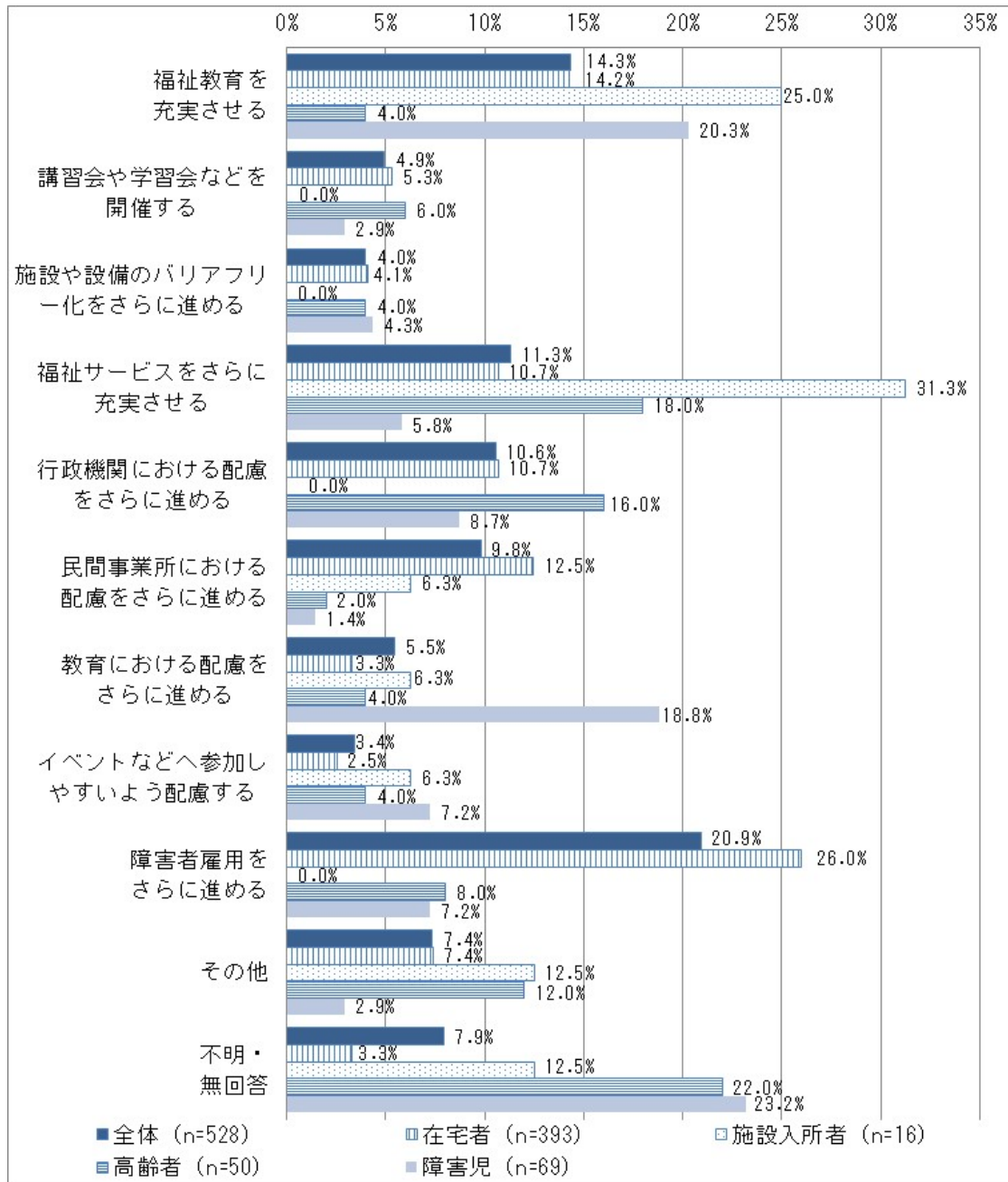
また、障害のある人への差別を解消するために必要と考えることについては、「障害者雇用をさらに進める」、「福祉教育を充実させる」、「福祉サービスをさらに充実させる」が高く、就労の場の確保とともに、福祉教育の更なる推進及び福祉サービスの充実等が望まれています。

(ア) 障害を理由として差別されたと感じた場面

(複数回答)



(イ) 障害のある人への差別を解消するために必要と考えること



2 長岡市の障害者福祉の現状

(1) 身体障害者

◆身体障害者手帳の交付状況（令和5年4月1日現在）

単位：人

障害別	18歳未満	18歳以上	計	構成比(%)
肢体不自由	76	4,240	4,316	47.2
視覚障害	4	535	539	5.9
聴覚・平衡機能障害	30	1,071	1,101	12.0
音声・言語機能障害	1	107	108	1.2
内部障害	25	3,051	3,076	33.7
合計	136	9,004	9,140	100.0

◆障害別身体障害者の推移（各年度4月1日現在）

単位：人

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	内部障害	合計
R1	4,811	537	1,150	103	2,997	9,598
R2	4,699	532	1,137	111	3,007	9,486
R3	4,611	534	1,127	109	3,038	9,419
R4	4,448	529	1,104	108	3,048	9,237
R5	4,316	539	1,101	108	3,076	9,140

◆等級別身体障害者の推移（各年度4月1日現在）

単位：人

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
R1	3,107	1,464	1,706	2,038	551	732	9,598
R2	3,039	1,430	1,715	2,038	540	724	9,486
R3	3,015	1,415	1,720	2,025	537	707	9,419
R4	2,997	1,367	1,672	1,981	530	690	9,237
R5	2,962	1,333	1,690	1,954	525	676	9,140

(2) 知的障害者

◆療育手帳所持者の状況（令和5年4月1日現在）

単位：人

区 分		療 育 手 帳 交 付 者		
		重度（A）	中・軽度（B）	合 計
18歳未満	男	112	180	292
	女	55	84	139
18歳以上	男	411	785	1,196
	女	314	502	816
計		892	1,551	2,443

◆療育手帳所持者の推移（各年度4月1日現在）

単位：人

年 度	総 数	男 女 別		程 度 別		年 齢 別	
		男	女	重 度	中・軽度	18歳未満	18歳以上
R1	2,314	1,389	925	841	1,473	428	1,886
R2	2,375	1,437	938	858	1,517	425	1,950
R3	2,368	1,439	929	861	1,507	419	1,949
R4	2,398	1,456	942	884	1,514	427	1,971
R5	2,443	1,488	955	892	1,551	431	2,012

(3) 精神障害者

◆病気別精神障害者の状況 (新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部管内)

(各年度3月31日現在)

単位：人

年 度	R1	R2
統合失調症	1,169	1,659
そううつ病	862	1,548
脳器質性精神障害	956	1,386
その他の精神病	205	237
中毒性精神障害	60	131
知的障害	124	165
人格障害	30	46
てんかん	67	91
神経症・その他	701	1,397
合 計	4,174	6,660

年 度	R3	R4
統合失調症	1,083	1,048
うつ病・そううつ病	856	874
認知症性疾患	923	984
その他の器質性精神障害	23	20
精神作用物質使用による 障害	70	82
神経症性、ストレス関連 及び身体表現性障害	403	427
摂食障害	14	10
てんかん	36	38
知的障害	96	92
パーソナリティ障害	19	22
そ の 他	270	264
合 計	3,793	3,861

資料：新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部

◆精神障害者保健福祉手帳の交付の推移 (各年度4月1日現在)

単位：人

年度	1 級	2 級	3 級	合 計
R1	143	1,601	178	1,922
R2	162	1,724	188	2,074
R3	163	1,874	202	2,239
R4	152	1,973	229	2,354
R5	144	2,060	230	2,434

3 第7期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画 第3期障害児福祉計画策定の取組経過

開催日	概要
令和4年 8月24日	○令和4年度第1回長岡市障害者施策推進協議会 ・第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の進捗状況について ・長岡市障害者生活実態調査調査票（案）について
11月3日～11月25日	（長岡市障害者生活実態調査）
令和5年 2月21日	○令和4年度第2回長岡市障害者施策推進協議会 ・第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の進捗状況について ・長岡市障害者生活実態調査の結果について
6月12日	○令和5年度第1回長岡市障害者施策推進協議会 ・長岡市障害者施策推進協議会の概要について ・委員長、副委員長の選任について ・第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の進捗状況について ・第7期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の策定について
9月25日	○令和5年度第2回長岡市障害者施策推進協議会 ・委員長、副委員長の選任について ・第7期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の総論（案）について ・第7期長岡市障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の数値目標（案）について
12月4日	○令和5年度第3回長岡市障害者施策推進協議会 ・第7期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第3期障害児福祉計画（中間案）について ・パブリックコメントの実施について
令和6年 1月4日～1月31日	（パブリックコメント）
2月22日	○令和5年度第4回長岡市障害者施策推進協議会 ・パブリックコメントの実施結果について ・第7期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第3期障害児福祉計画（最終案）について
3月27日	（市議会3月定例会に計画の報告）

4 長岡市障害者施策推進協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、長岡市附属機関設置条例（昭和32年長岡市条例第7号）第3条の規定に基づき、長岡市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）について、その組織、運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、市民、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集及び会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 協議会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に委嘱をする委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 (令和5年3月31日規則第29号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

5 長岡市障害者施策推進協議会委員名簿

氏名	職業等	備考
阿部 友子	市民代表	
五十嵐 佐枝子	長岡希望の会 事務局	
岡村 珠由貴	長岡市立高等総合支援学校 教諭	
加藤 耕一	長岡市民生委員児童委員協議会 監事	
菊池 香織	中越福祉会 みのわの里 更生園 園長	
近藤 加寿子	市民代表	
柴野 嘉紀	長岡公共職業安定所 所長	
田中 晋	長岡市医師会 理事	
田中 春美	長岡市手をつなぐ育成会 副会長	
棚橋 彩子	長岡福祉協会 桐樹園 園長	
土田 清海	長岡市身体障害者団体連合会 事務局長	
沼田 夏子	新潟いなほの会-発達障害児者親の会-	
長谷川 和明	長岡商工会議所 事務局長	
藤田 芳雄	長岡視覚障害者福祉協会 顧問	
野口 正博	長岡市社会福祉協議会 会長	副委員長
目黒 健太	長岡市ろうあ者福祉協会 事務局長	
八子 円	新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部 副部長	
山口 勇司	医療法人崇徳会地域総合サービスセンター 副センター長	
米山 宗久	長岡大学 教授	委員長

(50音順)

長岡市障害者基本計画・障害福祉計画
障害児福祉計画

令和6年3月

編集 長岡市福祉保健部福祉課

発行 長岡市

〒940-8501

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

電話 (0258)39-2218 (福祉課直通)

FAX (0258)39-2256

電子メール fukushika@city.nagaoka.lg.jp
